0019287000

0019287-000

a 330-188
(a 330-188χ)

経済事典

日新聞社経済部・編

日新聞社

948

ADA

新経済事典

毎日新聞社経済部編

毎日新聞社経済部編

新経済事典

毎日新聞社

9
330
188x

6799

序

新聞の經濟記事をよむ人々のために、經濟關係の用語をできるだけ平易に解說したのが本書である。毎日の新聞をみていると經濟の專門用語がいろいろと出てくるばかりでなく、つぎつぎと新らしい經濟法令や經濟團体の名称が現われる。一見わかつているようでありながら一口に說明しにくいものが沢山ある。こういう風なものを至極簡單に說明し、一般の便宜に供したいというのが、私共のささやかな念願である。

毎日新聞の前身である東京日日新聞時代、いまとはちがつて、新聞のページ数も多く、經濟記事のために特定の欄が設けられていたころ、私共は「讀者メモ」という小さい欄を紙面の一ぐうに設けて担当記者が經濟用語の解說をした。昭和八年ごろである。これが、非常に讀者の好評を博したので、同年讀者の希望にしたがい、これらをまとめて「經濟メモ」という題で出版した。收容した用語もすくなかつたが、ポケット型で金三十錢という安く手ごろのしろものであつた。

以來、數回にわたつて改訂增補を加わえて出版し、戰爭中は內容のほとんど全部を書き改めて上梓したが、当時の用紙事情から発行部数は、はなはだきん少で、讀者の要望に十分こたえることはできなかつた。

本書は、終戦後新に書下したものであり、内容はいままでのものと較べると完全に一新している。けれども、編集の趣旨は、本書をはじめて刊行したときと同様、簡明と平易とにおかれている。そのため收容用語のなかには、読者の側から、「何だ、こんなわかりきつたものまでいれてある」という非難を受けるような性質のものがあるかもしれないが、その点は御了承をこいたい。

なお、印刷に思わぬ時間を要したため、多少現状にそぐわぬところが出來ているが、近い機会の改訂でその欠を補いたいと思つている。

昭和廿三年三月

毎日新聞社経済部

目　次

あ

陰　　路……（1）
赤字公債……（1）
赤字撒出……（1）
悪循環……（2）
揚繰網……（3）
足切り計算……（3）
アジヤ的生産様式……（4）
アスベスト……（4）
アセチレン……（5）
亜　　炭……（5）
圧　　延……（6）
R・T・O……（6）
アルテリ……（6）
アンチ・トラスト法……（8）
アンラ……（8）

い

一毛作、二毛作……（9）
一時借入金……（9）
一筆調査……（9）
イデオロギー……（10）
入会制度……（11）
イングランド銀行……（11）
印　　綿……（12）
インフレーション……（13）
隠匿物資等緊急措置令……（14）

う

ヴェルサイユ体制……（16）

ウォール街……（16）
氏族社会……（17）
ウラニウム……（17）
ウラル・クズネック・コンバイン……（18）
運転資金……（19）

え

A・A・A……（20）
A・F・L……（20）
永久公債……（21）
永小作権……（22）
営團……（23）
英米金融協定……（24）
英帝國会議……（24）
営農資金……（26）
エジプト綿……（26）
F・O・B C・I・F……（26）
M・R・P……（27）
M・T・S……（28）
L・S・T 船……（29）
塩業組合……（29）
N・R・A……（29）
沿岸漁業……（30）
エンゲルの法則……（30）
遠洋漁業……（31）

お

大蔵省証券……（32）
オッタワ会議と協定……（32）
オープン・ショップ……（33）
オープン・エンド・モーゲージ……（34）
オープン・マーケット・オペレーション……（35）
沖取漁業……（36）

O・P・A……（36）
オーストリヤ学派……（37）
オポチュニスト……（38）
横線小切手……（38）
親方制度……（39）
親引……（39）
恩給打切……（40）

か

外資……（41）
漸増漸減……（41）
会計検査院……（42）
海運再轉移……（42）
海損……（43）
海上保険……（43）
改定予算……（44）
廻米……（45）
海運國営移……（46）
拡張再生産……（46）
價格調整補給金……（46）
價格等統制令（附物價統制令）……（47）
價格体系……（48）
化学肥料……（49）
較差地代……（50）
各種年度……（51）
掛目と糸目……（51）
火災保険……（52）
過剰生産……（53）
過少醫制……（53）
課税標準……（54）
家族手当……（54）
カタパーチヤ……（55）
價額……（55）

価値安定債券……（55）
価値学説……（56）
価値形態……（57）
合作社……（58）
家内工業……（58）
株式会社……（59）
株式公開……（59）
可変資本・不変資本……（59）
貨幣数量説……（60）
カーボン・ブラック……（60）
加里肥料……（61）
刈分小作……（61）
カルテル……（61）
カルチベーター……（62）
為替ダンピング……（62）
為替裁定……（63）
還元配給……（64）
官業……（64）
関税定率……（65）
干拓……（65）
管理通貨……（65）
款項目節……（67）
間接税……（67）
完全雇傭……（67）
関東経営者協会……（68）

き

規格統一……（69）
企業集中……（69）
企業の社会化……（70）
企業合同……（70）
擬制資本……（70）

帰属……（71）
機帆船……（71）
基本税……（72）
義務費……（72）
キャッシュ・クレジット……（72）
恐慌……（73）
許可漁業……（74）
強制発動……（74）
キャリーオール……（74）
共助金……（75）
協定価格……（75）
共同耕作……（76）
共同融資……（76）
供出……（77）
業務管理……（77）
漁業会……（77）
切羽……（78）
ギルド（ツンフト）……（79）
勤労所得……（80）
キロワット……（80）
旧円、新円……（80）
旧封鎖預金……（81）
休閑耕地……（81）
給與局……（82）
休養権……（82）
斤先掘（きんさきぼり）……（82）
金融緊急措置令……（83）
金銭信託……（85）
金融通帳……（85）
金融恐慌……（85）
金融資本……（87）
緊急財政処分……（87）
金本位制……（88）

金属素本位制……（89）
銀行券発行準備制度……（89）
銀　行　券……（90）
銀行國営論……（91）
金核本位制……（92）
金貨本位制……（92）
金塊本位制……（93）
金銀複本位制……（93）

く

区劃漁業……（95）
苦汗制度……（95）
屑　　鉄……（95）
クーデター……（96）
クラフト紙……（96）
組合銀行……（97）
繰上償還……（97）
クリンピル……（98）
倉敷料……（98）
クレジットの設定……（99）
グレシャムの法則……（99）
クレートン法……（100）
クローズド・ショップ……（100）
軍需補償……（101）

け

経営管理……（103）
経営参加……（103）
計画輸送……（103）
計画資本……（104）
契約打切……（104）
経済團体連合会……（105）
経済安定本部……（105）

経済同友会……（106）
経　済　表……（106）
経済外的強制……（107）
経　常　費……（107）
継　続　費……（108）
経営協議会……（108）
決　　算……（109）
経費の膨脹……（109）
検　見（毛見）……（110）
兼業農家……（110）
権　利　株……（111）
源泉課税……（111）
減債基金……（112）
限界効用……（112）
現物出資……（113）
原始的蓄積……（113）
減價償却……（114）
原始共産体……（114）
原價計算……（115）

こ

光学工業……（116）
合成工業……（116）
國庫現計……（116）
國庫剰余金……（117）
國庫予備金……（117）
國家資本……（118）
國債整理基金特別会計……（118）
國際貸借……（119）
國際連合（U・N・O）……（119）
國際労働会議……（121）
國際復興開発銀行協定……（122）
國際労働組合連合……（123）
國際通貨基金協定……（123）

國内賠償……(124)
コークス炉……(125)
國有財産……(126)
國庫債券……(127)
國鉄労組……(127)
國土計画……(128)
國家管理……(128)
黒鉛……(129)
告示……(129)
小作制度……(130)
小作料……(130)
腰だめ経済……(131)
五大銀行……(131)
固定給……(132)
固定資金と流動資金……(132)
固定資本……(132)
コプラ……(133)
コミンテルン……(133)
米騒動……(134)
湖面低下……(134)
御用組合……(135)
コルホーズ……(135)
コレスポンデンス……(136)
耕作地主……(137)
公債……(137)
公益法人……(138)
公益事業……(138)
工業金融……(139)
興業債券……(139)
工場委員会……(140)
工場的手工業……(141)
工場閉鎖……(141)
工場法……(142)

工作機械……(142)
工具……(143)
鉱区税……(144)
耕種……(144)
皇室財産……(144)
硬質繊維……(145)
合成ゴム……(145)
交錯輸送……(146)
更生糸……(146)
交附公債……(147)
五百円生活……(147)
鉱業権……(147)
厚生施設……(148)
購買力平価説……(148)
効用逓減の法則……(148)
後配株……(149)
硬貨……(149)
考課状……(150)
コール……(150)
功労株……(151)
港運業……(151)
高炉セメント……(152)
小運送業……(152)
コンツェルン……(153)
コンバイン……(154)
コンプラドール……(154)
混合セメント……(154)
コンビネーション……(154)

さ

サイクル……(156)
最高発行額制限制度……(156)
最低賃金……(157)
再生産過程……(158)

最惠國條款……(158)
財　　團……(159)
財　産　税……(159)
財團法人……(162)
財　　閥……(162)
財閥解体……(163)
財　務　局……(164)
歳入歳出……(164)
先　　山……(165)
再　割　引……(165)
操業短縮……(166)
作業会計……(166)
搾　　取……(167)
醋　　酸……(167)
砂糖消費税……(167)
サボタージュ……(168)
差別関税……(169)
サラリーマン・ユニオン……(169)
産業別單一組合……(170)
産業合理化……(170)
産業機械……(171)
三・三制……(172)
サンジカリズム……(172)

し

C・I・E……(173)
C・I・O……(173)
C・M・M・C……(174)
市街地信用組合……(174)
自家保有米……(175)
時　間　給……(175)
自給肥料……(175)
自己資本……(176)
賜金國庫債券……(176)

事業資金……(176)
治　　具……(177)
資産凍結……(178)
自然弁証法……(178)
自作農創設維持……(179)
士族授産……(179)
失業手当……(180)
失業保險……(180)
実質賃金……(181)
実物取引……(182)
指定事業者……(182)
自動車会議所……(183)
自動車交通審議会……(184)
支拂準備金……(184)
紙　　幣……(185)
資本攻勢……(185)
資　　本……(186)
社会政策……(187)
社会保險……(188)
社会主義……(188)
社会民主主義……(189)
社会ファッシズム……(190)
シャーマン條令……(190)
商工協同組合……(191)
消費組合……(191)
弱体保險……(192)
社　　債……(192)
社債登録制……(193)
剰余價値率……(193)
剰余價値……(194)
使用價値と交換價値……(194)
小土地所有制……(195)
ショーヴィニズム……(196)
需要供給の原則……(196)

手工業……(196)
酒税……(197)
出資証券……(197)
収益税……(198)
自由労働者……(198)
自由預金……(199)
植民地……(199)
食糧証券……(200)
終戦処理費……(200)
食糧の人民管理……(201)
食糧調整委員会……(202)
食糧管理法……(202)
食糧営団……(203)
所得税……(203)
省令……(204)
私有財産制……(204)
私有財産制否認……(205)
集約農業……(205)
收穫逓減の法則……(206)
シュワーベの法則……(206)
庶民金庫……(207)
受益者配当……(207)
重要工場指定制……(207)
重商主義……(208)
重農主義……(208)
従量税……(209)
信託会社……(210)
信託協会……(210)
信用恐慌……(211)
信用状……(212)
人民……(212)
人民管理……(213)
人民投票……(213)

人口政策……(214)
人造石油……(214)
人件費……(215)
新カント学派……(215)
ジンゴイズム……(215)
シンジケート……(216)
新勘定と旧勘定……(216)

す

据置貯金……(218)
水産業会……(218)
水産皮革……(219)
水利権……(219)
スキヤジヤップ(SCAJAP)……(220)
スターリン憲法……(220)
スタハノフ運動……(221)
錫……(222)
スキヤップ(SCAP)……(222)
スライデイング・スケール……(222)

せ

政府預金……(224)
政府特殊借入金……(224)
生命保険協会……(225)
生計費指数……(225)
生産手段……(226)
生産資金……(226)
生産管理……(227)
生計費……(227)
生産協力官……(228)
生産的協同組合……(228)
清算取引……(229)
清算人……(229)
精密機器……(230)

精紡機……(230)
製司コークス……(231)
制限会社……(231)
制限海区……(232)
制限外発行……(232)
整理公債……(233)
税務代理士……(234)
正貨現送点……(234)
世界船腹量……(235)
世界労働組合連盟……(235)
責任準備金……(235)
責任支出……(237)
石灰肥料……(237)
絶対主義……(237)
絶対地代……(238)
セッルメント……(238)
セメントダスト……(239)
ゼネスト……(239)
戦略・戦術……(240)
戦争保険金……(241)
戦時利得税……(242)
戦時標準型船……(242)
全國食糧営團連合会……(242)
全國農業会……(243)
全貨連……(244)
全日海員組合……(244)
全日本産業別会議……(245)
船舶の種類……(245)
船員労働委員会……(246)
專賣……(246)
銑鉄……(247)
染料工業……(247)
戦時補償特別税法……(248)

そ

総合課税……(249)
総合供出制……(249)
総合物価対策……(250)
総合インフレ対策……(251)
相続税……(252)
倉庫証券……(253)
相対的剰余價値と絶対的剰余價値……(253)
送金爲替と逆爲替……(254)
総花主義……(254)
ソヴェート……(255)
ソシアルダンピング……(256)
組織労働者……(256)
底曳漁業……(257)
賣逓……(258)
総重量トン……(259)
粗放経営……(259)
ソホーズ……(259)
梳毛ト紡毛……(259)
損害保険協会……(260)

た

大量生産……(261)
大数の法則……(261)
大藏法……(261)
貸借対照表……(262)
抱合せ……(263)
棚上げ……(263)
兌換紙幣……(263)
兌換制度……(264)
タール製品……(264)
タンカー……(265)
タングステン……(265)

短　繊　維……（266）
團　結　權……（266）
團体契約……（267）
團体交渉……（267）
タンニン……（268）
ダンピング……（268）
蛋白繊維……（269）
單名手形……（269）
單利と複利……（270）
第一封鎖預金……（270）
第二封鎖預金……（271）
第二銀行……（272）
第二会社……（273）

ち

チーク……（274）
窒素肥料……（274）
地方分與税……（274）
地方商工局……（275）
地目（地類）……（276）
超過累進税率……（276）
中央銀行……（277）
勅　　令……（278）
仲　　裁……（278）
調　整　米……（279）
調　　停……（279）
貯炭拂出し……（279）
超過利潤……（280）
賃　労　働……（281）

つ

追加予算……（282）
通信事業特別会計……（282）

通　行　税……（283）
通　　貨……（283）

て

低位収穫農家……（284）
帝　國　主　義……（284）
帝國鉄道特別会計……（285）
出　　糸……（285）
定　置　漁　業……（286）
適正規模農家……（286）
適　限　経　営……（287）
適　正　價　格……（287）
出　來　高　拂……（288）
出稼労働者……（288）
鉄鋼二次製品……（289）
鉄　道　会　議……（289）
デフレーション……（290）
展　着　剤……（290）
天　皇　制……（290）
轉　廢　業……（291）
電力散荷率……（292）
電力需要率……（292）
電力負荷率……（292）
電氣機械製造会……（292）
電　　化……（293）
轉落農家……（293）
轉　　賣……（293）

と

特　殊　経　費……（294）
特許標準局……（294）
特　別　会　計……（294）
特　殊　銀　行……（295）

特殊決済制度……（296）
特殊法人……（297）
特殊預金……（297）
土地制度……（297）
土地兼併……（298）
徒弟制度……（299）
トランパー……（300）
トラスト……（300）
取引所特別税……（301）
通り抜ケ勘定……（301）
同一労働同一賃金……（301）
登録公債……（302）
登録税……（302）
当座貸越……（303）
当座預金……（303）
等価形態と相対的価値形態……（304）
投資信託……（305）
噴税……（305）

な

内燃機関……（307）
ナイロン……（307）
名子……（308）
名寄せ……（308）

に

日本農民組合……（309）
日本発送電……（310）
日本鉄道会（社団法人）……（310）
日本銀行券予入令……（310）
日本産業協議会……（311）
日本証券取引所……（311）
日本管理理事会……（312）

二重権力……（313）
日銀納附金……（313）
ニューディール……（314）

ぬ

抜取整理……（315）

ね

熱位……（316）
粘結炭……（316）

の

農業の機械化……（317）
農業保険……（317）
農業協同組合法……（318）
農地委員会……（319）
農地開発営団……（319）
農地交換分合……（320）
納税積立金（法人）……（321）
納税準備預金……（322）
納税組合……（322）
農民組合……（322）
農民委員会……（333）
農林中央金庫……（334）

は

ハイドラフト……（325）
延縄漁業……（325）
八時間労働制……（325）
跋行性……（326）
パーム油……（327）
パージ……（327）
早喰……（328）
ハロー……（329）
ハウスビル……（330）

バンコル……（330）
番手……（330）
飯米闘争……（331）
半封建的……（331）
飯場制度……（332）

ひ

B重油、C重油……（333）
罷業権……（333）
備蓄米……（333）
肥料年度……（334）
非鉄金属……（334）
日和見主義……（334）

ふ

復員……（336）
副原料……（336）
復興金融金庫……（336）
普通銀行……（338）
物価部……（338）
物価統制令……（339）
物価指数……（340）
プチ・ブルジョア……（341）
プール平準價格……（341）
プーム……（341）
封鎖支拂……（342）
封鎖預金……（343）
ブラック・マーケット……（344）
プラウダ……（344）
プラカード……（344）
プロレタリアート……（344）
プルジョア……（344）
ブルドーザー……（344）
プレトン・ウッズ協定……（344）

プレミアム……（347）
「浮游」選鉱……（347）
分解蒸溜（クラッキング）……（347）
分蜜……（347）
ブタノール・メチール……（348）
プロフィンテルン……（349）
物品税……（349）
分割引取制……（350）
ブッセル……（350）

へ

ベアリング……（351）
標準店舗……（351）
平價切下げ……（351）
米棉……（352）
ヘゲモニー……（353）
ベリリウム……（353）
変圧器……（353）
ベンゾール、トルオール……（354）
米穀年度……（354）

ほ

捕鯨漁業……（355）
保護関税……（355）
補助貨幣……（356）
保税倉庫……（356）
発起人……（357）
発起利得　起業利得……（357）
ポツダム宣言……（357）
ボナパルチズム……（358）
封建主義・封建社会……（359）
貿易等臨時措置令……（360）

ボーキサイド……（361）
ボルシェビキー……（361）
ホールディング・カンパニー……（362）
ポーレ声明……（363）
ボーメ……（364）

ま

マグネシウム……（365）
マーナー……（365）
マルクス主義……（366）
マルク共同体……（367）
丸裸……（367）
満俺（マンガン）……（368）

み

見返り物資……（369）
看做配当……（369）
未利用資源……（369）
ミュール……（370）
民主主義……（370）

む

無記名株式・無記名債券……（372）
無政府主義……（372）
無担保貸付……（373）

め

銘柄取引……（374）
メチール……（374）
メーデー……（374）
名目賃金……（375）
メンシェビキー……（376）
免税点……（377）

も

保合……（379）
持株会社整理委員会……（379）
持分……（380）
モラトリアム……（380）

や

冶金工業……（382）
約束手形……（382）
屋主團体……（383）

ゆ

唯心論……（384）
唯物論……（384）
唯物弁証法……（385）
輸出水産物……（386）
優先株……（386）
遊興飲食税……（387）
有限会社……（387）
有畜農業……（388）
有価証券移轉税……（388）
油脂工業……（389）
U・S・スチール……（389）

よ

予備金……（391）
窯業……（391）
焙鉱炉……（391）
傭船料……（392）

ら

ライナー……（394）
落綿……（394）
ラン……（394）

り

リバティ船……（396）
リフレーション……（396）
硫　　酸……（397）
硫　　安……（397）
流　通　税……（397）
緑肥作物……（398）
再建資買……（398）
リリーズ……（398）
燐酸肥料……（398）
リンク制……（399）

る

累進税……（401）

れ

歴青炭……（402）
レシーヴァー制度……（402）
レシプロ船……（403）
レフレンダム……（403）
連邦準備制度……（404）
連邦準備銀行……（404）

ろ

ロータリーキルン……（406）
労働権……（406）
労働法……（407）
労働の二重性……（407）
労働と労働力……（408）
労働價値説……（408）
労働組合総同盟……（409）
労働予備軍……（410）
労働委員会……（410）

労働組合……（411）
労働組合主義……（411）
労働協約……（412）
労働関係調整法……（412）
労働争議……（413）
ロンバート街……（414）

わ

ワイマール憲法……（415）
ワグナー労働法……（415）
割引政策……（416）
割引市場……（417）

増補目次

あ

アイ・ティー・オー(I・T・O)……(418)

い

イー・エス・ビー(E・S・B)……(418)

え

エス・シー・エル・シー(S・C・L・C)……(419)
エッチ・シー・エル・シー(H・C・L・C)……(419)
エフ・ティー・シー(F・T・C)……(419)

か

為替レート……(419)
過度経済力集中排除法……(420)

き

業種別平均賃金……(421)
金利協定……(421)

け

経営者團体連合会……(422)
経済白書……(423)
経済復興会議……(423)

こ

公正取引委員会……(424)
拘束八時間制……(425)
公開……(425)

さ

災害救助法……(426)
暫定予算……(427)

し

資金融通準則……(427)
実行予算……(428)
指定生産資材……(429)
シー・ティー・エス(C・T・S)……(429)
社会保障制度……(429)
証券処理調整協議会……(430)
証券取引法……(430)

せ

石炭國管……(431)
千八百円ベース……(432)

つ

通貨発行審議会……(433)

と

特別物資調達廳……(434)
独占禁止法……(434)

は

パリティー計算……(435)

へ

閉鎖機関……(437)

ほ

貿易回轉基金……(437)
貿易資金特別会計……(438)
貿易手形……(439)

補正予算……（440）

ゆ

輸出規格……（440）

ら

ラ ラ 物資……（441）

り

硫化鉱……（442）

ろ

労働者災害補償保険……（442）

あ

隘路（あいろ） あい路とは軍隊用語から出たもので、陸軍で大部隊の進退できぬようなせまい路をいつた。一般にはボトル・ネック、ピンの口で通つており、もろい部面をさして用いられる。

すなわち道のせまいという字義から轉じて最近ではいろいろの方面に使用されるようになつた。たとえば陸上輸送でいえば、貨車乗客が殺到してさばききれず、混雑しがちな線路をよんだり、生産増強の上に支障をきたすようなおそれのある部面、すなわち労力の不足とか資金、資材の不円滑というようなことを生産増強のあい路といつている。したがつて解釈もその使用される場合によつて、文字通りのこともあれば、逆條件をさしていう場合もあるわけである。

赤字公債 赤字財政の歳入を補うために発行する公債が赤字公債である。元來、財政は歳出を補うに足るだけの歳入がある、いわゆる健全財政が最も望ましいのである。しかし社会、経済の状態からして國家の支出によつておこなうべき事柄の多い場合には、租税その他國営事業專賣益金等からの歳入のみによつてはとうてい賄い得ないことがある。かかる場合にその歳入の欠陥を補うために公債を発行し、その収入によつて歳出を賄う必要が生ずる。すなわちこれは歳入の不足を補う公債で　収入不足は赤字をもつて書かれるところから俗に赤字公債といわれる。

赤字搬出 毎年十一月から翌年十月にいたる一年間の食糧年度を通じて政府は毎年その年度内の食糧生産量とにらみあわせた需要計画、すなわち「食糧需給計画」をたてて、過不足の対策を講ずるのである。こうした場合に生産と需要の均衡がとれれば文句はないのだが、現在のように敗戰にともない朝鮮、台湾、満州といつたような大きな供給源を失つた上に、外地からは何百万という復員者や引揚者が殺到してくると、平常でさえ自給できない本土のみ

ではどうしても食糧の充足をはかることはできない。さらばといつて不足分を輸入にのみ仰ぐということはなおさら困難である。そこで國内産食糧をできるだけ多く需要面にまわすために政府は供出という制度をとつている。この場合東北、北陸のような生産縣が自縣の年間消費量を切つて割当量以上に消費地へ食糧搬出を強行するのを通称赤字搬出というのである。今年のような深刻な食糧不足の時には赤字搬出を行つた縣は全國で廿一縣におよび、その数量は大体四百五十万石が予定された。そのため例年なら十月までの間に生産縣が自縣消費用として保有する食糧を各縣の実状に應じて切下げ、大体全國平均で七月までの保有しか認められないこととなつた。したがつて八月以降十月までの三ヵ月は麥、雑穀で食つなぐか、あるいは農家の保有米を切つてまでも生産縣の需給均衡を計らなくてはならぬという苦しい食糧事情を現出してきた。

惡循環 インフレーションの末期においては通貨の増発率よりも、物價、労銀の率が上まわり、このより高い物價や労銀の値上りが通貨の増発を促進することになるが、これをインフレーションにおける惡循環という。

すなわちインフレーションの初期における現象は赤字公債、その他の原因により通貨が増発され、これにより物價や労銀が、その率は通貨の増発率にはおよばない。ところがインフレの中期になると通貨の増発率と、物價や労銀の騰貴率とはほぼ同じような傾向をたどる。この場合物價や労銀の率は相当に高いけれどもこれによつて通貨の増発を促進することはない。しかしインフレの末期になると通貨の増発率よりも物價や労銀の率が高くなつて、今度は物價や労銀の騰貴が通貨の増発を促進するという惡循環が、インフレ初期とは反対の傾向をたどるのである。これ一般にインフレがインフレを呼ぶといわれる所以である。

この傾向は第一次世界大戰のロシヤ、ドイツのインフレーションにおいてよく現われている。ロシヤの場合を例にとると大戰がおきた一九一四年七月から一九一七年二月の二月

革命までが第一期で、この通貨の増発は戰前の五倍を超過したが物價や労銀は三倍程度であつた。二月革命から一九一七年十月のボリシェヴィキー革命までのわずか八ヵ月間が第二期であるが、この間は帝政時代通貨の増発率におよばなかつた物價の騰貴率は上昇して通貨の増発率と同等、あるいはそれを上まわらんとした。次はボリシェヴィキー革命から一九二四年十月までがいわゆるインフレの末期であつて、この期間は物價騰貴速度が極めて迅速となつて政府の配給統制、價格公定、実物資銀の支拂等各種の対抗策にもかかわらず、物價騰貴は通貨の増発を刺激するという惡循環が深刻化し、ついにインフレーションを破局ならしめた。

揚繰網（あぐりあみ） 旋網（まきあみ）の一種で長さ三百ないし八百尋、一幅五十ないし百尋内外を普通とする長方形の網で、浮子は水面に浮び、沈子は時には海底に達することもあるが、多くは中層にあつて水底には達しない。普通二隻の漁船に網を半分ずつ分載して出漁し漁場にて魚群を認めたならば、二隻の船はわかれてこれを取りまき、再び相接して運航し網を引揚げて漁獲を終る。投網に際して漁船一隻を用いて漁獲する場合もある。漁獲物は主としてイワシで、東北、関東、東海、四國、九州等の地方にて行われる。

足切り計算 個人の臨時利得税の税率は、営業利得については、利得金額の百分の卅五であるが、この規定によつて算出した利得税額が、利益金額から一万円を控除した金額を超過する時は、その超過額に相当する税金は、免除されることになつている。（臨時利得税法案第十四條ノ二）この規定が、足切り計算といわれている方法の一例である。その意図しているところは、個人の臨時利得税は利益金額が一万円以下の場合は、課税されない。（同十一條）一万円を超える時は、利得金額の百分の卅五相当額が課税される結果、利益金額がたまたま一万円を少し超えたため利得納税後の利益金額が免税点以上のものよりも、かえつて少くなる場合が生ずる。この不合理をさけるため税額の一部免除を行つて、利得税納税後の利益金額は、常に一万円以下に

はならぬことにしようとするものであつて、税金が利益金額に乘かつた時、一万円から足をだす。その足を切るというところから「足切り計算」という名前が生れている。

アジヤ的生産様式

アジヤ的生産様式の問題は國際的には支那革命の問題をめぐつて、國内的には日本経済の分析と関連して激しく論争されまだ結論がでない。アジヤ的生産様式というのはどんな生産様式であるか。アジヤ論者の代表者マジャールによると、いわゆるそれはアジヤに特有な敵対的な社会構成であつて、人工的かんがいが耕作の必須條件であるところに発生する。ここでは土地の私有は存在せず國家が唯一の地主であつて、地代と租税は一致する、というのであるが、反アジヤ論者の雄ゴーデスは、マジャールが「アジヤ的生産様式」だといつているものは、特殊な社会構成ではなく、封建制度のアジヤ的変種にすぎぬ。これに対し平野義太郎、相川春喜両氏は、「それが原始共同体から古代社会への過渡的な段階をなす、最初の敵対的社会構成であるというゴーデスの見解は正しい。この過渡段階においては、共同体連盟の共同の利益を防衛するために設けられた公共機関が、自己の地位を利用して共同体から次第に独立して、ついに支配階級に轉化するのである。こうしてつくられる收取関係は、奴隷制度でも封建制度でもない、一つの特殊な社会構成である。アジヤに侵入した欧州人がそこで出会つた生産様式、それは封建制の支那的形態であつた」とみている。

アスベスト

石綿は角せん石または蛇紋岩という鉱物が極めて細い纖維状の結晶となつたもので、燃えずまた高熱にもたえるため、昔から消防夫の服等に用い、後には石綿そのものが熱の絶縁性に富むことと、細かい空げき中の空氣の断熱性のために保温材として用いられ、その他特に戰時中などには自動車や飛行機のブレーキやクラッチの緩衝用に、またろ過材（たとえばパッキング）混和材（たとえばスレート、エタニットパイプ、ヒューム管等）として極めて重要資材である。世界の石綿産額は年産約五十

万トンで、その過半（廿六万トン）はカナダのケベック州ででるが、そのほとんど全部が米國に輸入されている。つぎの産地はソ連で世界の二割、その他南ローデシヤ、南ア連邦で、日本の産額はもと極めてわずかで、かつて戰前まではカナダやまれにソ連から輸入していたが、現在では國内資源の積極的開発、再生石綿の利用、代用品工業（ガラス纖維やロックウール等）の振興等に努力している。

アセチレン

化学構造はC_2H_2で石炭ガスの中にふくまれている。無色、無臭の氣体で摂氏一度、四八氣圧で液化し、水にはほとんど溶解せず、アルコールやアセトンにはよくとける。空氣中で点火すると、強い光のほのおをあげて燃えるので移動用照明に用いられ、また酸素と混じ吹管で燃焼させると、約摂氏二千五百度の高温を発するから鉄棒、鉄板の切断よう接に用いる。アセチレンはカーバイド（炭化カルシウム）に水を注げば簡單に発生する。時代の花形たる有機合成工業は、このカーバイドからえられるアセチレンを原料とするもので、その製品は主なるものだけをひろつてみても、合成ゴム、酢酸、アセトアルデヒド、アセトン、ブタノール、ベンゾール、グリコール、合成洗劑、合成纖維等の化学工業中最も重要視せられる物資をふくんでいる。

このほかアセチレン系合成品で、技術的に可能とされるものは中間合成品、医薬品、染料、溶剤そのほか可塑材料として無數にある。

亜炭

劣悪の褐炭で山形、岐阜、愛知、福島、群馬、福岡、三重等に産する。熱量は三千五百カロリーから四千カロリーの劣等炭であるが、コーライトにすれば七千五百カロリーもでて家庭用木炭の代用となり、木炭ガスの補助剤として自動車にも使える。亜炭からはタールもとれる。終戰後出炭量の激減から亜炭を要望する声は強く昭和廿一年一月より三月にいたる亜炭増産運動では計画量の六十万トンに対し、六十一万トンの実績をあげた。年間を通じての生産計画量は三百五十万トンである。

壓延　鉄鋼生産は製鉄即ち鉱石から銑鉄をつくる作業、銑鉄から鋼塊をつくる製鋼作業、つづいて圧延の三段階の作業によつて完結する。圧延とは、つまり鋼材製造のための加工造形作業の一つであつて、その作業の内容は回轉する一対のロールの間に材料をかませ、これを通過せしめることにより漸次所望の形状の鋼材に仕上げるにある。圧延作業に用うる主たる設備を圧延機（ローリング・ミル）という。圧延作業を経てつくられた鋼材はその形状によつて條鋼（棒鋼、型鋼、線材）鋼板（厚板、薄板、ブリキ、帶鋼）その他（鋼管、外輪）の各品種に分類される。鉄鋼需要部門は少量の鑄鋼、鍛鋼を別として大部分圧延鋼材を需要するのであるが、その主要品種別需要を見ると大体機械工業は板と棒を、土木建築は棒を、造船は板を主として消費する。戰後のわが國においては復興建築用として現在線材、棒鋼、薄板が最も緊急に要望されているのであるが、目下そのストックは僅少となり、一方新規生産を多く期待できぬ現状なので、復興上大きな障壁となつている。一方廃兵器は相当量あるもこれは品種や品質が区々で、そのまま利用することは困難とされ、從つてこれを再び加熱して再圧延することが大きな課題となつている。再圧延の最も主たるものに伸鉄（含引抜鋼管）がある。引揚船の解体鋼板や古管を適寸に断ちきりないしはさびを落して加熱炉で熱したものを簡單な圧延機にかけて小型棒鋼、薄板平鋼再生管（含自轉車用フレーム管）を製造するものである。その一般圧延業と異る点は生産行程の簡單なこと石炭の少量ですむこと等が主で前述したように現在の小型棒鋼薄板等の不足緊急需要品種は戰後発生せる多大な鋼屑の緊急処理と相まちて伸鉄の活動に期待する面は多いのである。

R・T・O　占領軍の進駐後、國内の主要な駅の要処要処にこの文字が大きく掲示されているのが眼につく。これは **Railway Transportation Office** の頭文字をとつたもので、連合軍の鉄道輸送事務所のことである。

アルテリ　（コルホーズの項参照）今日のソ連農村において支配的地位を占めているコルホーズの

第二発展段階の形態である。個人的利益と社会的利益をたくみに融合させ、昨日の個人農に集團的社会的訓練をほどこし、社会主義社会の積極的構成員たらしめるに最も適した形態で、スターリンも一九三四年の第十七回党大会で「現在の諸條件下におけるコルホーズ運動の唯一の正しい形態はアルテリである」と述べている。そこでアルテリ形態のコルホーズとは如何なる内容をもつかについて述べると、ソ連では土地は國有であり、コルホーズは土地を無償で永久に國家から借りうける。從來の個人農の分有地を区画していた一切の境界がとりはらわれ、すべての分有地はコルホーズ員によつて集團的に利用されるコルホーズの單一農地となる。つまり從前の農民経営の土地と生産用具の社会化を基礎として結成される。社会化農地のうちから宅地附属として四分の一ないし二分の一ヘクタールの土地が各コルホーズ農家に分與される。そこではコルホーズ員は、共同労働の余暇に自家用または販賣用の菜園や果樹園を経営することができる。役畜、農具（すき、播種機、まぐわ、脱穀機、草刈機等）貯藏種子、共有家畜の飼料、共同経営に必要な建物、農産物加工施設などはすべてコルホーズの共有資産であるが、コルホーズ員の住宅および宅地附属地における作業に必要な小農具などはコルホーズ農戸の個人的所有としてのこされる。トラクターやコンバインのような數コルホーズ（コルホーズの平均規模は約八十農戸）で共同利用した方が合理的な大機械類は原則として固有財産を國営のマシン・トラクター・ステーションに集中されている。コルホーズはそのサービスに対して農産物をもつて現物支拂するのである。コルホーズに参加するのは個人としてであつて、農戸としてではない。男女はまつたく平等であり、人種、社会的出身、信教などによる制限はない。コルホーズの最高管理機関はコルホーズ員総会である。コルホーズの一切の重要問題はこの総會で決定される。所得は現物所得と貨幣所得で、その分配は「能力に應じて働き労働の量と質に應じて報酬をうける」という社會主義の一般的分配原則によるが、生産性の高いコルホーズほど分配基金総額が増

加することはいうまでもない。

アンチ・トラスト法　連合國最高司令部の財閥解体の指令があつてから、わが國でもアンチ・トラスト法と同じ目的をもつ独占禁止法が施行された、トラストの最もよく発達しているアメリカでは、すでに一八九〇年に連邦政府のトラスト禁止法が制定せられている。これは一般にシャーマン法またはアンチ・トラスト法といわれているが、その目的は当時專横を極めたトラストの横暴を抑圧するため各州の間および國際間の取引、商業を不法な拘束と独占から防止せんとすることにあつた。そしてこういうおそれのある独占体、即ちトラストをもつて違法とし、刑罰を課したのであるが、一九〇〇年前後の未曾有の企業合同濫造は同法をもつてしては十分でなくなつたので一九一四年さらに精密なクレイトン法を制定した。これはシャーマン法の八ヵ條からなつている。

アンラ　(UNRRA)United Nations Relief and Rehabilitation Administration の略語、邦語では連合國救済復興委員会といつている。連合國側の戰災復興をはかるための会議で一九四三年十一月九日ワシントンで第一回総会をひらいた。加盟國は米、英をはじめ四十四ヵ國で、加盟各國の國庫歳入の一定ずつを持寄つて運営資金にあてている。主な仕事は戰災をうけた連合國に対する食糧の供給、流民の救済、保健衛生の確保、戰災地産業の復興等である。ワシントンの総本部の他、ロンドンに欧州委員会本部を、ワシントンに極東委員会本部をおいて活躍している。
初代事務総長には前ニューヨーク市長のラガーディヤ氏が就任した。最近その役割をはたしたので、欧州委員会は今年一杯で極東委員会は昨年二月で解散した。

い

一毛作、二毛作　（いちもうさく、にもうさく）同一耕地において一年にただ一回だけ作物を作ることを一毛作といい、二回作ることを二毛作という。一毛作には同一作物を年々連続して作附するいわゆる連作の場合と、同一作物を連続せずして輪換して作附する場合とがある。一毛作は土地利用上きわめて不利といえるが、多くは氣候・地質・土性その他の諸條件の制約に基くためやむをえない場合が多い。二毛作にも連作の場合と輪作の場合がある。わが國の代表的作物たる稻の二毛連作は、氣候の極めて温暖なる九州、四國の一部に行われるだけで、北海道、東北、新潟の多くは、氣候の寒冷のため一毛作で西部へ南下するにつれ漸次二毛作が普及し、九州、四國の一部では米・米・麥の米麥三毛作を行つているところさえある。二毛作の代表的な例は稻→麥(山陽)、稻→菜種莢(山陰)の型であるが、氣候その他の條件の制約をうけて多少の変化が存することはいうまでもない。畑作地帶では二毛作はおろか三毛作も四毛作も行つているところがある。

一時借入金　財政上の用語と、私経済上に使用される場合と二種ある。財政上の一時借入金とは、國庫の一時の現金不足を補うために、政府が日本銀行から借入をなすものである。この借入金は、本來いわば金繰りの関係からなすものであるから、その年度内の歳入によつて償還する必要があるため、主として公債を発行して償還している(いわゆる公債に肩替りするのである)。また借入金の最高額は毎年議会の協賛を要する。

地方團体も参事会の議を経て一時借入金をなすことができる。私経済上の用語としては、営業資金または一時の金融のために金融機関等から借入れる短期の資金を称する。

一筆調査　（いつぴつちようさ）一筆とは「所在、地番、地目を標示せる土地台帳上の單位」で

あるが、田とか畑、山林などの一枚ずつのことをいうのである。このように田畑の一枚ずつを調査するのはなぜ必要かといえば、それらの面積は常にいろいろ変化するもので、土地の正確な実態を知ることはいろいろな場合に大切である。たとえば全日本の耕地、山林がどのくらいあるかを知る場合、地力を測定する場合、生産高作付面積をはあくするような場合には是非とも必要なことである。だが差当つて必要なことは、何といつても生産物の実収調査である。いままでこうした全國的な基礎的調査は明治十三年の土地台帳作成以來一度もなかつた。從つて昨今のように食糧事情が悪化し、不作となると供出割当の基礎がはつきりしていないので常に問題を起し供出を阻害する。今度農林省ではこうした科学的な耕地の基礎調査に乘出すこととなつたのは極めて意義深いことである。

イデオロギー 観念形態或いは意識形態。十九世紀フランスのイデオローグ（観念学徒）は現実から眼をそむけて、空虚な思弁をもてあそんだところから、イデオロギーという言葉も現実をはなれ、実践と縁の遠い学説や理論の代用語としてつかわれていたのであるが、マルクスやエンゲルスが、この言葉を好んでつかうようになつてから、その意味は一轉した。

即ちマルクス主義によると、人間の社会は上部構造と下部構造にわけられる。下部構造というのは社会生活の経済的基礎たる生産力および生産関係をさし、上部構造とは法律だとか政治、藝術、学問、道徳、宗教等をいうのであるが、社会のこの上部構造が、一般にイデオロギー（観念形態）とよばれる。そして大切なことは、この上部構造と下部構造とはおたがいに他を規定する弁証法的な関係をもつていることである。たとえば明治政府の藩閥的な政治の形態は、その下部構造だつた半隷農制（生産力および生産関係）によつて決定されたイデオロギーであると同時に、藩閥政治は逆に半隷農制という物質的土台を維持し、時にはこれを一層強固なものにするように作用したという関係である。

このような生産力および生産関係（下部構造）とイデオロギー（上部構造）との弁証法的な対立関係は唯物史観の骨格をなしているわけである。

入會制度 （いりあいせいど）入会とは一定地域の住民が、一定の森林原野において、共同に使用収益を行うことである。たとえば部落有林野において共同に放牧を行い、或いは用材、薪炭材、器具材の伐採、樹実、落葉の採取、またはまぐさ、緑肥、屋根ふき用のかや、燃料の芝草の刈取等、共同的に一定の収益を行い得る慣行をいうのである。大体、わが國の多くの地方では古くからの慣行として薪とかまぐさなどをとる山林に、村有ないし私有のものは少なく、ほとんどが区または部落の共有であつた。共有山林では部落民は自由にその労働力に應じて必要な量の採取が許された。自ら労働しないものには割が悪いわけで、この共有的に一定の収益を行い得る権利を民法上では入会権といい、法律上の一般の共有権と異つて、この構成員が他に去つても分割請求権はない。いわゆる総有、共有の特色であるわけだ。ところが大正八、九年ころ、「共有思想なき無智の農民は、山林を濫伐する」とか「山林統一」の名のもとに部落有山林の町村有、または私有への分割が強行されたため、前者の場合には町村へ税をはらわねばならないので、農民負担が増大し、後者の場合には借金のために地主の手に統一され、農民はまぐさとか薪のために負担に苦しみ、また山林盗伐等の刑事事件をおこす等種々の問題をうむにいたつた。今度の第二次農地改革においても入会地の問題については何らふれるところなく、そのまま取残されることになつた。

イングランド銀行 (The Governor and Company of the Bank of England) 英國金融界の中枢的統制機関たる中央銀行であり一九四六年國営化されて問題となつている銀行である。同銀行の起源は遠く一六九四年でなんら中央銀行として特別に設立されたものでなく、一私立銀行として生れた点、他國にみる中央銀行に比して著しい特色がある。当時政府貸上金を代償

として、銀行券の発行權を獲得し、その後諸種の情勢に順應して變遷をみたわけであるが、概していえば独占權を強化して中央銀行的性格を逐次形成強化し、一八四四年ピール條例によつて確固たる地位を確立した。このピール條例は約百年にわたりその間第一次大戰前後の急激な外部條件に應じて部分的には修正されたが、今日にいたるまでイングランド銀行の性格を規定し、守りつづけてきた。ところが労働党内閣によつて一九四六年画期的な國有が断行され、同年三月一日から新発足したのである。その理論的根拠は近代資本主義社会において金融機関の地位は極めて重く、中央銀行を利潤本位の私的經営に委すことは危險で、その社会化ないし公共化は社会進展の必然の帰結であるという。この英蘭銀行國営を中心にして社会的經済政策を遂行せんとしている。事実今次大戰中に英蘭銀行の公共性は拡大し、私的經営銀行としての活動はほとんどみられず、その意味では國営化の具体的準備工作は完了されていたともいえる。國有性の内容骨子は次の通りである。

(一) 英蘭銀行の株式は公有化され、銀行は國家管理のもとにおかれる。

(二) 同銀行と大蔵省及び、その他の銀行との間には今後一定の関係が設定される。

(三) 政府は総裁、副総裁及び理事を任命し、大蔵省は同銀行に対し指令を発する。しかし經営は理事会によつておこなわれる。

(四) 現株主は三分利附國債により補償される。

印綿　印度は世界第二の綿花生産地で、その綿花は纖維は長くなく光沢は少く、赤味をおび品質は米綿より悪く十番手以下の太糸向きにつかわれる。わが紡績業は普通纖維の米綿と短纖維の印綿と長纖維のエジプト綿を混紡して日本独得の丈夫な綿布をつくりだしたのであるが、終戰後米綿が、さきがけて合衆國より輸入されたのに反し印綿の輸入はまだ具体化されていない。しかしわが紡績業最盛期（昭和十二年前後）には、東洋綿花など國際的綿花買

附け商人はボンベイに商館を設け、印綿の騰落による多大な投機的利潤を得たものである。

インフレーション　(Inflation) 通貨の膨脹と訳されている。膨脹というのは通貨の量が商品の取引量にくらべて不均衡に増大するのをいう。したがつて通貨面からの現象としては通貨價値の物に対する下落、即ち物價の騰貴となつてあらわれる。しかし物價の騰貴はすべてインフレーションからおこるわけではもちろんなく、そこには人爲的な通貨の増発がなければならない。

わが國のインフレーションは戰時中における不健全きわまる赤字公債の濫発に起因し、民需産業の極度の圧迫、敗戰による資源の喪失、戰災による生産力の低下、終戰後の政府の無定見な經済政策等によつて拍車ずけられた。学者によつては、第一次大戰後のドイツがまる三ヵ年を要したインフレの段階へ半年たらずで達したとみる人もある。事実物價騰貴の面からみるなら、支那事変前比卅倍という廿一年上半期の物價はあきらかにドイツの一九二一年末のそれに正対しうる。

インフレーションもそれがある範囲内に止まる間は需要を増大し、それが生産を刺激して經済の復興に役立つ。だがそのためには資源の確保、資材の供給、設備の保全、労働力再生産の保証等各種の條件が具備されなければならない。わが國の場合はそのほとんどすべての條件においてかけている。だからドイツが第一次大戰後にとつたインフレーションによる生産の復興はわが國では不可能であるというのはすべての人々の一致した見解である。だから政府も総合的インフレ対策とかいつて種々の施策をこころみた。インフレーションは一定の段階に達すると、インフレーションそれ自体がインフレーションをよぶという。いわゆるその内在的法則による自律的発展をなすにいたる。そうなると人爲をもつてこれを抑制、統御することは不可能となり、通貨價値がゼロに達するまでは收拾できなくなる。そうなると生産は低落し、流通ははばまれ、惨禍は全民衆の生活をくつがえすこと第一次

大戰後のドイツ、今日のハンガリー、ギリシャの例が如実に証明する通りである。

インフレーションによつて生産の復興ができたとしても、それは労働者の実質賃金の低落によつて資本家が多大な利潤をあげ得るからである。これが惡性インフレとなれば生産は下落するが、物價の天井知らずの騰貴によつて富はもてる者の側に益々多く集積されるに反し、勤労者階級はあらゆる物を失う。わが國においてインフレ政策がとられるとすれば、それが何人の利益のためにするものであるかはあきらかである。

隱匿物資等緊急措置令 昭和廿一年二月十七日公布施行せられた、旧憲法第八條にもとづく緊急勅令。インフレ総合対策の一環として、不正または不当に物資を隱匿または退藏した者、特に終戰時の混乱に乘じ軍等より不当に物資の拂下げをうけまたはその後のインフレーション及び財産税等を見越し不正または不当に物資を買だめまたは賣惜みをした者から物資を提供させると共にこれを適正に配給し、なかんずく消費財については食糧供出の見返りならびに引揚民及び戰災者の救援等に当て、生産財については進駐軍兵舍、住宅建設用及び石炭肥料等、現下の重要産業の生産増強用に当てることを目的とする。本令の対象となる物資は調査物資と指定物資に大別されるが、前者は本令の別表にかかげる石油、繊維、ゴム、革、鉄鋼、銅、スズ、軽金属、電動機、変圧機、軸受等の十六品目で三月十日までに一定数量以上の所有者及び占有者から報告を徴したもの、後者は本令第三條にもとづき主務大臣が指定した國民生活の安定を確保するため、必要な物資であつて主食類、綿花、羊毛以下数十品目にあがつており、申告は徴しないが隱退藏が発見されたときは、調査物資同様強制買上げ措置を講じうるものである。申告期限の経過後においては申告もれ、若くは不正申告の摘発をおこない、あはせて指定物資の隱退藏を発見するため、積極的に民間人の協力をもとめて、全國一せいの臨檢検査を実施した。かくて所在確認せ

られた物資についてはさらに現場調査をおこない、また都道府縣ごとに設けられた、官民合同の買上諮問委員会に諮問して、個々の場合における所有の形態、工場等の生産状態、轉換計画その他の具体的実情を檢案し、正常な國民経済の運行を阻害せぬよう十分考慮を加えながら、買上げの可否、その限度、買上げ價格等を決定して主務大臣または地方長官から譲渡命令が発せられる。買上げ機関は原則として物資別統制機関である。買上げた物資の配給については、特に地域的に偏在はなはだしく全國的交流をはかるを要する物資をのぞき、輸送難の折からなるべく所在地方において配給するを旨とし、原則として物資需給計画にも組入れず、主務大臣の指導下に商工物資を地方商工局において配給計画を樹立し、これにもとづき都道府縣において配給を実施することとして、物資の急速な生産をはかつている。

う

ヴェルサイユ體制

第一次欧州大戰後、ヴェルサイユにおいて結ばれた平和條約を基礎にして生れた世界の平和機構をいう。この條約は一九一九年一月十八日から六月廿八日まで、廿七ヵ國の參加協議によつて成立した第一次欧州大戰の講和條約である。その規定內容は米國ウィルソンの平和主義と佛國クレマンソーの「ようちよう主義」の混合物としてできたもので、前者は「國際連盟」として具体化され、戰後における集團的平和機構として大きな役割を演じてきたし、後者は戰敗國に対する領土の割讓（独墺二國は多くの領域を失い、チェッコスロヴァキヤ、ポーランド、リスアニヤなどの独立をみ、またドイツの植民地は戰勝國、或いは連盟の委任統治領となつた）或はドイツに対する領土割讓以外の極端なる彈圧（軍備の徹底的制限多大なる賠償支拂義務の賦課）などとなつて具体化され、それらはフランスのいわゆる「安全保障」に役立つたのである。しかるに國際連盟は、その後日本、ドイツ、イタリヤその他が脫退して「生ける屍」と化し、またドイツに対する彈圧も次第に有名無実とつて、ヴェルサイユ体制は全面的危機に陷り、ついに一九三九年九月第二次世界大戰がおきた。

ウォール街

ロンドンのロンバート街に対立するニューヨークの金融街をいう。ウォール街とはトリニティー教会を起点として東へ五、六町のび、イースト河に終る街の名であるが、普通にはこの街を中心とする金融商業地域一帶をさす。ここは單にアメリカにおける金融市場の中心地であるのみならず、前大戰後はロンドンをしのいで世界金融の中心地となつている。今から百五十余年前（一七九二年）一本の鈴かけの樹蔭で二十四人の商人により株式取引所の創設がはじめられたのがそもそもの起源で

あり、現在ではニューヨーク準備銀行、ニューヨーク株式取引所、ナショナルシティーその他の諸銀行やモルガン商会クーン・ロエーブ商会、ダアラシティー・トラスト等の諸銀行、金融業者、事業家、相場師等の高層建物が立ちならんで世界金権王國の殿堂を構成している。

氏族社會

人類の野蕃時代を特徵づける群婚の最後の段階において、兄弟姉妹の性交が禁止された結果、一系列、或は數系列の姉妹達を中心とする集團と、彼女等と母を同じくする兄弟達を中心とする集團とが区別され、後者が氏族の原始的形態であり、かくて相互に結婚してはならない母系血緣者の固い集團が形成される。そしてこの集團は社会的宗教的共同機能によつてますます固められて氏族となり、同一種族の他氏族と区別されるにいたる。ここに氏族を中心とした社会、即ち氏族社会が生れる。その內部組織は各氏族は酋長と軍指揮者とをもち、両者とも選挙によつて任命され、選挙権は男女平等である。氏族內の最高決議機関は氏族評議会であり、それはすべて男女成年者からなり、酋長や軍指揮者の任免をおこなう。血族の近い氏族がいくつかあつまつて部族を形成し、さらに部族があつまつて種族をつくる。また所によつては種族の上にさらに種族同盟が存在する所もあつた。森林、荒蕪地等は種族全体の共有地となつており、氏族はかたちの上では種族の一分枝ではあるが、社会的政治的重心は氏族にあつた。

氏族社会とはこのような姿をした社会であり、経済史的には原始共産制の後期にあたり分業の発達にあらわれた生産力の成長がこの社会の崩壞をもたらし、奴隸制社会によつてうけつがれる。（原始共産制の項参照）

ウラニウム

ウラニウム（Uranium 記号U 一名ウラン）は原子番号九二、原子量二三八・一四で元素中最大の原子量を有し、外觀鉄の如き金屬、一七八一年にウラニウム酸化物の発見について、一八四一年佛のペリゴーにより新元素として発見された。放射能性が強く、原子量も大きいので、その原子核を破裂せしめれば一時

に猛烈なエネルギーがでるものとして、各國で研究を開始していたが、一九三八年ベルリンでマイトナー女博士が中性子衝撃を行なつてウランの原子核分裂の実験に成功し、これが動機となつて米國において一大総合研究機関が学者総動員の下に厳秘裡に着手され、一九四五年ついに世紀の驚異たる原子爆弾の完成をみるにいたつた。即ちその製造工程は極秘となつているが、学理としてはウラニウムの原子核を分裂させて、中性子をださせその中性子がまたつぎの分裂を起させて中性子をだすというように連鎖反應をおこなわしめると中性子の数は、いくらでも増加してそこにあるウラン原子核をすべて分裂させ分裂ごとに大きなエネルギーをだしこれが、原子爆弾のエネルギーとなるわけである。今後の研究進展につれてますます原子力時代を招來するものと予想されるが、原子爆弾としても、さらに強力なるものがあらわれ、また小さな容積のなかに想像を絶する如き大きなエネルギーをたくわえうるから汽車、汽船等の動力源や錬金術にも應用されるなど平和的利用にも画期的な発展が期待されている。

ウラル・クズネックコンバイン　ウラルの鉄鉱とクズネック盆地の石炭を利用して鉄石炭を生産する重工業、およびこれらの資源の計画的な分配と利用による多岐多様の産業部門をもふくむ一大工業体である。すなわちそこでは鉄や石炭の生産だけでなしに電氣、化学機械、自動車、船舶、車輛、有色金属等のほとんど無数の工業生産がいとまれる。それはトラストのようなせまい意味の結合工場でもなければ、資本結合体でもない。資本主義國にはみられない全く新しい基礎にたつた大工業体である。ウラル・クズネックコンバイン建設の第一段階は重工業の生産でマグニトナ山のマグニトストロイ、クズネック、ニジニ・タギール、バカリー等の大工場がつくられた。この第一段階を終え、いま原料相互の利用・加工による化学工業金属加工工業建設の第二段階にある。

運轉資金　資金の種類をわけると普通固定資金と流動資金となる。この流動資金のうち事業の運営上通常必要な用途に使用される資金をわが國では運轉資金といつている。流動資金の運用を統制する銀行等資金運用令施行規則の第一條に、運轉資金を規定して「本令においては運轉資金とは流動資金中商品または原材料の仕入、運賃、諸給與、配当金または税金の支拂、その他事業の運営上通常必要なる用途に使用せられると認むる資金をいう」となつている。即ちこの運用令では流動資金を運轉資金、特殊用途資金の二つにわけ運轉資金を前記の如く規定し、それ以外の流動資金を特殊用途資金としているのである。たとえば運轉資金のなかには普通の営業資金以外の全く非営利の資金もふくむのであつて、学校が教員の給料を支拂うために金を借りるといつたような場合はこれは運轉資金ということになり、証券買入資金や株式または出資の拂込資金は特殊用途資金である。また証券会社が手持商品としてもつている株式やその他の証券なりの拂込資金は運轉資金であるが、保全会社或は持株会社の拂込資金はこれは特殊用途資金である。それから土地会社が賣渡しを目的として土地を買入れる場合の資金はこれは運轉資金というような解釈をとつている。

え

A・A・A

ルーズヴェルト大統領は疲弊困ばいせる農村のそ生をはかるため、一九三三年五月十二日農業救済法に署名した。A・A・A (Agricultural Adjustment Act) すなわち農業調整法はこの第一部であり、農産物の生産制限により価格を高めることを目的としたが、このA・A・Aに対し、大審院は一九三六年一月六日に憲法違反の判決を下した。そこで一九三六年に修正され、さらにまた一九三八年再びその内容をかえて登場し、新A・A・Aといわれるにいたつた。今、その骨子を示すと

(一) 地味減衰の重要農作物を地味作物に轉作した農家に補償をする。

(二) 綿花、蘭草、米、玉蜀黍、小麦などの供給が生産過剰とみとめられる場合は生産割当をする。

(三) 小麦保険制度に一千万ﾄﾞﾙを支出し、その他の農作物保険のため一億ﾄﾞﾙの会社を設立する。

(四) 各個人に対する各種補償金は最高一万ﾄﾞﾙまで支拂いうるということになつている。

したがつて一九三六年制定の「土壌保全及び國内割当法」を修正存続することが、新A・A・Aの重要眼目の一つであつて、土壌保全政策は依然、継続され、それだけ綿花、小麦玉蜀黍等の地味減衰作物の反別が縮減されることになる。

A・F・L

(American Federation of Labor)

一八八六年組織されたA・F・Lは現在もアメリカにおける労働組合の中心機関としてC・I・Oとともに一大勢力をなしている。

遠くゴンパースのながれをくむこの團体は、アメリカ経済の特殊性を反映して協調主義、非政治主義にたち、旧來の職業組合主義の傳統を固持している。その特色は次の三つの

点に求められよう。

(一) 組合の活動と純経済的行動にのみ限定し、直接政治行動には従事しない。

(二) 活動の範囲を西半球に限定し、その範囲内では政治的國境を無視した團結組織につとめるが、それ以上一歩もでない。アムステルダム・インターナショナルさえも、社会主義者であるとして脱退し、現在世界労働組合連盟へも加入していない。

(三) 熟練労働者のみを対象とし、移民または有色労働者に対しては排他的態度をとつている。したがつて労働貴族層の独占團体的傾向がつよい。

このような特色はA・F・Lの行動をいきおい保守的にし、一切の行動を資本主義の圏内で生活を改善するという方向にむけさせた。しかし一九二九年の大恐慌以來、職業別主義の組織方針の矛盾と協調主義の欠陥とはいよいよあきらかになり、四〇〇万をこえた組合員数も半減するという状態になつたため、本來の主張を修正し、未熟練労働者の組織、黒人差別待遇の撤廃等の方向轉換をなさざるをえなくなつたが、結局來る産業別組合主義の否定方針はすてきれないでいる。

最近C・I・Oの生みの親、ジョン・ルイスが炭坑夫組合を率いてA・F・Lに復帰したため、組合員数も七〇〇万をこえるにいたつた。ルイスの復帰は、A・F・Lに何等かのあたらしい動きを期待させないでもない。(C・I・Oの項参照)

永久公債

公債は、國または公共團体が、收支の適合をうるためにする負債であるが、見方によつて種々に分類できる。永久公債は、償還の期限からみた区別であつて、年々の利子をはらう以外に元金支拂の時期を定めないものである。かような公債は、通常、國家の信用が絶対的であるときのみ発行することができ、その所有者は、利子の取得によつて公債投資の目的を達し、元金をうるためには、公債を賣却する以外に途はないとされてきた。但し、永

久公債といつても、財政上の都合で随時元金が償還されることもある。

現在わが國で問題となつた永久公債は、國家補償に関連し、その補償金を永久公債で支拂うとか、或いは日華事変以來激増した公債を永久公債とする、という議論からである。この場合は、共に財政上の負擔を軽減するとともに現金支出を抑制してインフレを防止する趣旨から説かれている。したがつて、その利子も低額とすべしとの論が多く、かつ敗戰國の現状からみて全く償還期限の無い低利の公債が予想されているのである。

永小作權（えいこさくけん）農林省調査本邦小作慣行の示すところによれば、永小作とは地主の田畑を年期なく二十ヵ年以上の年期をもつて、小作することをいうのである。地主は正当の理由なく、その農地を取上げて他人に小作せしめることができないことになつている。わが國古來慣行の永小作權は子々孫々にまで永世末代にわたり、小作しうるのであるが、現行民法は民法第二編第五章及び民法施行法第三章永小作權に関する法則において、永小作權とは二十年以上五十年までの長期小作權であつて、期間満了後は更新しうることとしている。その借地權は物權として第三者に対抗しうるものであつて、普通の賃貸小作が新しく土地を買つた新地主に小作權を主張しえないのに対し、これは当然新地主にも權利を主張し得るのである。二年以上小作料の支拂を怠りまたは破産の宣告をうくるほか、小作權は消滅せず。(第二七六條) しかし、永小作人は不可抗力により、收益につき損失をうけたるときといえども小作料の免除または減額を請求することをえざる(第二七四條) 規程をふくんでいる。もつとも永小作權設定地は大正末期か昭和へかけての小作爭議ひんぱつの折、あるいはその後の自作農創設政策によつて漸次に自作農地化していて、現在では全國で八千町歩内外とみられている。永小作權者の多くは永小作權の上に安座して、事実上の不在地主よろしく、相当高額の賃借料のもとに小作地の轉貸をおこなつているので、今次の第二次農地改

革の実施に当つて、この永小作權問題が如何に取扱われるか、すこぶる興味あるところであるが、結局は國家補償によつて解決されるものとみられる。

營團　昭和十六年の第七十六議会を通過した三營團立法、即ち住宅營團法、帝都高速度交通營團法、農地開発法によつてはじめて登場した新企業形態である。ついで同年第七十七議会で産業設備營團法、十八年第七十九議会で食糧管理法と重要物資管理營團法が通過、同年春、交易營團法の成立とともに重要物資管理營團法は廃止された。以上大營團のほか、日本医療團（昭和十七年設立）日本証券取引所（同十八年設立）も同一類型に属する企業形態であり、また金庫も同じ理念に立つものとされている。營團が発生した根本的原因としては、当時わが國防國家体制の確立のため、利潤原則に立脚せずして國家的緊要事業を担当する事業体の創設が必要となつたためである。なかでも住宅營團、産業設備營團、重要物資管理營團はその性質上收益性にとぼしく、どうしても國家資本自らが、これを経営せねばならぬ種類のものであるに、一方帝都高速度、農地開発、食糧の三營團は営利事業としても成立つものであるが、業務の公共的性質から、特に國家的指導監督を強くせねばならぬという点に營團形態を必然ならしめる要因がある。交易營團は重要物資管理營團の業務を引継いだ範囲では前者に属し、輸出入および輸出入品の賣買という分野では後者に属している。國策代行機関であるという性格から營團はその設立、解散ともに國家の発意にもとづくものであり、資本構成についても國家資本の著しい躍進がみられ、また國家信用の強力な支援にもとづくところの特別債券発行をみとめられている。營團の機関は理事機関、監査機関、諮問機関の三種からなり、業務執行は理事機関が掌り重要事項は政府の認可をうけねばならぬこととなつており、またその性格上株式会社の如く出資者総会なるものは存しない。これらの機関の任免權は主務大臣がもつている。終戰後経済民主化の立場から、かかる國家的色彩の

濃い企業形態は漸次再検討されて公團などに変つた。

英米金融協定

英米金融協定は一九四三年十二月六日調印され、両國議会でそれぞれ白熱的論議が重ねられた末、翌一九四四年七月十三日米下院の可決によつて成立した。これによつて英國は四十四億ドルの借款を獲得したが、そのうち六億五千万ドルはレンドリース（武器貸與法）の最終決済に充当され、レンドリース協定下における百十數億ドルに上る借金が完済されるわけであり、戰後の貸與協定債務の決済方式を先例として大部分が牽引となることは注目される点であるが、殘額卅七億五千ドルが正味のクレジットであり、英國は、これを一九五一年末まで使用できる。償還は同年度から五十年賦で完了し、利率は二分である。しかし英國はこの金融援助をうける代償としていわゆるスターリング・ブロックを放棄して、米國の提唱する多角的な無差別貿易体制に参加せねばならない。このことは新世界経済指導權を米國に譲渡することにほかならないのであり、英國の最も苦痛とすることである。英下院の論爭点もまたこの点に集中され、英國の國富は戰爭によつて全く昔日のおもかげをうしない、現在の苦境を打開するためには不可欠の更生資金であつてみれば、條件の過酷はある程度甘受しなければならないのはむしろ当然である。一方米國としても英國は常に米國のよき顧客であり、増大した工業生産機構のもとに、完全就業を達成せんとすれば、海外市場の確保は絶対の條件であり、自國の將來の安定をはかるためのいわば保險金ともいえるのである。

この協定がもし、不成立に終つて、英國が從來のスターリング・ブロックを強化することに狂奔したとすれば、世界経済は米英ソ三國を中心とする三経済圏の対立抗爭によつて、再び混乱に陷るであろうことを想像すると、同協定は單に英米二國の問題ではなく、世界安全保障の点に大きな意義が見出されるわけである。

英帝國會議

英帝國会議は英植民地会議の後身で植民地会議は、英本國政府が対植民地関係を

調整するため、一八八年カナダ、南阿、濠州、ニュージーランドの各代表を招致して植民地会議を催したにはじまる。同会議は前後五回にわたつて開かれ帝國内の國防問題、投資問題、特惠関税問題など議せられたのであるが、一九〇七年には各植民地の自治領制度がみとめられて、植民地議会の開設が承認され、一九一一年にいたり、植民地会議を廃して英帝國会議とすることになつた。大英ブロック計画が発展しついにオタワ・ブロックに到達するまでの中枢機関をなしたものは実にこの英帝國会議であつた。いま一九一一年の第一回英帝國会議以來、最近までの会議を見るに

（1）第一回の会議では会議を四年毎に開催すること、本國首相を議長として各自治領首相が平等の地位において討議することなどが決定された。

（2）一九一七―一八年の第二回会議では戰爭および講和條件に関する討議がおこなわれ、各自治領が自主的に國際連盟に加入すること、この会議以後印度も参加することなどが決せられた。

（3）一九二三年の第三回会議にはアイルランド自由國も参加し、自治領の外交自主權が承認された。そして植民地の本國從属を意味せる從來の「英帝國」なる名称は廃止され「英連邦」と称せられることになつた。

（4）一九二六年の第四回会議では各自治領の自治權が正式に規定され、これは一九三一年にウェストミンスター法として法文化した、またこの会議では自治領総督は從來の仲介的地位をうしなつて自治領と本國政府が直接交渉することになり、また國王が自治領の立法行爲に干渉しえないこととなつた。同会議の決定には「自治領は英帝國内における自主的社会であり、大英皇帝に対する共通の忠順によつて結合し、かつ大英連邦の成員として自由に連合するといえども、その國内および國外問題の一切については相互に対等の地位にたち、なんら他に從属するが如き関係を有せず」となつている。

（5）一九三〇年の第五回会議は、第一次英帝國経済会議と称せられ、恐慌打開策が討議されて経済ブロック形成の問題

が中心議題となつたが、具体的成案に達しなかつた。
(6)一九三二年にはカナダで第二次英帝國經濟会議が開催され、オタワ・プロックの形成をみるにいたつた。
(7)一九三七年の英帝國会議はオタワ協定の改訂が中心問題になるはずであつたが、國際政局の緊張にともない、(イ)帝國内の外交および國防の統一問題 (ロ)それにともなう「英連邦」組織問題などを中心として討議された。

營農資金 新開墾地に入植した者が一人立の自作農になるまでの一定期間中に、政府が貸附ける資金をいう。この資金は長期固定資金と対比して農業をいとなむにいますぐ必要な役畜、種子、肥料、農器具を購入したり、住宅をつくつたりするに必要な金額をいうのであつて、政府は目下この資金として一世帯当り一万円を限度として政府の保証で無利息によつて入植者に貸附ける計画をたてている。緊急開拓計画が始まつた昭和廿年以來政府は取敢えず一世帯当り三千円見当の營農資金を補助してきたが、これでは目下の物價情勢では何一つ仕事をすることもできず、入地したものは既に資金の面から大きな行詰りをきたしている現狀である。

エジプト綿 エジプト綿花はナイル河の三角州に產し、纖維は長く、その品質は世界優良で高級品の原料に適している。わが國では紡績業の最盛期までには米綿、印綿についでエジプト綿を多量に輸入していた。主としてメリヤス糸用、縫糸用としてつかわれていたが、最近では一般に自動車及飛行機のタイヤ用としての需要が增大している。

F・O・B,C・I・F エフ・オー・ビーはFree on Boardの略、'本船積値段、輸出港本船渡値段、乘値段ともいわれる。商品を輸出する場合にその商品の輸出原價に、船に積込むまでにかかる荷送費や船積費などを加算したものをいうのである。普通には船積による取引に用いられる言葉であるが、米國では貨車積取引の場合にも用いている。これにならつてわが國

でも米式用法をとる場合がある。

シー・アイ・エフはCost, Insurance and Freightの略商品をおくる場合に運賃や保険料をふくめた額をもつて賣買値段とするものである。したがつてエフ・オー・ビー(本船渡値段)に到着港までの運賃を加算したものを、單にシー・アンド・エフ(C and F)ともいうが、この時は賣手の方で保険をつける必要がないもので賣手の方が予定積荷に適当な保険契約をしている。

M・R・P (Le Mouvement Re'pablicain Populaire) 戰後フランスでは共產党、社会党とともに政界を三分する人民共和運動(または人民共和党)の略称。人民共和党は大戰中フランス國内にあつて果敢な地下運動を展開した抗戰團体を母体として生れた。性格的にはカソリック左派に屬し、いわゆるキリスト教的社会主義政党の一つとみることができる。第一回の総選挙では社会党をおさえ、共產党についでの第二党となり、第二回の総選挙でも、ついに共產党をしのいで第一党になつた。全くの新興政党がかくも急速に政界に大きな勢力をしめるにいたつたのか?理由としていろいろな点があげられているが、主なるものをひろつてみると

— 戰爭の大きな狂騒の後では、人は何らかの靜かないこいを欲する。それをみたすものはカソリシズムである。

— 一方カソリシズムは時代の変化への適應につとめ教会は從來の意味における反動のそうくつたることをやめて、純粋な教義関係のことだけについて嚴格さを守り他の点では自由な行動をみとめた。

— 戰後における社会主義、なかんずく共產主義の飛躍発展は強力な防衛の必要を感ぜしめた。そして從來の歷史的いきさつからみて、反共產主義の中心勢力たるべく運命づけられたものはカソリシズムである。

— M・R・Pはカソリシズムに基礎をおきつつ、一方相当進歩的な社会主義的な対策、綱領をとり入れている。

— フランスにおけるカソリシズムの強力な傳統の存在。

要するにM・R・Pはフランス人の家敷的静寂の欲求をみたしつつ、一方進歩的な政治の要求をもみたすが故とかく急速に成長したというのである。これがいわゆる右翼としゆん別さるべきことは銀行、保険、重要産業（運輸、炭坑、製紙、重要原料品、製鉄、製鋼）等の國営を主張していることをみてもわかるであろう。領しうは四十七歳のジョルジュ・ピドーをはじめ、フランシスク・ゲイ、モーリス・シューマン等である。

M・T・S　（機械・トラクター配給所）ソ連農業の形営形態には、あらゆる生産手段が國有化されて、國家機関によつて運営されている國営農場と農民の協同経営による共営農場（組織の点からトーズ、コムムーナ、アルテリの三つにわかれる）とがあるが、M・T・Sというのは、この共営農場の要求によつて、トラクター、コンバインのような高級な農業機械を貸しつける國営の配給所である。M・T・Sから共営農場にトラクターなどが出動すると、そこの農民はこのトラクターをつかつて農耕するわけだが、その使用料はその共営農場における共同労働の成果たる收穫物のなかから現物で支拂う仕組みになつている。M・T・Sの総数は一九三〇年一五八、三二年二、一一五であつたが、三七年末には五、八一五に増加している。M・T・S所属のトラクター数は三七年末には三六、七、〇〇〇台、コンバイン一〇四、〇〇〇台、貨物自動車六二、〇〇〇台にのぼつていた。しかし共営農場の收益率が一時悪くなつて、使用料の現物による支拂いが困難になるとともに、M・T・Sの收支も不均こうとなつたので、一九三八年の二月連邦人民委員会議の決議によつてM・T・Sの改革がおこなわれ、これに対する國家統制が強化されるにいたつた。即ちM・T・Sの收入はいままでは國家、地方予算、農業・國立銀行からの融資と、共営農場からの使用料とからなり立つていたのであるが、この改革で使用料はすべて共営農場から國家に対して支拂われM・T・Sの経費は國家予算から一元に給附されるようにかわり、現在におよんでいる。（「アルテリ」の項参照）

ＬＳＴ船　太平洋作戦に米國海軍の使用した上陸用舟艇、この舟艇は船首を開閉してなかから小型上陸舟艇を発進させる仕組になつていることおよび、操作がきわめて簡單で冷蔵庫からエンジンにいたるまですべてボタン一つおせば事がたりるようにできている。終戦後米國政府はリバティー型船とともに百隻のＬＳＴ船を復員輸送用として日本政府に対し貸與し、船舶運営会がその運航にあたつている。大きさは三千七百十六総トンで復員輸送力は大体一千人程度である。百隻借用のうち、二隻は青函連絡用貨車航送船に改装され運輸省で運営しているが、その積載力は貨車十八りようで従來の連絡船のおよそ二分の一である。

鹽業組合　従來日本で工業用に或いは家庭用に消費されていた塩は、その相当部分を輸入に仰いでいたが、太平洋戦争がおこると共にこれを全部東亜地域ので賄つていかねばならなくなり、國内製塩業の増強をはかることが緊要となつた。

そこでこの一方法として従來ばらばらであつた塩製造者、鹹水製造者または製塩地所有者を一括して塩業組合を組織させ、（イ）組合員の事業に必要な物資の供給、（ロ）組合共同施設の設置、（ハ）組合員の製品の加工または販賣、（ニ）組合員に対する金融及び貯金の受入等の事業をおこなわしめんとするものである。そし各組合の上部機構として、塩業組合連合会及び塩業組合中央会を設置し、これ等には塩專賣に関する事務の一部を委任することになつており、これ等の規定は第八十一議会における塩專賣法の改正法に盛られた。敗戦の結果、益々國内塩の増産をきせねばならぬので、塩業組合は一層活用される。

Ｎ・Ｒ・Ａ　恐慌克服策としてルーズヴェルト大統領によつて、一九三三年六月十九日発布された「産業復興法」(National Industrial Recovery Act)で、これは（ＮＲＡまたはＮＩＲＡ）の略称によつて一般に知られている。産業復興法は農業調整法（Ａ・Ａ・Ａ）と共にニュー・ディールの二大根幹をなし、別名「産業統制及び公共事

業法」のしめす如く二部門にわかれている。産業統制とは各産業別に規約をつくらせて生産過剰をふせぎ、価格の維持をはかる一方、労働時間を短縮し、就労人員を増加し、賃金の改善をおこない購買力の増大をはからんとするもので紡績、絹、人絹業には同年七月十七日から実施された。また公共事業とは予算卅三億ルで道路、河川、港湾の新設改修等各種工事をおこして失業者を救済し、購買力を増そうという建前であつて、海軍大拡張の如きその一つであつた。しかしこの政策も一九三五年五月廿七日に大審院によつて違憲判決をくだされた。かくてこれは一九三五年六月十五日の満期日に際し、(イ)一九三六年四月一日まで約十ヵ月延長すること。(ロ)適用範囲を州際商業に限定して州内産業を除外すること(ハ)コードを任意自発的のものとすること。という條件で延命されることとなつたのであるが、ニラの最高機関たる「全米復興管理局」は三六年一月一日限り廃止され、それの各部は商務省、労働省等に吸収されてニラの終息をつげるにいたつた。

沿岸漁業 沿岸漁業とは概念的に沿岸近くのいわゆるその日帰りの出漁形態の漁業の総称であつて、およそ距岸一五カイリ以内の範囲においておこなわれるものということができる。沿岸漁業といわれる漁業はそれぞれ地方的の特殊性によつてそれぞれ形態および規模を異にして、その種類きわめて多く刺網、揚繰網、船曳網、地曳網、手繰網、掩受網、敷網、各種定置網、釣、延縄、採介、採藻等がふくまれる。これを資本面からみると、零細なものから相当の資本経営形態を有するものまである。これら沿岸漁業に従事するものは全漁業者の九五%、その漁獲高は全漁獲高の八〇%におよぶ状態である。

エンゲルの法則 貧困な社会層に属する家族ほど、食物に対する支出がその総支出用にしめる割合は大きいであろうと予想される。この事実を一八五七年エルンスト・エンゲルは社会層に属する家族の家計表を統計的に研究することによつて確認した。これをエンゲ

ルの法則といい、彼によれば貧困になるにしたがつてこの割合は幾何級数的に増加するという。

遠洋漁業 陸地を望見しえない遠隔の洋上で操業することを常態とする性質の漁業なる故、その漁船の構造は堅ろうでかつ乗組員の船内居住設備はもち論羅針儀、無線電信電話設備、漁獲物冷凍設備等は完備している。終戦にともない従來の漁場は喪失し、或いは著しく干渉をうけ、致命的打撃をうけたが、最近連合軍司令部の理解ある措置により漁場の一部が拡張せられ蘇生の観を呈し、復興の機運がようやく盛んになるにいたつた。

遠洋漁業は普通にとなえられておる名称によつて大別しても数十種に達しているが、そのうち現在最も重要なものは鰹鮪漁業、鮪延縄漁業、機船底曳網漁業、汽船トロール漁業、汽船捕鯨業等である。

お

大藏省證券

短期公債の一種。会計法の第六條「政府は國庫出納上必要ある時は、大藏省証券を発行し、または日本銀行よりの借入金をなす事を得。大藏省証券および借入金は、当該年度の歳入をもつてこれを償還すべし。大藏省証券及借入金の最高限度は、毎年度帝國議会の協賛を経てこれを定む」とあるのに拠る。

右の法規であきらかな如く、本証券は一会計年度進行の途中で一時國庫に金が不足し、経費支弁に差支えの生じた場合、やりくりするために発行されるもので、必ずその会計年度内（締切は翌年度の五月末まで）にその年度の歳入をもつて償還しなければならないのが特徴的だ。したがつて償還期限は一ヵ月乃至六ヵ月程度の短期。額面は百円以上で大概割引で発行される。日銀または大藏省預金部が專ら引受けたが、日銀の方は司令部の日銀引受制による公債発行禁止の指令で除外され、現在では預金部資金のみでこれを賄つている。

オタワ會議と協定

カナダの首都オタワで、一九三二年七月廿一日から同八月廿日までの一ヵ月間、英帝國の自治領八邦の代表と英本國の代表が來集して開かれた会議である。この会議は英國のブロック主義を促進させ、かつ世界的経済ブロック運動の先駆をなした。会議の結果オタワ協定の締結をみ、同協定は英本國と自治領諸邦間および各自治領間の十二の協定にわかれているが、内容は大体共通で、國により問題とする商品種目に多少の相違はあるが、各協定とも一九三二年八月廿五日効力を発し、五ヵ年間有効であつて、英印協定を除き各協定の要点は次の如くである。

（一）現行輸入税法によつて無税で本國へ輸入されている英帝國品は一九三二年十一月以後も無税とす。

（二）英本國は協定附表指定の外國品に一定の税率を課す

る（品目は小麦、銅、バター、チーズ、粉ミルク、冷凍魚、果実類等）。

（三）協定附表に指定する外國品に対する英國の一割関税は当該自治領の同意なき限り引下げない。

（四）自治領はそれぞれの協定附表に指定する英國品に対し特惠を拡張、または維持す（絹、人絹、綿織物、電氣材料、鋼鉄、化学薬品等）。

（五）イ、自治領の保護関税は見込ある國内産業についてのみ実施す。ロ、自治領は輸入英國品が生産費の関係において当該自治領商品と合理的競争をなし得ないほどには高率保護関税を設けない。

英印間の協定は他の協定とやや異る。第一に有効期間において他の協定は五ヵ年であり、六ヵ月の予告期間をおいて廃棄しうるが、英印協定の場合は別に有効期間を設けず、いつでも六ヵ月の予告期間をおけば廃棄しえられる。さらに英印協定は内容的にもかなりの相違がある。オタワ協定にもとづき英帝國内属領および自治領はブロック以外の國の商品に対して続々と差別的な関税引上げを実行した。そのために周知の如くわが國と印度、濠州、カナダなどの間に通商戰が開開された。かく英帝國領土内から外國品を排撃することによつてオタワ協定は英帝國間のブロック貿易の振興に一應の成功をおさめることができた。すなわちオタワ協定以來一九三五年にいたる三年間の英本國と英帝國との貿易は好成績を示した。しかしこの好結果も一九三六年以來は逆轉傾向をしめしたのである。

オープン・ショップ

(Open Shop) 開放工場の意味で、元來組合員が雇用されることを労働組合によつて許された工場のことをいい、一工場を「オープン」するという宣言はストライキまたはボイコットの終息にひとしかつたが、今日では全くちがつた意味に用いられている。今日オープン・ショップといわれているものには三つの型がある。第一は労資双方の同意の下に組合員も非組合員も等しく雇用する工場であり、第二は非組合員

に対しては賃金、時間、労働條件等に関して組合との團体契約によらず雇主が任意にとりきめる自由を有するもの、第三は非組合員にのみ解放され、組合員には閉鎖されている工場で、これはあきらかに反組合工場である。

オープン・シ ョップが論爭の點となるのは最後の二つの場合であり、その中心はつねに團体協約の問題である。米國では第一次大戰後の資本攻勢期に雇主はオープン・シ ョップ同盟を組織して労働組合の破壞につとめる。ここにおいて「組合員たることを雇用の條件」とするクローズド・シ ョップの問題が資本攻勢に対する対抗手段として労働組合によつてとり上げられるわけになる。(クローズド・シ ョップの項を參照)

オープン・エンド・モーゲージ (Open End Mortgage)

工場財團、軌道財團等を擔当として社債を発行する場合、最高額をあらかじめ一定し、その範囲内で資金の入用に應じ、逐次社債を分割して発行する。こうして発行された社債は発行の時期は異つていても抵当に対する權利が平等で同一順位となるのである。この制度をオープン・エンド・モーゲージという。担保附社債信託の改正によつて、このように變更されたものである。從來の方法はいわゆるクローズド・モーゲージ (Closed-Mortgage) でたとえば一千万円の財團を抵当にわずか二百万円の社債を発行しても第一順位の抵当權はその二百万円の社債權者に独立され、その後発行する社債は第二抵当以下の順位を余儀なくされた。これでは第二回、第三回の募集が容易でないところから累計して一千万円に達するまでは何回発行しても同一順位の抵当權が得られるように改正されたものである。エンド(End)をとつてオープン・モーゲージというと意味が異つてくる。これは発行最高限を設けず、將來にわたり無制限に同一順位の社債発行を許すもので、社債が累加されるに從つて保担力が薄弱となるからあまり多くはおこなわれない。

オープン・マーケット・オペレーション

(Open Market Operation) 中央銀行が手持の証券を市場に賣買することによつて、通貨の數量を統制しようとする金融政策の一種で、わが國では一般市場取引または公開市場取引といわれている。

從來中央銀行の金融政策といえば、割引政策に限られていたが、各國が金本位制を離脫してからは金の流出入を統制する余地が少くなり、かつ國内的には市中銀行の基礎が強大にして豊富な資金をもつことになつた結果、中央銀行に依存する必要なく、國内金融統制策としての割引政策は著しく効果を失うことになつたので、ここに新しい國内金融統制策としてオープン・マーケット・オペレーションが行なわれるようになつた。すなわち中央銀行が手持の証券を市場に賣却する時は、それだけ市場の資金を引上げることになつて通貨は收縮し、反対に証券を市場から買上げる時は、中央銀行から資金が市場に放出されて通貨量は増加する。中央銀行の賣買する証券には銀行引受手形および政府証券があるが、積極的に賣買の対象となるのは政府証券(國債その他)である。

この政策をはじめて行つたのはアメリカの連邦準備銀行であつて、わが國で行われたのは昭和八年の初頭以降である。もちろんそれ以前においても日本銀行が一般市場において國債の賣買を行つたが、それらの國債の賣買は利潤の獲得或いは國債市價の維持を目的とするもので、金融市場の通貨調節策として行つたのは昭和八年が最初である。

すなわち昭和六年十二月高橋是清蔵相が新規國債は全部日本銀行引受けの方法によつて発行し、一般金融市場では公募しない方針を決定した。しかるに昭和八年度予算において一般会計および特別会計を通じ、新規國債の発行は十億円(当時としては巨額)に達し、これが日銀引受の方法で発行したため、金融市場に資金がダブつき金利は低落し、銀行は資金の利用に苦しんだ。それがため市中銀行の遊資を吸集して資金

の調節をはかるため日銀は手持の國債を市中銀行に賣却したのである。

沖取漁業　試驗時代を經てはじめて企業化されたのは、昭和七年頃のことで、しかも母船式蟹漁業、同サケ、マス漁業の成功により、世界的な北洋漁業に新しい一轉機を画した。五月から八月にいたる間、北洋の公海に「流網」を一杯にひろげて東海岸から西海岸へ回遊する魚群のいわゆる魚道をおかして、これを一網打盡に仕止める手際は水産日本ならではの漁法であるが、敗戰によつて制限海区外への出漁が禁止されたため、北洋漁業再開の許可のおりるまでは当分待機の姿勢をとらざるを得ない。もともとサケ、マスは河川を唯一の産卵場とするだけに、これを沖合で仕止める沖取漁業は、その目覚しい発展のかげになにかとやつ介な問題をともなつてきた。たとえば、漁法は違つても同じ資源を対象とするソ連領漁業との摩擦とか、あるいはとかく濫獲に流れて資源の枯渇をまねく等の問題がしばしば発生した。そこで多數企業者の無統制な競爭を是正するため、數次にわたる合同が強行され、サケ、マス漁業は昭和十年、カニ漁業は同十三年にいずれも一元的統制が行われて、北洋漁業の調整がはかられた。昭和十七年公布の水産統制令によつて、一段と統制の強化をみたが、戰爭の進展は事実上北洋漁業を不可能とし、さらに敗戰はわが國漁業を制限海区内にとじこめるにいたつたので、ここに北洋漁業は一應終止符をうたれた形となつた。

O・P・A　(物價調整局)(物價管理局)(Office of Price Administration) 米國において物價統制法にもとづき、一九四一年四月に設立された、戰時物價統制の中枢機関である。戰時中は單に物價管理にとどまらず、消費割当統制におよぶ機能をあたえられ重要な役割を果してきたが、戰後米國にも物價騰貴と生計費の騰貴、賃金値上運動等徐々にではあるが、インフレ的徴候があらわれ、そのため生産者と消費者、資本と労働、自由經済と統制經済との対立が表面化するにいたり、かかる情勢の下で政府提出の

現行物價統制法一ヵ年延長案をめぐり、白熱的論戰が展開せられた。

ところが同法案に対して上院では食糧、衣料、自動車その他多くの工業製品については値上げをみとめて事実上骨抜きとした改正案を作製、大統領の署名をもとめたが、これでは物價統制を有効に遂行できぬとして大統領は署名を拒否し、六月末日以來物價の無統制時代に入り、米國の物價は上りつづけ、國内ではO・P・A存続を希望する大衆と反対の資本家陣営の対立は激化し、対外関係では米ドルの爲替相場変更の問題が各國に起つてくるという現狀であつた。この間種々の曲折の後に、上下両院の間に協議会が設けられ、両院妥協案がつくられ、七月廿五日両院を通過した修正案に対して大統領の署名が終り、修正條件附で物價統制法一ヵ年延長が決定し、O・P・Aの存続が決まつたのである。

しかし大統領としては同修正案に対しては不満をもち、議会にメッセージをおくつて増税、その他あらゆる手段をつくして物價統制の強化をはからねばならぬと力説しているのは米國で進展しつつあるインフレ防止のためにはO・P・Aが戰時中とは異つた、新な役割と意味とをもつて活動を約束され、期待されているものといえる。

オーストリヤ学派　経済学説史上の一派、この派に属する学者の多くがオーストリヤ人であることから、この名称がおこつたのであるが、経済理論の基礎を限界效用学説においているところから、限界效用学派ともよばれる。学説史的にはアダム・スミスより発した正統学派の抽象的立法に対する批判として、ドイツ新聞の特殊性を代表してたつた歴史学派、この歴史学派に対しさらに抽象的方法論によつて反対したのがオーストリヤ学派である。

この学派の特徴は経済学を人間の欲望から出発せしめていることである。即ち財貨はすべて何等かの意味で人間の欲望を充足せしめるものである。したがつてその價値は人間の主観的評價にかかつていなければならない。たとえばここに一

定量の小麦があるとする。人間はその場合最大の欲望から満足させてゆく。したがつて小麦の量が多ければ多いほどより低い欲望も充足されることになる。したがつてそこに存在する財貨の部分量の價値は、この最後に充足される欲望にかかつている。換言すればその財貨の限界効用にかかつていることになる。

この学派のそもそもの創始者はゴッセンであるといわれているが、理論的に体系づけた最初の人はカール・メンガー(一八四〇——一九二一)である。彼は一八七一年「國民経済学原理」なる著述によつて、この理論を発表した。ウィーザー、ベーム・バヴェルクもこの派に属する。オーストリヤ派の根本的欠陥は一つには自然的なるものを経済学構成の出発点としているために、資本主義的商品生産の歴史性が全く無視されていること、二つにはこのような主観的價値から如何にして客観的にして、量化され得る價格、その他利潤、利子などが導きだされるか、これを十分に説明し得ないところにあるといわれている。(効用逓減の法則を参照)

オポチュニスト 日和見主義者、或いは便乗主義者をいう。筒井順慶が洞ケ峠に立こもつて秀吉、光秀のいずれに組するか機会をうかがつていて、容易にその態度を決しなかつたことから、わが國では昔から日和見主義をとることを「洞ケ峠をきめこむ」といつた表現がある。オポチュニストは各方面にあるが、経済関係では特に労働運動に際し、まつすぐに革命への道をとらずに社会改良主義などをとるものを、共産主義者の側からオポチュニストとして非難したことから、オポチュニストといえば通例このような社会改良主義者、社会民主主義者をふくめた労働運動のいわゆる右翼一般をさすような慣例になつてしまつた。

横線小切手 小切手の表面に二條の線がななめにひかれてあるもので、なかには二條の線のなかに「銀行渡」と書いてあるが、これは銀行拂を意味している。即ち横線小切手とは銀行拂の小切手ということである。元來小切手は持参人拂で受取人を指名していない。した

がつて何人でもその小切手を銀行に呈示すれば小切手面に記されている金額の支拂をうけることができる。それだけに便利で代用通貨として流通する範囲もひろいが、その半面には紛失や盗難による危險が少くない。紛失や盗難にかかつた直後これを発見してすぐ適当な処置を講ずるとある程度その難からのがれることができるが、うつかりしていると小切手上の金額を銀行から詐取されてしまう。横線小切手はこの危險を防止する目的で利用されているもので、二條の線間に「銀行渡」と記入してある小切手は、どんな銀行でもよいから一たん銀行に預入し、その銀行を通じて、名宛銀行から支拂をうける仕組みになつている。だから紛失や盗難にかかつてもこの小切手はだれかの預金になつているから名宛銀行に届出て調べると、すぐ詐取した犯人がわかるというわけである。なお二條の線間に特定の銀行名を記載してある「特定線引小切手」はその記載の銀行以外からは金を受取ることができない。つまり横線小切手の場合支拂銀行は銀行に対してのみ支拂うが、個人に対しては原則として支拂はない形式の最も嚴重な、したがつて最も確実な小切手ということができる。現在封鎖支拂の小切手は記名式になつているから横線の利用できるのは自由支拂の小切手についてである。

親方制度 独立手工業、マニュファクチュアの内部には親方・職人・徒弟という身分的関係がある。この親方・職人・徒弟の間の制度を親方制度という。徒弟は親方と修業契約をし、親方の家に寝起きして修業の間には報酬にもしたがい、きまつた賃金はもらわず、衣食などは家族同様にあつかわれる。ある期間勤めあげると親方は彼を一人前の職人にしてやる。だから親方・職人・徒弟の間には一種の温情関係がむすばれているのが常である。この制度は資本主義の発達とともになくなつているが、わが國においては丁稚制度、年期奉公等の形で、まだ根強くのこつている。

親引 (おやびき)公社債の発行から實却までのコースは普通、引受銀行の下引受業者(証券業者)投資家となるが、この場合に、引受銀行が発行額の全部を下引受にま

わさずに、そのうちの一部を自分のところで引取ることがある。これを親がひくから親引という。

なぜ親引をするかというと、二つの場合がある。第一はその公社債がいい代物で、引受銀行が自分のところでもちたいという場合こういう時には下引受でも沢山ほしいし、親引によつてそれだけ下引受の商賣が縮小することになるので、下引受は親引されることをいやがる。それで借換の場合に限り親引の額は前回をこえないという申合せが銀行と証券業者の間にできている。第二の場合はこの公社債が市場の情勢からみて賣行不振を予想され、全部市場に放出すれば市場を圧迫することになるし、そうかといつて消化の可能な額以上に発行せねばならない時に親引をする。

恩給打切　昭和廿年十一月廿四日附の連合國最高司令官の発した「恩給及恵與に関する覚書」によつて、軍人・軍属など軍務に従事したもの、連合軍最高司令官の命令によつて解散・停止された社團・組合またはその他の機関の構成員、連合軍最高司令官の命令によつて拘禁・逮捕された者などの恩給ならびに種々の恵與（賜金國庫債券）などが打切られることになつた。この措置によつて、軍人・軍属などの恩給ならびに遺族扶助料は停止されたが、財政上さらに文官の恩給に一大修正をほどこすべしとの議論が多い。ただし、ほう給が安く、退職金もすくない官公吏の恩給をすべて打切ることは、他との権衡上不可能であるが、官公吏退職後相当の収入ある地位についた者などに対する恩給については、その支給を停止することもできるであろう。なお廿一年度改訂予算に計上された恩給は、約一億円である。廿年度予算では恩給費は、五億六千三百万円で、内軍人関係以外は約九千万円で、残余は軍人・軍属関係であつた。

まずこの覚書で、軍人、軍属への賜金國庫債券がなくなつたが、ついで文官の債券についても当然破棄すべしとの意見がでて、第九十議会で軍人軍属以外の賜金國庫債券を無効とする法律が成立、公布され、ここに賜金國庫債券九億五千四百万円（六月末の統計）は完全無効となり、破棄された。

か

外資　外國資本を略して、外資という。國内資本の枯渇、國内金の値上り、あるいは外國物資輸入のためなどに、外國資本すなわち外資を借受ける。外資借受（輸入）の形態は、種々であつて、外貨公社債の発行、株式の賣却、担保の提供による資金融通などがある。戰前からあるわが外貨公債は、海外において公債を発行し、外資を輸入したものであり、芝浦電氣のごとく、株式を米國資本が所有したのは、株式による外資輸入の一例である。今後戰後の復興を行うためには、外資の輸入が必要であると説かれているが、それは、借受けた外資によつて、外國物資を買いもとめ、物資不足できりきんインフレにおちいつている経済を復興せしめようとするのである。もちろん、この場合にも國家と國家の間に行われる借り（クレジット）もあるであろうし、また、民間企業への株式社債を通じての外資輸入も考えられ、さらに外國商社が、直接外資をもつてきて企業を営むこともあるであろう。いずれにせよ、現在外資が問題となつているのは、國内の高金利とか、たんなる資本の枯渇ということではなく、外資（特に米國資本）の借受けは、その外資によつて、ただちに外國物資を買入れることができ、したがつて、物資不足になやみぬいているわが経済に、きわめて重要な活力素を提供するという意味からである。

皆増皆減　予算編成上の用語。ある経費について、今後相当年度にわたつて、つづけて支出する必要が認められる場合、これを継続費として後年度の年度割当支出額を決定し、既得權を與えてしまうのは、その経費の性質上、また予算の増加を防ぐ意味あい上、面白くない。

そこで、その費目を形式上、まつたくその年度限りの経費と改め、次年度の予算を組む時は、既定経費として取扱わず、一應予算面から全部落してしまう。これがつまり「皆減」で

ある。しかしそのかわり所管省から次年度の新規要求として、その費目が持出されると、大蔵省はこれを原則として優先的に取扱い、前年度と同額を認める。これがつまり「歯増」である。こういつた経費が「歯増歯減」の費目と呼ばれる。もちろんこの場合、大蔵省は新規要求としての査定の自由は留保している。したがつて不必要と認めるなら、削除ないし減額して、予算の縮小を図ることができるわけである。

会計検査院　会計検査院は、憲法上に規定された政府の会計を検査する機関である。

この機関は、各省から独立し、内閣の外局として設けられている。その権限は（イ）決算検査の権限（ロ）上奏権ならびに政府への交渉権（ハ）出納検査および判決の権限である。この権限によつて、会計検査院は、毎年、検査の結果を検査報告書として政府に送り、政府はこれを決算書とともに議会に提出する。検査報告書は、細目にわたつて政府の出納を調査し、会計法上誤れる場合は、非難事項としてこれを不当と判決する。同院の構成は、院長一名、部長三名、検査官十二名よりなり、検査官は終身官として身分上の保証がある。事務は院長を議長とする総会議、または部長を議長とし、検査官各四人よりなる部会議の合議制によることとなつている。

海運再轉移　戰爭中船舶が不足する一方、海上の戰爭危險も予見されたので、昭和十七年の秋「戰時陸運非常体制」が実施され、從來船で沿岸輸送されていた貨物を陸運に轉移した。しかし終戰後は船腹が潤つてはいるものの、それでも日本の船の活動範囲が沿岸に限定されてしまつたので船腹過剰を來した。一方陸運方面は國鉄施設の卅%近くが戰災をうけ、また進駐軍用の輸送も増したために、極度の輸送力不足を示している。それで戰前船で運んでいた石炭、木材、鋼鐵その他遠距離大量貨物を、再度海運に轉移し、陸上輸送の抑制と混乱をなくなそうというのが海運再轉移である。

しかし現在、石炭のごとく生産が少く、ストックのないも

のを時間的に不確実な船にまかせることは産業に混乱をきたすおそれもあり、また海上運賃が陸上運賃にくらべて相当高いので、なかなか再轉移が行われないが、運賃の均衡がとれ、ものの生産も進んでくれば、順次実施されるであろう。

海損　（かいそん）海上の危險によつて、船舶または積荷のこうむる損害には全損と海損の二つがある。

全損とは船舶または積荷が全部滅失した場合を指し、また全面的に滅失せぬまでも、滅失と同一程度の損害のはなはだしい場合には、指定的全損（解釈的全損または準全損）と称して、全損に準じて取扱れる。これらは海損とは別であつて、海損とは損害が船舶または積荷の一部の場合をいうのであつて、これには單独海損と共同海損の二つがある。

共同海損＝船舶が航海中、危險にひんした際、人命、船体、積荷等を助けるため、船舶または積荷について、船長の独断の処分、例えば積荷の一部を海中に放棄したとか、あるいは帆柱を切断したとかにより生じた損害と費用とをいい、利害関係者が共同して分担すべきものである。共同海損は要するに犠牲者のこうむつた損害を、助かつた財産の所有者が比例的に分担することで、これは各國ともそれぞれ法規をもつて規定している。

單獨海損＝全損または共同海損以外の船舶、または積荷の損害をいう。即ち保険の目的物が海損によつてこうむつた損害を他人に分担せしめず、船主または積荷主が單独で負担する損害で、船舶の單独海損は普通、修繕費または代品購入費として行われる。また積荷についても、單独海損があるが、これは自然の危險によつて貨物が損害をこうむつた場合などで、積荷主が單独で負担する。積荷主が保険会社と單独海損担保の契約を結んでおけば、これは補うことができる。

海上保険　損害保険の一種で、航海中に起る事故によつて生じた損害の補充を契約する保険である。船舶や積荷は、保険の目的の中でも重要なものであるが、このほかこれに附随した抵当權、質權等も保険の対象に

なる。

海上保険で担保される事故、即ち危険にはつぎのでときものがある。

(一) 暴風雨——暴風雨のために船体の一部が破損し、船艙に浸水して貨物に損害を與えることがある。

(二) 沈沒——船体が水面下に沈りんせる狀況をいう。この場合、積荷が滅失することもあり、しないときもあるがいずれも保険者が担保するものである。

(三) その他——乘揚げ、衝突、破損または漏損の危険、火災、汗濡の危険、海賊、投荷等がある。

海上保険では航海に関して生ずる損害を、すべて補充することを原則としているが、これでは責任の範囲が廣すぎるので、普通種々の免責約款を設けて、それに相当する損害は補うことにしている。その主なものは、つぎのでとし。

(一) 積荷保険についてはいつき、暴徒もしくは海賊よりこうむる損害、りやく奪、捕獲その他戰爭により生ずる損害、被保険者、保険契約者等の故意または重大なる過失による損害等。

(二) 船舶保険については保険者の承諾なくして船舶所有者、船長を交替したりまた船舶の構造に変更あつたのちの損害、保険証券に記載せる保険料の支拂期間がきているのに、保険契約者が保険料の納入を怠つたのちに生じた危険、その他が定めてある。

改定豫算 昭和廿一年度総予算は、廿年十二月十八日に衆議院が解散され、しかも総選挙が予定以上に遲延したため年度初めに成立するにいたらなかつた。

こういう場合、政府は旧憲法七十一條の規定で、前年度の予算を施行することになつている。しかし廿年度予算は、戰爭の遂行を前提として編成されたもので、そのままこれを施行することは不可能である。そうなると、まず実行予算を編成し、そのうち施行予算で支弁できない部分についてのみ、追加予算を議会に提出して協賛を求める——という順序になるのだが、それでは予算の数字が徒に膨大、複雑化して、國

民にはなんのことやらわからなくなる。それに第一年度予算は、新生日本第一年度の予算で、わが國にとつては重要な意味をもつ。そこで、これを総合、統一して改めて編成することになつてできたのが改定予算で、実質的には昭和廿一年度総予算たるべきものである。

改定予算は歳出五百六十億八千八百余万円、これに対する普通歳入は三百五億二百余万円、差引歳入不足二百五十五億八千七百余万円。但しこの中には四月ないし七月の施行予算、予備金支出、緊急財政処分および追加予算によつて支弁される歳出百十三億四千一百余万円、歳入四十七億六千三百余万円が含まれている。

費用別にみると、割合の最も大きなものは終戰処理費で、これに同性質の特別住宅建設資材費を加えると、二百二億円に上り、総歳出の約三割二分に達する。以下経済再建費の一割八分、同胞引揚費の一割四分、民生安定費一割一分、國債費九分、地方分與税分與金四分六厘、教育文化費二分三厘、國庫予備金一分四厘等が続いている。

歳入は増税による租税収入百六十億円余、官業および官有財産収入七十九億円余（煙草の値上による專賣益金六十五億円余が大部分）雜収入六十二億円余で、総計は三百五億一百余万円。残りの二百五十五億八千七百余万円は歳入不足となるこれは財産税収入で支弁する計画であるという。

廻米 (かいまい)本來生産地から消費地に向けての米の集散を、廻米または廻着米といい、徳川時代の米商人の活動として生まれた言葉である。これを廣義にいえば、米の出荷、移動の指図と運送との二つを包むものといえよう。米麥の國家管理の強化に伴い、政府が各地の政府倉庫にある政府米を特定の消費地に輸送することを命令し、これにしたがつて、食糧事務所が出庫の指図を発行し、現実に輸送されるわけである。國内の食糧需給がひつ迫してきて、乏しい政府所有米が、各地の消費地に輸送されねばならぬ関係上、その操作は次第に複雜となり、一方出荷元でも、これを出荷してしまつては、その地方の配給の先行不安を生ずるお

それがあり、ために地元民の出庫拒否の運動などがひきおこされ、國内食糧事情の窮迫とともに廻米問題は次第に問題となつてきている。

海運國営論 海運業は終戰後も、戰時中にひきつづいて、船舶運営会を政府代行機関として國家管理が行われているが、これをさらに一歩進めて、國鉄のように完全な國営にすべしという論である。その理由としては、

(一) 民営にもどした場合には、最近の船價から推して必ず運賃の暴騰が見こまれる。だから政策的に低運賃を持続する。

(二) 海上輸送の計画性を確保し、船主の採算と投機商人の奸計とによる物資移動の乱脈化を防ぐ。

(三) 民間企業にもどした場合、企業主は経営合理化の立場から必ず行うだろう船員の大量整理を防止するため、國営を断行すべしというのである。

もつともこの論も、海運業の國際性にかんがみ、対外航路については國営は不向きであることを認め、内地沿岸航行の場合のみを指している。

擴張再生産 資本家によつて搾取された剰余價値の一部が蓄積されて資本となることにより、年々その生産規模が拡大されてゆく再生産のことである。(再生産過程の項参照)

價格調整補給金 物價政策上の要請に應じ、ある物資の生産費が上つた場合に、生産者價格を適正價格までに引上げても、それにともなう需要者價格の引上げをなさずに、これを据置き、價格体系の安定を図ろうとする場合、生産者または中間にある統制機関がこのために受ける損失を補うため、國庫から支出する金をいう。

この制度は、昭和十八年三月決定の、緊急物價対策要綱に基いて実施せられることになつたのであつて、戰時中緊急増産の要請にともなう生産條件の悪化により、生産費が上る一方であつたが、生産増強と價格体系の安定は、いずれも絶

対要件であつたため、当該物資の價格引上げが、他の物資の循環的價格引上げを來たし價格安定を阻害するような場合に、この矛盾を超克する目的のもとにとられたものである。しかし、これを全面的に実施することになれば、当時は物價は上るばかりなので、非常に多額の財政負担となり、この制度を適用する物資の範囲を、國家の要請に基き、計画生産を遂行すべき基礎的緊要物資、ならびに戰時生活必需物資中でも、特に重要なものにのみ限定した。

実際にこの制度を適用された物資は、石炭、鉄、銅、鉛、亜鉛、アルミ、米、硫安等である。なお、この制度については、財政負担の増加や、補給金支拂の誘引、あるいは基準物資の價格が、他の物資にくらべて、不当に低くなる等の見地から、その可否については議論があつて、終戰後の今日では民生復興を基調とする経済再出発にあたつて、新物價水準を建てる上からも、また財政負担を軽減する上からも、この制度はさらに制約をうけることになり、現在では石炭および主要食糧にのみ適用せられている。

價格等統制令 (附物價統制令)俗にストップ令といわれる法令で、若干の例外はあつたが、一應あらゆる物資を、全面的に、昭和十四年九月十八日の價格にくぎ付けにしておいて、その基礎の上に立つて、適正價格主義に基く公定價格の拡充整備および協定價格の設定促進をおこない、当時、昇騰しつつあつた物價を安定するために設けられた根拠法規である。

本令は第二次欧州大戰勃発にともなう内外の諸情勢に即應し、いつそう強力なる物價対策を実施する必要から、それまでは、物價騰貴抑制方法としては、商工省令である物品販賣價格取締規則によつていたのを、國家総動員法第十九條に基く強力な根拠法規として、昭和十四年十月勅令第七百三号により公布施行され、終戰後もなお、その効力を有してきたが、種々の情勢に即應し、「ポツダム宣言ノ受諾ニ伴イ発スル命令ニ関スル件」に基く物價統制令に切替えられるにいたつた。

新しく制定された物價統制令も、物價統制の根拠法規である点においては変りはないが、今までよりも法規に彈力性が附與されている。すなわち旧令においては、公定價格およびその例外許可價格を除いては、全部停止價格（いわゆる九・一八價格）またはそれをベースとした價格であつたが、新令では、この九・一八というきずなから一切の價格を切りはなした。

新令の内容を簡單に紹介すれば、新令では、公定價格（主務官廳のきめた價格）、認可價格（組合等が價格を協定して主務官廳の認可を受けた價格）、および例外許可價格（公定または認可價格ある場合、この價格で販賣できぬ特別の事情あるため、申請して主務官廳の許可を受けた價格）の三種の價格があつて、このいずれにも該当しないものは原則として自由價格となつている。しかし、この自由價格も、行政指導により、業者團体等で自治的に價格を協定して、それを届出させる等の規定があり、これと同時に、暴利行爲取締り、または不当高價取締りの規定もあつて、不当に高價に販賣されることを防いでいる。

なお、違反に対する罰則は、旧令よりも強化され、十年の懲役または十万円の罰金刑で、さらに違反による超過額の三倍が十万円を超えるときは、超過額の三倍以下の罰金を科することとし、高額の價格違反に対しては、十万円を超える高額の罰金をも科し得ることになつている。

價格體系　（物價體系）物の價格に関する一つのシステムをいう。わが國では戰時中に行われた公定價格制度、二・一七措置とともに施行された米と石炭中心の新統制價格制度は、いずれも体系的な價格制度である。戰時中の公價制度は、周知のごとく、欧州戰爭の勃発した昭和十四年九月十八日に公布された國家総動員法に基く價格等統制令によるものである。この時はまず九月十八日現在で、すべての物價を一應くぎづけにし、そしてしだいに個々の物品について、原價計算をおこなつて、その適正な價格を算出し、これを公定價格として認めるという方法がとられた。そして

この價格の算出、決定にあたつたのが中央・地方の價格形成委員会である。

この公價制度は、低物價の維持を目的としたものであるが、戰爭経済が本質的に内包するインフレへの傾向は絶えず公價の修正を余儀なくせしめた。そして價格の形成は、個々の物品についておこなわれたから、この体系は、体系の名にふさわしい内部の有機的連関性に欠け、價格相互の間に、常には行状態が存在し、かついたずらに複雑で巨大となつて、実際に即しなくなつた。この弊を補いつつ價格を統制し、國民生活の安定に資そうとして生れたのが、物價統制令に基く新價格体系である。これは國民生活の二大基礎物資である米と石炭の價格を、嚴密な原價計算によつて算出し、そして、これを基礎として賃金および他の重要物資の價格を形成する。そしてあまり重要でない物資については、單に限界價格を設けるに止めるといつた方法で樹立された。しかし資本主義社会では、需要供給の原則に基いて、市場で自然に決まる物價を一定の方式に則つて人爲的に形成し、これを維持し得るや否やは、根本的な問題の存するところであり、今日までの実績では、物價値上りの阻止に一應の効果をもつにすぎないようである。もつともソヴエートの如き完全な計画経済の國では、問題は別である。

化学肥料　定義――化学肥料（人造肥料ともいう）とは、特に肥料要素たる窒素、燐酸および加里（石灰をふくむこともある）を肥料的効果あらしめるために、工場にて化学的操作を加えて製造する肥料を称し、これら要素を單独にまたは混合して製造される。なお肥料とは植物の栄養に供されるものを総称しているのであつて、人糞や堆肥等は別に自給肥料といわれる。

二　本邦における必要性――殊に高温多雨のため、土中の有機物は消耗していく傾向にあり、また狭い土地に過剰な人口を擁する関係上、必然的に多肥集約農業に進まざるをえないのであつて、化学肥料の必要性は世界にその比をみない。

三　製造工程その他――(イ)窒素肥料。硫安――$(NH^2)^2S$

O_4硫酸アンモニアというのであつて、通常窒素二一%を含み、水田肥料としては殊に効力高く、本邦では最も重宝なものだ。現代最も廣く行われている製法は、水素三と窒素一を直接高温高圧で触媒存在の下に化合させて造つたアンモニアと、硫化鉱を特殊な炉で燃焼させて得るガスを水に吸わせて造つた硫酸とを、化合させ、のちに結晶とするのであつて、この場合、水素は水を電氣かコークスかで分解して得られ、窒素は空氣を液化分溜する等で得られる。水素を送る費用が硫安のコストを左右する場合が多い。以上は合成の硫安であるが、この他にコークス炉ガス中のアンモニアを、硫酸で固定するいわゆる副産硫安というのも若干製造している。

石灰窒素―― $CaCN_2$ カルシウム・シアナミドを主成分とし、窒素分二一%を含むのが通常である。製法は粉細した生石灰一㊀と無煙炭大(現在はコークスで代用)を電氣炉で放電化合させて造つたカーバイドを、高溫で窒素と化合させると、石灰窒素と炭粉の混合物ができて肥料となる尿素― $(NH_2)_2CO$ 窒素分四六%を含む濃厚肥料である。製造はアンモニアと炭酸ガスを加圧下直接化合させて造るほか、石灰窒素に炭酸ガスと水を作用させて後、酸で分解しても得られる。

(ロ) りん酸肥料、過りん酸石灰―― $CaH_4(Po_4)_2$りん酸一石灰を主体とし、りん酸分一二ないし二〇%を含む。製造は主として大洋中のサンゴ礁にたい積しているりん鉱石を粉細し、硫酸を混じて放置しておく、徐々に不よう性のりん酸分が可よう性となり、土と同じような外見を呈した肥料となる。

(ハ) 加里肥料。りん酸肥料と同じく原料が資源的に本邦には乏しい、現在は加里石英粗面岩ににがりを加え、さらに炉で石灰とともに焼くと不よう性加里が可よう性となるのでこのまま肥料にする。このほかに海もやにがりから塩化加里を抽出して濃厚な加里肥料を製造しているが、需要に対しては微々たる供給をなし得るに過ぎない。

較差地代　(かくさちだい) 土にはその廣さに自然的な限界があり、さらに豊度にもいろいろの

違いがある。このようにいろいろと條件のちがつた土地がつくられる農業生産物の價格は、工業生産物の價格とちがつていちばん悪い條件をもつた土地の生産物を標準にして決定される。だからそれより條件のいい土地からつくられる農業生産物からは、一様に剰余利潤がもたらされるわけである。この剰余利潤は、その土地の所有者の手になつて地代となる。このような地代を較差地代、または差額地代と呼ばれる。

この理論の先駆者はリカードで、それを完成したのがマルクスである。リカードは、土地が條件のいい土地から、條件の悪い土地へと下降的に生産の用に供せられるときだけ、このような地代がなり立つといつたが、マルクスはその反対の場合もあることを立証した。またこのような地代は、おのおのの土地の自然的條件からだけでなく、おなじ土地に投ぜられた資本の生産性の差からもなり立つということを論証した。

各種年度　一月から十二月までを一つの年度とするものは暦の一年とちがわないから、一番普通のものであるが、これとちがつて、例えばわが國の財政のように、四月からはじまつて翌年の三月までを限つて一年度としているのもあるし、会社の決算や、各商品の年度には、それぞれ特有の年度をもつている。米穀年度は十一月から出発して翌年の十月まで、生糸は七月――翌年六月、砂糖は四月――翌年三月、酒は十月から翌年九月まで、綿花は八月――翌年七月という具合に、昔からの慣習で決つている。

掛目と糸目　掛目(かけめ)というのは繭の糸量十匁の値を銭位をもつて示したもので繭量十匁によつて作られる糸の量は繭の品位によつて異るが通常十匁ないし十五匁であり、これを糸目という。いわゆる繭價(單位一貫目)は掛目に糸目を掛けたもので、例えば昭和廿一年度の公定七百掛の繭の價格は糸目十匁とすれば七十円、糸目十四匁ならば九十八円であり、普通繭價百円といわれるのは、糸目の平均が十四匁程度の品位の繭である。

次に生糸の價格はこの繭價に加工賃を加えたものとなるわ

けであるが、生糸一俵（十六貫）に要する繭量は百十四貫であるから、前の九十八円の繭を例にとれば、一俵当り一万一千百六十二円となり、これに加工賃を加えたものが生糸一俵の価格となる。現在の國内公定價格は一万五千百円であるが算定は大体七百掛、糸目十四の繭を基準として、工賃約三千六百円と、農業会手数料若干を加えて出たものである。

火災保険　損害保険の一種で、保険の目的物が火災のために受けた損害を補うもので、消火作業の必要上生じた破損、またはぬれ損等の損害をも含むが、つぎの場合に対しては責任を負わない。

（一）保険契約者または被保険者の悪意および重大な過失より生じた損害。

（一）火災のさい保険の目的物が紛失し、または盗失したことから生ずる損害。

（三）保険目的物の性質、自然の消耗によつて生じた損害。

（四）戰爭、暴動、一きその他の事変のため生じた火災およびその延焼による損害。

（五）地震または噴火のため生じた火災、または延焼による損害。

（六）保険目的物中に存在し、ないしこれに附属する機関の破裂または火薬の爆発による火災その他の損害。

（七）保険契約者または被保険者が法律命令に違反したために生じた損害等が、その除外條件である。これについては特別契約保険がある。即ち（三）に対する財産生命保険（五）に対する地震保険（四）に対する陸上暴動保険あるいは現在問題となつている戰災保険（六）に対する機関保険等がそれである。

火災保険は保険契約目的の差異によつて動産火災保険（商品火災保険、家財火災保険）と不動産火災保険（建造物保険、森林火災保険）とに分れ、経営形態にも官営、公営と民営とに分れているが、わが國では民営、免許営業を採用している。ただ森林火災保険だけについては森林火災國営保険法（昭和十二年）によつて國営保険が行われている。

過剰生産　社会が成り立つてゆくには、その社会構成員が生きてゆくのに必要な商品が生産されなければならない。そのためには、このような消費物資をつくる生産部門と、このような消費物資の生産手段をつくる生産部門とがある均衡関係を保つてゆくことが必要である。例えば布を織るもののために綿糸の生産が、綿糸の生産のために紡績機械が、というように、一切の生産は他の生産を予想しないでは行われないからである。ところが資本主義的な商品生産というのは無秩序、無計画な生産であるから、各生産部門間の均衡関係が、いつも同じ調子で保たれるということは中々困難で、時に一商品が必要以上に多くつくられるかと思えば、時には不足する。各生産部門の生産が計画的に行われる社会主義経済においては、このような生産の過不足がないのだが、無秩序、無計画に生産が行われている資本主義経済にあつては、かかる現象はごく普通のことである。だから過剰生産というのは資本主義生産の無計画性にもとづく商品の過剰状態だということができる。この過剰生産が社会を襲う時に、いわゆる一般的恐慌が起るのである。

過小農制　わが國の土地制度を規定し、それを維持する條件の一つは、人口に比較しての土地の狭小である。耕地面積は土地総面積の一五・六㌫で約六百万町歩である。これを農家戸数約五百五十万戸に割当てると、平均耕作反別は約一町五畝にすぎない。かかる耕地不足の原因は、一般に自然的條件に帰せられるが、人爲的拡張を阻止した制度的條件も無視しえない。とにかく、かかる諸條件によつて、わが國の集約的過小農制度、小土地所有制度、封建的小作制度が生れ、現在まで維持されているのであるがこれを今少し詳細にみると五反未満三四・三㌫、一町未満三四・三㌫弱、計約七〇㌫が一町以下の五反百姓で、五町歩以上の経営は一・六㌫強すぎない。かかる過小集約的農法は往時の原始的自給農業時代に農業人口多數のため発生せる小規模形体が、労働力の廉價による機械化の阻止、それを変革するにたる農村の社会的発展を欠如せるために固定したもので

ある。(小土地所有制参照)。

課税標準 総合所得税は、個人の総所得金額を標準として、一定の税率で課税され、相続税は相続財産の価格から債務金額、葬式費用などを控除した金額を課税價額として、一定の税率で課税される。地租は、土地台帳に登錄された賃貸價格を、家屋税は、家屋台帳に登錄された賃貸價格を標準として課税される。この所得税の総所得金額、相続税の課税價額、地租および家屋税の賃貸價格等が税額計算の標準となつて、これに一定の税率を適用して税額がきめられるので、これを課税標準と呼んでいる。酒税の税率は、酒類を製造場から移出するさい、その酒類の石數に應じて、石何円という計算で徴收されるから、この場合の課税標準は、移出される酒の石數である。また、物品税は小賣業者の販賣價格、または製造業者が物品を製造場から移出する時の價格を標準として物品の價格百分のいくつという税率で課税されるから、この場合の課税標準は、小賣價格または移出する時の價格である。

家族手当 妻子のある勤労者に対し、使用者がその生活費を補助するために支給する特別の給與のことである。資本主義社会では「同一労働に対しては同一賃金」を拂うのが原則であつて、同じ種類の労働を、同じ量だけ働くかぎりその勤労者が独身であろうと妻帶者であろうと、その家族員數に関係なく、同じ額の賃金が支拂われることになつている。だから沢山の家族を抱えている勤労者は、独身者などにくらべて、その生活が苦しいわけである。家族手当というのはこのように妻や子供を有する勤労者の生活費を補助するために、使用者が支拂う給與である。家族手当は法令に基いて、使用者が支給する場合もあれば使用者の任意に基くものおよび團体協約による場合があり、その支拂方法も使用者が直接給與する方法と、補償金庫などを通じて支拂う方法とがある。後の方法は、使用者がその負担を輕くするために、扶養家族の多い勤労者を嫌つて、なるべく子供の少い者や独身者を歓迎するという弊害があるので、考えられた

方法で、家族手当を使用者が直接支拂わずに、使用者が共同して拠金による基金をつくり、その中から支拂つてゆくというのである。わが國でも最近この方法が採用されんとしている。

ガタパーチャ マライ語でスマトラの木皮の意で、ゴムの一種である。パラキウムレペイタスその他の木がそれであるが、現在ほとんど栽培されていない。すべて野生木から採取している。化学的性分は、他のゴムと同じであるが、物理的性質は違つている。すなわちゴムのように彈力性がないかわりに、耐久力が強く、空氣中で十年間も変質しない。この特性から海底電線の被覆物として使用されるほか、ゴルフのボール、歯科用型取りなどに使用される。生産はボルネオを主とし、スマトラこれにつぎ、品質はマライのものが最優秀とされている。

價値 一定量の小麥と、一定量の布とが交換されるというのは、それぞれ使用價値の違う二つの商品の數量が、比較されることである。

すなわちA量小麥＝B量布 の方程式がなり立つが、この二つの商品の數量が比較されるためには、そこに共通した一つの性質がなければならない。小麥も布も人間の労働によつて生産されたものであるが、小麥をつくる労働も布を織る労働も、ともに具体的な個性をもつ労働である。しかしこれらの交換の割合がきめられるときには、小麥や布がもつている使用價値は無視されて、量的なものだけが問題となるのである。したがつて、このような具体的、個性的な労働、すなわち小麥や布の有用性をつくる労働でなく、この生産に支出された一般的人間労働、すなわち「人間の頭脳、筋肉、神経、手などの生産的な支出」としてあらわすことができる抽象的な労働が問題となる。小麥や布に具体化されたこの一般的、抽象的な人間労働が、すなわち商品の價値と呼ばれる。

價値安定債券 インフレーションの進行過程においては、通貨價値は常に変動する（下落する）ので、お金を受入れた者は、そのお金の値打ちの下

らないうちに何か物を買つて使つてしまおうとして、少しも金を貯蓄しようとしないのが普通で、このためますます物價が高くなり（物價が高くなるということは、それだけ金の値打ちが下つたことになる）インフレは一層高進することになる。そこで通貨の價値がいくら變動しても、その所有者に實質的な損失のないように、特別な債券を發行して國民の貯蓄を奬勵し、ひいてはインフレ防止に役立てようとする企てで、第一次欧州大戰後のドイツが破局的インフレを收拾する場合に用いた「金計算」と同じような考え方である。（金計算の項參照）

すなわち仮に額面百円で發行した債券でも、その償還時期に物價が發行当時の二倍——通貨價値からみて半減——している場合には、額面の二倍を償還する。反対に物價が發行当時の半分になつておれば、額面の半額を支拂うという仕組である。これならば債券を買つてから、それの償還を受けるまでに、物價が二倍に騰貴しても、償還金が二倍であるから、債券所有者は最初のときと同じ量の物資を買うことができ、そこには何等損害がないから、金をもつている者は、安心して貯蓄のためにこの債券を買うことができるということである。これは理論的には一應もつともであり、インフレ進行中において、これを防止する特效藥とも考えられる。しかし問題は、通貨價値の變動により、償還金が多くなる場合、その差額をだれが實際負担するかという点と、何を基準として通貨價値の變動を正確に算定するかにある。殊にわが國のごとく貿易が再開されないために、外國爲替相場がなく、また權威ある物價指數すらない今日、これが実行は殆んど不可能に近い。

價値学說 大体二つに大別できる。主觀的價値学說と客觀的價値学說。よりはつきりというならば、限界效用学說と労働價値学說とである。労働價値說の先驅者はアダム・スミス、リカードーらのいわゆる古典派經濟学者である。この学說は、生産物の價値は、これが生産のために支出された人間労働の量によつて決定されるという說

で、アダム・スミスにおいてはまだこの労働價値說は一貫していないが、リカードにいたつて初めてこの理論がはつきりしてきた。しかしこれら古典学派の誤りの一つは、生産關係を自然的のもの、不変のものと考えて、その歷史的な性質を見落しているところにあつた。このため價値の実体である人間労働の性質、すなわち抽象的一般的性質としてのみ價値であるという性質を理解できなかつた。この点をもつと明らかにし、完成したのがカール・マルクスであつた。限界効用学派の創始者はゴッセンだといわれているが、一八七〇年代カール・メンガー、スタンリ・ジェボンズ、レオン・ワルラスによつてほとんど同時に主張された。この学說は、商品はすべてなんらかの意味で人間の欲望を充たさせるものである。したがつてその價値は、人間の主觀的評價にかかつているとみる。たとえば一定量の小麦が存在する場合、人間はこれでその欲望を満足させてゆく。したがつてその小麦が多量に存在すればするほど、より低い欲望も充たされる。それゆえその小麦の部分量の價値は、この最後に充足される欲望、すなわちその小麦の限界効用にかかつていることになる。

これら二つの價値学說の間にあつて、両者を折衷させようとする一派（エミール・レーデラーやゲレスノフ）もあり、また價値論の不要をとく一派（カッセル）もある。

價値形態 使用價値と價値との統一である商品は、使用價値の形態と價値の形態とをもつている。鉄だとか、リンゴだとかは手でつかんだり、触つたりすることのできる商品そのものの自然的な形態である。商品の價値形態というのは、これとはことなり、商品の社会的形態で、例えば一册の本は、一本の万年筆と交換されることによつて、はじめて一本の万年筆という價値形態をとるのである。

資本主義社会では、いろいろの商品は貨幣形態という共通の價値形態をもつている。すなわち商品の價値は何円何十銭と表現されている。

合作社　合作社とは、協同組合のことである。支那事変が始まるや、抗戦中國、なかんずく中國共産党が対日戦の経済的な基礎を固めるために、合作社という協同組合方式による経済建設をおこなつた。これは兵器生産をはじめ一般消費物資の生産にいたるまで、組合員の零細な資金と労働力を結集し、一人一票の投票権をもつて、利潤を超えた民主経営によるもので、よく抗戦力の基盤となることができた。この合作社は、大資本の参加を必要とせず、ゆたかな労働力が唯一の資本になつて運営されるという利点があるため、敗戦後のわが國にも抗戦合作社の再版として戦災地復興事業などに、この経営が採用されている。

家内工業　家内工業とは、商業資本の統制下において散在的に営まれる手工業であり、商業資本の統制を受けるという点で完全な独立手工業とことなり、また多くの個別経営が各地に分散している点で一ヵ所に集中している工場手工業ともことなる。

これは商業資本の統制の程度によつて、二つの段階に分けられる。すなわち第一段階では手工業者は自己の原料や道具をもつて仕事場で、自己の方針の下に生産をおこない、ただその製品を自ら一般市場に持出さず、'指定商人に賣却するにとどまつている。第二段階になると、原料や道具の前貸制度を通じて、'手工業者は完全に商業資本の支配下に入り、事実上手間賃をもらう賃金労働者にすぎなくなる。'

かくして家内工業は商業資本が工業資本に轉化する過渡的段階とも見られるが、具体的には工業資本の発展、資本家的工場工業の発展により、家内工業が絶滅してしまうものではない。ことに日本のように半封建的土地制度の上に近代資本主義が急速に発達した國においては、資本制工場工業とならんで、廣範囲な家内工業が残存している。たとえば機業、紙工業、'木竹細工業、製茶業、陶磁器、漆器製造業等がそれであり、しかもこれら家内工業的製品の輸出における地位は、きわめて重要なものであつた。

このような家内工業は、徒弟とともに働く手工業者、農家

の副業、大都市貧民の内職に三大別されるが、いずれも劣悪低廉な労働條件を特長としている。またこれが自ら大企業の労働條件にも反映し、他の資本主義諸國のそれと比較して、常に低水準を保たしめた要因であつた。

株式会社　会社の資本金を均一の金額と一定数とに分ち、出資者はその持分に應じて権利と義務とを負うのみで、その限度を超えて株主個々の私有財産をもつて責に任ずることはない。従つて、この会社形態は物的、資本的であつて、個人企業や合名会社の如き人的企業形態とは対立するものである。従つて株式会社なる企業形態は、資本の利用をその終極の目的とする各個企業よりなる國民経済、すなわち資本主義的経済のもとにおける典型的なものである。この他の会社形態としては、無限責任社員のみで構成せられる合名会社、無限責任社員と有限責任社員との混合をもつて組織せられる合資会社、株式会社と合資会社の中間的組織として無限責任社員と、株主である有限責任社員とよりなる株式合資会社ならびに比較的新しく認められた有限責任会社等もあるが、最も普遍的におこなわれるのは株式会社であつて、その他同族的、中小資本的なものとして合名、合資がこれについでいる。

株式公開　一部で独占的に大量所有している株式を、大衆に分散賣出すことを株式公開という。たとえばある持株会社が保有株式を一般に賣出すとか、ある財閥一家がその保有株式を一般に賣出す場合等が株式公開である。

株式公開は事業の拡張急を要し、大衆資本の援助に依存せざるを得ないような場合に発生する。すなわち戦時中、増産命令で大いにこの機運が動いていた。しかし現在は、財閥解体命令に基き、従來まで独占的利益を独占していた財閥所有株の整理問題が、順次具体化し、株式民主化として、大衆への公開が実現されつつある。

可變資本・不變資本　剰余価値説に基くマルクス主義経済学における資本概

念である。マルクスによれば、生産手段に轉化された資本部分は、生産過程を通じてその値値の大きさをかえるものではない。この部分を不変資本と名づける。これにたいし、労働力の購買にあてられた資本部分は、その余剰物を生産するばかりでなく、それ以上の超過分たる剰余價値を生みだす。すなわち労働力に轉形された資本部分は、生産過程のうちでその價値を変動する。それゆえこれは可変資本とよばれる。その額は労銀の價値にひとしい。

かくして資本の成分は、労働過程の立場からみれば、生産手段および労働力として区別せられ、價値増殖の過程からみれば、不変資本および可変資本として区別せられる。

貨幣数量説 インフレーションの問題とはほとんど不可分の関係にある学説である。すなわちこの学説によれば物價の高い、安いは物の量に比して貨幣の量の多いか少いかによつて、大体決定されるというのである。例えば今日のわが國の如く、戰爭による消費と戰災による滅失と、生産力の破壊による生産量の減退によつて、物の量が少くなつているのに対して、貨幣は戰費や補償や戰爭保險の支拂等で、著しく増大している。そこでこういう工合に物價が高くなつているというのであつて、このためには物の生産を多くするとともに貨幣の流通量を少くするよりほかには、今日のインフレーションを解決する道がないと解釈するが如きである。この学説は十六世紀にすでにアメリカで発見されたものである。この説については、それは單に現象の上つ面だけを説明したものであつて、物の内部に含まれている價値を無視している等の非難もあるが、今日でも最も普通に行われているものである。

カーボン・ブラック 印刷用インキの原料や自動車タイヤのゴムの硬化剤として、なくてはならぬカーボン・ブラックは、わが國に最も欠乏する原料の一種で、最良のものは天然ガスを不完全燃燒させて、その「すす」を採る。

世界の主産地は石油資源、したがつて天然ガスに恵まれて

いる米國であるのはいうまでもない。わが國でも日本石油、日本窒素、東海電機、東京ガス等の会社で製造しているが、あとの二社では、天然ガス法によらないアンスラセン、ピッチオイル（いずれもタール分溜物）から製造する方法をとつているが、どうしても天然ガス製品には及ばないようである。

加里肥料 加里肥料は昔から俗に窒素肥料の葉肥、りん酸肥料の実肥に対して、わら肥とよばれているが、窒素、りん酸、加里の三要素のうちではとくに冷遇せられ、ある土壌、ある作物にはこれを與えるのを控えるのが普通である。近年にいたつて、理論の発達、特殊作物の栽培、普及方法のよろしきをえて、急速にもちあげるにいたつたが、國内資源がきわめて貧弱で、その大部分は輸入加里塩にたよつている。すなわちドイツ、フランス、アメリカ等により輸入される硫酸加里、塩化加里を主とする。輸入途絶の現在では、國内産の海そう加里、苦じょう加里、鉱石加里（加里石英粗面岩、加里明ばん石、加里長石等を原料とするもの）等をやむなく使用しているが、これらは輸入加里塩にくらべ、十分の一程度の加里成分にすぎない。加里肥料はでん粉、砂糖の生成に特に必要で、甘藷、馬鈴しょ、甘藷等に適する。また圃草の火つけとか色沢をよくし、果実の品位向上、結果歩合の向上に効果あるほか、麻、あい草の纖維に強さと美しさを増し、桑、茶等の收量を増加させる効能がある。

刈分小作 （かりわけこさく）小作料の額をあらかじめ一定せず、その小作地の收穫高の一定の割合をもつて、地主、小作人間にその收益を分配することとし、あらかじめ決定するのは、ただその分配の割合を定めるにすぎない小作。青森、岩手等（旧南部領）鹿児島、岐阜の一部に行われ、分益小作、野分小作、半小作、分け作り、毛分け半作ともいい、通常分配比率は半分々々である。

カルテル カルテルは日本訳では企業連合といつているが、むしろ原語のカルテルの方が通りがよい。資本主義の経済が今日のように発達してくると、企業

の利潤率はだんだん低下する。それを維持または増進の目的をもつて同種類の企業が協力して生産品の値段をつり上げるとか、市場を統制するようなことをするのがカルテルである。しかしそれが個々の企業各個の自由活動を許さない程度、すなわち数企業が一体として合同し、活動するような場合には、トラストすなわち企業合同とよばれる別個のものになる。

カルテルの種類は範囲別で地方カルテル、全國カルテル、國際カルテルの三種になるが、活動の上から見ると販路協定カルテル、價格協定カルテル、生産制限協定カルテルなど一般的なものである。

カルテルは非カルテル産業の利潤を犠牲にして、自分の利潤を増すのであるが、かようにして生ずる両者の利潤率の相違は、利潤率均等化の努力となつて、しだいにカルテルを全産業諸部門に波及させる傾向をもつ。日華事変勃発当初までの日本では、全部の工業にカルテルができ、その助長と弊害防止のために重要産業統制法（昭和六年四月一日公布、同十一年五月廿七日改正）さえ出來ている。大日本紡績連合会をはじめ、製紙連合会、日本糖業連合会、日本羊毛工業会、石炭鉱業連合会などカルテルとして有力なものであつたが、しかしこれらのカルテルは日華事変後、統制会組織に改組され、あるいは廃止された。

カルチベーター　畜力または機械力によつて、畑作物の除草、中耕および培土を行うに用いる農機具である。刃には中耕刃、除草刃、培土刃、髄葉刃等の種類があり、また作業畦数により一畦用、二畦用および三畦用の三種がある。主として北海道の畑作地帯に使用されている。

爲替ダンピング　爲替相場の低落に乗じて、その國から商品を輸出し、爲替相場の低落しない國や、低落率の少い國に対して、ちようど不当な安價を以つてする商品のダンピングと同様な影響を発生せしめることである。

爲替相場が下落すれば、輸出商品は自國の通貨においては騰貴していても、相手の輸入國の通貨で表わせば、それだけ

安く提供することになるから、輸出を促進することになり、またこれに対して輸入商品は、輸出國の通貨では從來通りの價格であつても爲替の下落した國の通貨で表わすとそれだけ高價になるので、勢いその輸入が制限されることになる。このように爲替が下落すれば自國商品の海外における競爭力が増進して輸出を促進し、輸入を制限して國内産業を振興させることができる。

わが國がかつて円爲替が低落したために割安な電球やゴム靴を米國に大挙輸出し、また綿布や人絹がインドその他の南方に多量進出したが、そのため相手國は爲替ダンピング税を課したり平價を切下げて爲替相場を引下げる報復手段を採つた。これは自由貿易時代におこなわれることでかかる貿易競爭は結局は世界の平和を乱すことになるのであつてブレトン・ウッズ協定はこれらの不当競爭を防止するために考案されたものである。（ブレトン・ウッズ協定の項参照）

爲替裁定　ある一定の時における爲替相場の場所的差異を利用して、最も有利に爲替の取組をなさんとする爲替技術、またはこのような差異を利用して「利鞘」を収得するために積極的におこなう爲替取組を指していう。すなわち一定の時における一國貨幣の爲替相場は本來ならば、各爲替市場においてすべて同一の値段であるべきはずであるが、実際には各市場における爲替の需給情勢の差異、或いは時差その他の諸事情によつて多少の開きがある。そこでこの爲替相場の場所的差異を利用して爲替裁定がおこなわれるのである。この爲替裁定は特に機敏な行動を必要とするから電報情報の完備せる爲替銀行その他の國際金融業者、または大貿易会社でなければできない。

爲替裁定は裁定のおこなわれる関係地点からみて、これは(一)直接裁定(二)間接裁定の二つに分れる。前者は両地間においておこなわれる裁定であるから「二地点裁定」ともいう。後者は三地点以上の爲替相場を利用する場合であつて三地点間でおこなわれるものは「單一裁定」、四地点以上におよぶものは「重複裁定」である。しかし実際には時差の関係

その他爲替の出合関係等で数地点を経由することは容易でなく、普通は三地点間の裁定による場合が最も多い。

還元配給 主食の供出制が始まつてからできた言葉である。農家の供出量が年間保有量に食込んだ場合、政府はその不足量に対して再び配給し直してやる制度である。毎年の実收が完全に持続され、これにもとづいて適正な供出割当がおこなわれていればこの制度はいらないのだが、食糧事情が深刻化すると共に農家も出渋り実收把握が非常に困難となつてくる。その上政府は一粒でも多く出してもらわなくては國家の需給計画に大きな誤差をきたすのですべて府縣への割当を強行する。この場合府縣は市町村当局に命じて部落に割当てるのだが、この末端割当が最も困難である。というのは昨年まで反別割当をしてきたが、これはと角画一になり易くまた安易な方法なので生産者に多くの不公平が起つた。そこで本年からは個人割当制にして個人の責任において供出してもらうことにしたが、廿年産米は未曾有の不作といわれ供出の基礎となるべき実收が不的確であつたためこれまた割当に大きなでこぼこが生じ、割当量をだした農家中には到底年間の家族保有食糧を残しえないものが続出してきた。つまり六月までは保有米で食えるが、あと十月までの四ヵ月間は配給してもらわねば食えなくなるような農家に一度供出した分を再び還元して配給することをいうのであつて今年は大体五百万石程度が還元配給に予定されている。

官　業 國家が財政上の見地、または公益上からして、直接に営む事業である。從來は、國防上の見地から営まれるもの、たとえば陸軍造兵廠、海軍工廠、製じゆう所などがあり、ある場合には利益を度外視し、ある場合には秘密嚴守の点から諸事業をおこなつてきた。しかし今後はかかる必要から営まれる官業はなく、財政收入の増加を図るためまた公益の見地からするもののみとなる。鉄道、郵便、簡易保険などは、公益の点からおこなわれている官業であり、また、煙草などの專賣は、財政收入を増加することから営まれているものである。最近、金融機関の國営、

あるいは英國がすでに実行した炭鉱の國営はわが國でも現実化し、さらに金融機関等種々國営論が説かれているが、これらは、いずれも実現したあかつきには、公益の見地からする官業である。官業にして、能率もよく、サービスもよければ、利潤追求のまつたくみられない企業経営であるだけ、消費者にとつては理想的なものである。

關税定率 輸出入品は、一定の関税を支拂わねばならぬが、その税率は、極めて多種多様である。そこで、これらの関税率を、一つの表にまとめて定めたものを関税定率と呼ぶ。そのまとめ方は、商品の性質、種類、用途によつて分類し、しかも体系的にし、それぞれに税率が記入されてある。したがつて、法律で決定されたこの表をみれば、一目して、当該商品の税率がわかるのである。わが國の関税定率は、明治四十三年四月関税定率法の別表として定められ、その後数回にわたつて改正されてきた。

干　拓 （かんたく）干拓には湖沼の干拓と海面の干拓とがある。湖沼の干拓は水深が浅い場合には、これを排除すれば大抵豊よくな耕地がえられる。海面の干拓は干満潮位の差の著しい海面、干潟地または大河の河口附近の海面でおこなわれる。干拓地は防潮堤でかこまれ内部の排水は、多く防潮堤中に設けられた「排水樋門」によつて干潮の際自動的におこなわれる。干満の差の少いところでは機械排水をおこなう。干潟を潮止め工事によつて耕地とした干拓地は多量の食塩水を含み害が大きい。また干拓地土壌は概してそう達塩が多いため、施肥法や栽培作物の選定に注意が肝要である。排水とか「淡水かんがい」がきわめて効果的である。

管理通貨 紙幣の発行を金準備制から解放し、その発行額を全く人爲的に管理調節せんとするものである。すなわち金本位制の下においては一國の通貨は金によつて價値を決定するが、金本位を離脱すると通貨の價値標準は金から離れることになる。といつてそのまま放置すれば、通貨の價値は浮動を続けてわれわれの経済生活は不安に

覆われる。そこで一國政府は通貨の價値を維持すべく、いろいろな方法によりこれを管理しなければならない。この管理されている通貨を管理通貨といい、この制度を管理通貨制度という。

管理通貨制度は第一世界大戰後、イギリスにおいて金本位制への復帰が問題となつたときケインズ（John Maynard Keynes）が新幣制案として管理通貨說を提唱し同國がこれを採用したにはじまる。彼いわく「紙幣は兌換を要しない。通貨の數量をその時の商取引量に比例して調節するならばこれによつて物價は安定する」。この思想の根底になつているのは貨幣數量說、購買力平價說である。

わが國においては昭和六年十二月金輸出再禁止、銀行券の金貨兌換停止、同七年六月從前の保証発行限度を一億二千万円から一挙十億円に拡大することにより事実上管理通貨制度の第一歩を印した、その後昭和十六年三月「兌換銀行券條例の臨時特例に関する法律」により囘伸制限法の廢棄、最高発行制限法の採用となり昭和十七年二月（五月一日より実施）日本銀行法の制定により最高発行制限法が恒久的制度として断行され、ここにわが國は完全な管理通貨制度國となつたのである。すなわち日本銀行法第廿九條に「日本銀行は銀行券を発行す」と規定し、発行限度は主務大臣が決定しまた必要ある場合は日本銀行は主務大臣の認可をうけ発行限度を超えて銀行券を発行することを得となつている。また法律は日本銀行券発行高に対し同額の保証を保有することを要すと規定しているが保証物件は國債その他有價証券および地金銀である。これにより明りようなごとく日本銀行券は完全な不換紙幣であると同時に全く人爲的に操作調節し得る管理通貨である。

管理の方法としては対内的にはオープン・マーケット・オペレーション（同項參照）、対外的には爲替管理が中心である。すなわち前者により通貨の膨脹收縮を適当に調節し得るし、後者は國内通貨と外貨との関係を適当に保つて通貨の價値を内外に維持できるわけである。しかし管理通貨制度が完全な通貨制度であるかどうかについては学者間に意見の相違

がある。

款、項、目、節　（かん、こう、もく、せつ）わが國の予算編成方式では歲出面は所管省別に分類されている。所管省別経費は経常部と臨時部に大別され、その各々はさらに款、項、目、節に区分されている。区分の方法は大体において、まず行政官廳別に數個の款が設けられ、次でそれが経費の種類別で數個の項に分けられ、項はさらに目に、目はさらに節にという風に細分されるといつた式である。このうち議会で審議、議定されるのは款および項だけで目、節にはおよばない。議会の審議を経る款、項は立法科目または議決科目と呼ばれ、行政長官は、たとえばA款の経費を削つてB款に流用するとか、ある項のほう給を増すため他の項の経費を減ずる等の勝手な処置はできないことになつている。しかし目および節の相互流用には行政長官の裁量が認められている。目、節は款、項を立法科目と呼ぶに対し、行政科目と呼ばれる。

間接税　間接税とは、直接税に対する言葉である。直接税は、所得税とか收益税とかいう租税を納税する者が直接負担する税であるが、間接税は、納税するものが、その課税負担を他の者に轉嫁する税であつて、酒税、清涼飲料税、砂糖消費税などいわゆる消費税は間接税となる。こうした消費税は、本来その消費者から國家は徵税しようとするのであるが、一々消費者に課税し徵税せしめることは不可能なので、便宜上生産者または販賣者に課税するのである。したがつて生産者或いは販賣者は、当然その課税額だけ價格を引上げ、消費者に轉嫁することとなるのである。言を換えれば、國家が租税負担の轉嫁を期待して賦課する租税が間接税であるが、しかし、実際には直接税と間接税の区別が明瞭でないものもある。

完全雇傭　アメリカのニュー・ディール政策が発表されたころに生れた言葉で國民に購買力をつけ、それによつて景気を回復するために全國民を就労の状態におくことをいう。完全雇用の理論的根拠は消費材生産

部門をさかんにすればしたがつて生産財生産部門が活発になり全國民が就労の機会を得られるというにある。完全雇用はアメリカの金融資本の立場から産業をいかにたて直すかについてとられた方法であつたが、案に相違して生産財生産部門が活発に動かず依然、失業者が発生した。しかし第二次欧州大戰および太平洋戰争の動機でアメリカは初めて完全雇用の状態になり、戰争こそ唯一の完全雇用の方法であることが判明した。ところが戰争終結とともにアメリカには軍需産業の民需産業への轉換から再び失業者が発生し、また完全雇用がやかましく叫ばれるようになつた。ヘンリー・エイ・ウォーレス（米國商務省長官）の「六千万の雇用」は單に『計画経済なしに、悲惨なインフレーションなしに、またわが國の信用を危殆に陷れる不均衡予算なしに、六千万の雇用と二千万ドルの國民所得の目標を達しうる』というかれの信念を述べているだけでなく、アメリカの当面する完全雇用問題の所在を明らかにするものとして注目される。

關東経営者協会　昭和二十一年六月創立。終戰後ほうはいとして起つた労働組合運動に対抗するもの、企業経営者の利益擁護を目的とする雇主團体が、各業種別あるいは地域別に設置されたので、この中央組織として、日本経営者團体協議会の設置が企図されたが、ある事情のため取止めとなり、それに代るものとして設立されたのが当会である。名称は関東経営者協議会となつているが、実質は業種別経営者関係の中央組織で、労働爭議には直接介入せず、專ら労資問題の調査研究、資料の拾集に重点をおき、会員は團体、法人および個人となつている。初代会長は王子製紙社長足立正氏である。

き

規格統一　戰時平時を問わず、工業品の規格統一と生産および生産品の標準化は極めて重要である。わが國におけるこの規格統一については、制定の方面では商工省臨時産業合理局において約廿年前からはじめられ相当量の決定をみたのであるが、まだ非常に不足であり、その規格の普及は、また極めて低調で日本標準規格のあることすら知らない技術者、事業家が多い。戰時中はいわゆる戰時規格の普及をはかつたが、終戰後は産業復興のため規格化標準化による製品の單純化を徹底させる必要があるわけで、政府においても廿年十二月財團法人日本規格協会を設立して、從來特許標準局がやつていた國家規格（日本標準規格）の制定、商品の標準化を、また日本能率協会がやつていた規格普及の事業をまとめて日本規格協会がやることになり規格統一事業の再出発が期待されている。

企業集中　資本主義の発展は必然的に、その個別資本の集積、集中を促進する。この個別資本の集積、集中の一形態が、企業集中となつてあらわれる。企業集中は、市場統制を目的とする場合、産業合理化を目的とする場合、金融的目的を有する場合等個々の必要から招來されるが、戰時経済においては、國家權力によつて強行されることもありうる。

企業集中形態は個別資本が会社形態における合名、合資、株式の発展段階をさらに乘越えて、さらに大きな発展をとげんとする要求にマッチするもので、企業連合形態、企業合同形態、コンツェルン形態への発展の展望をもつものである。

しかもかかる企業連合、企業合同、コンツェルンの形態こそ、資本主義の最も発達せる独占資本主義の段階であり、この段階においては、各企業は極く少数の集中形態に集中され

ると同時に半面これら集中形態相互間の競爭は激化し、資本主義生產の矛盾が最も激烈に顯現してくるのである。

企業の社会化　私有財產制度は一應そのままにして企業經營を統制・運營する主体を、いままでのように當局または資本家だけに限らず、これに一般消費者・勞働者を參加させて企業經營を民主化すること。第一次大戰後のドイツにおける社会化運動は、この典型的なものである。ドイツのワイマール憲法は「勞働者および使用人は対等の權利をもつて企業者とともに賃金および作業條件の統制ならびに生產力の經濟的發展に參加するの職分を有す」とはつきり規定し、勞働者が資本家と対等の權利をもつて經營に參加することを可能ならしめたのである。このような社会化は資本主義的企業に対する重大な修正で、この傾向はさらに飛躍して社会主義化となつてあらわれる。

すなわち生產手段の私的所有にもとづく資本の專制を打破して、生產手段を國有化し、經營を資本が支配運營するのではなく、社会が社会のために支配運營せんとするのである。

企業合同　トラストの項參照。

擬制資本　擬制資本というのは市場の一般利子歩合によつて資本化されたところの、規則正しき收益に対する權利の價格である。普通に株式資本といわれているものはその典型的なものである。株式資本は現実に機能しつつある產業資本ではなく、またそれと何等直接の関係ももたない。

日本敗戰後、擬制資本という言葉は盛んにつかわれてきたが、その意味は実物資產と見合わない名目上の資產を指している。敗戰後の日本經濟の実情は、戰爭によつて多大な資材と生產力とを消耗損失し、廣大な市場と資源を失つたにもかかわらず名目上の資產のみは徒らに膨脹し、インフレの禍因をなしてきたので、政府はインフレ防止策としてこれら擬制資本、即ち名目上の資產を切捨てるためにその方法として戰爭保險や一般軍需補償等の戰時補償の大部分を百圓課稅の形式により実質的に打切ることに決定し昭和廿一年八月、開催

中の議会にそれに必要な法案を提出し可決した。しかし擬制資本は完全に整理されたわけでなく三分の二は依然、残つているといわれる。

帰農　都市と農村の間には何時の時代においても人口の移動がおこなわれてきた。古くは德川時代には人返しの法といつて農村帰農を奨励したが、近くは昭和初頭の經濟恐慌による生產機構の破壞は多くの失業者を生じ、特に農村出の者は郷里に帰らざるを得なくなり、また日華事変の勃發から統制經濟の強化は既存業者を再生產過程より脫落させた結果、業者のうち農村出身者は再び農業に從事するようになつた。また敗戰後は食糧の自給自足的観点から多くの都会人が農村に帰るようになつた。しかしこれらのいわゆる帰農者は食えなくなつた、失業したから農村、郷里に帰るといつた極めて消極的意味しかもつていなかつたのであるが、今日の帰農はそんな生硬なものではなく、生活の主体を農耕におくといつた極めて積極的な意義をもつと同時に國家の一定計画にもとづいて組織的に農耕に從事せしめ、國家の食糧增產政策に協力せしめようとするもので、これは開墾五ヵ年計画の線に沿つて実施されている。從つて單なる疎開とか、食えないから農村に帰るといつた場合とは根本的に相異なる性格をもつたものである。

機帆船　（木造船）風があれば帆走、なければ簡單な発動機で走ろうという発動機つき帆船のこと、もつとも一般に機帆船というと全然推進能力のない被曳船（カレフネ）もふくまれている。これらはほとんど木造で、昔は檜材を使つたものであるが。今日のは主としてすぎ、まつ材によつている。

戰時中鋼船が思うように造れなかつたので五種類（70、100、150、200、250総トン）の戰時標準型が設定され大量生產がおこなわれた。

一〇〇トン以上の機帆船は現在五十万総トン近くあるが、油の関係で可動船は卅万総トン弱で、廿一年七月一日日本近

海機船海運組合が設立され計画輸送物資の共同引受けをやつている。主要貨物は石炭、コークス、セメント、紙パルプ、木材、穀類等で、六月輸送実績は瀬戸内約四万㌧、北海道方面約二万五千㌧、九州方面約十七万㌧。一〇〇㌧以下のものは全國機帆船海運組合連合会の下に卅三の地区別組合があり、その統制の下で政府の計画輸送物資以外の地方的物資を運んでいる。両組合さん下の全船腹はおよそ八十万総㌧、これらがフルに動けば月間百数十万㌧の物が運べる。

基本税 租税中の基本となる税が基本税であり、これを補足する意味の第二義的なものが補完税である。わが國税は所得税を枢軸とし、これが補完税として収益税を設け、もつて収得税の体系をととのえ、さらに消費税、流通税（相続税、印紙税、登錄税）を並立させて國税体系を構成している。補完税たる収益税としては地租、家屋税、営業税がある。つまり収益税を所得税だけでとつたのでは地主や営業者の資本家などの、財産からの収益を得ている階級の負担が勤労者階級にくらべて軽くなりすぎるおそれがあるので、財産所得に重課して公平をはかるためかかる補完税を設けたわけである。

義務費 義務費とは、旧憲法第六十七條に規定された経費である。すなわち(一)憲法上の大権にもとづく経費——たとえば官制による官廳の給料など(二)法律の結果による経費——たとえば恩給法による恩給、議員法による議員の歲費など（三）法律上政府の義務に属する経費——國債利子など（四）予算外契約にもとづく給費の四種類のものが、義務費である。義務費の特徴は、政府の同意なくしては、帝國議会が廃除し、または削減することができぬ点にある。なお勅令、省令などの規定によつて生じる経費も、通常義務費と呼ばれる。

キャッシュ・クレジット (Cash Credit) 当座保証貸、または保証貸附と訳されている。要するに、銀行が有能だが、資金の潤沢でない事業家に対して、二人以上の保証人を立てさせ、

対人信用で、一定額の次の金を随時貸付または返済させる金融方法である。銀行家には不安かも知れないが、有爲な事業家には有難い方法である。

恐慌 経済学的にはいろいろ難しい学説があるが、現象的にはヒルファディングのいわゆる資本主義世界における「熱病的に緊張せる活動・高い利潤および多量の蓄積すなわち歓喜の絶頂から」轉落した「販路の行詰まり・利潤の消滅および資本の大量的休息・絶望の谷底」にある経済界の状態をあらわすものと解しておこう。その結果は物價の低落、生産の減退、銀行会社の破産続出、企業の整理、失業者の濫出、社会不安の激成、労働爭議の続発等々となる。そして資本家ないし支配階級は、恐慌が資本主義的経済組織自体の内包する矛盾たることに眼をふさぎ、これが打開を新市場の獲得、植民地の拡大に求め、帝國主義的侵略戰爭へとしやにむに國民を駆り立てる。第一次大戰、第二次大戰の眞因はここにあつた。わが國の場合、満州事変およびこれにつぐ一連の戰爭の根本原因が、第一次大戰後の世界的不況と不況に由來する社会不安を解決するのに、日本の半封建的資本主義が包藏する内的矛盾の克服をもつてせず、いわゆる「もたざる國」としての海外領土のあらたな獲得をもつてしたことにあるのは今日既に一般の常識である。

恐慌は一般恐慌のほか、そのあらわれる面によつて、取引所恐慌、銀行恐慌、貨幣恐慌、商業恐慌等々と名づけられる。そして「経済法則上、資本主義生産は繁栄期と沈滯期との循環を描くべくのろわれている。一段階から他段階への推移は恐慌的に遂行される」。しかもこの循環のめぐりはら旋形をなしている。わが國でも、明治初年、同十七年、同廿三年、同卅年、同四十年、大正三年、同九年、昭和二年、同五年の恐慌を経て満州事変への突入となつた。

なお敗戰後の状態を金融恐慌と呼んだ人に石橋藏相がある。だが一般はこれに対し、戰後の恐るべきインフレを、單なる金融恐慌説にすげかえることによつて、産業資本家を利

せんとするものであると鋭く批判している。

許可漁業 海の富は無限であるといわれているが、海岸に近い淺い海は魚の産卵場であつたりまた稚魚の発育場でもある。こんな処でむやみに大仕掛の網をひいたりすると、成長すべき魚の種族を、絶滅してしまうことが考えられる。またエビ、カニ等ある種の水産動物は、一地区に好んで集結して、その運動ものろい。このような水産動物も、無制限に捕獲すると、その種族を絶滅してしまう憂いがある。また狭い区域で、長大な漁具を無制限に、張りめぐらすと、互にもつれて相互に大切な、網を破損してしまうことも考えられる。このような色々の海の上の仕事に対して起る不都合を出來るだけなくすために、ある種の漁業は、農林大臣かまたは地方長官から許可をうけなければ、やつてはならぬことに定められ、色々の制限がつけられることとなつている。漁業をするのに、官廳から許可を取らねばならぬこのような漁業を、許可漁業といい、農林大臣の許可をうけなければならない漁業としては母船式漁業、汽船トロール漁業、汽船捕鯨業、機船底曳網漁業等がある。

強権発動 供出割当がなされても生産者がその量だけを供出しないと、國としては一般消費者に配給するだけの必要量に不足するので、配給に支障をきたすことになる。昭和廿年産廿については、この未供出が余りに多く、廿一年の二月ごろに早くも都市の配給に困難が生ずるようになつたので政府は廿一年の二月に食糧緊急措置令を制定して、未供出者に対しては、手持の食糧を強制收用する途を開いた。これがいわゆる強権発動である。供出しない者を罰するだけでなく物を國家権力で強制的に收用するという今までにない強い制度であるのと供出割当が現在必ずしも公平におこなわれていないので、いろいろと社会に批判の種をまいたのである。廿一年度産米以後は市町村食糧調整委員会の議を経て、はじめて強権の発動をみることになつている。

キャリオール （運土機）切取盛土、近距離の土砂運搬用の土木機械である。土砂箱を

備えた二ないし四輪の車体で、トラクターで牽引する。運行中所要の箇所で表土をけずり取つて積土し、また所要の箇所で進行しながら捨土をおこなう。箱の開閉は手動、またはトラクターの動力によりおこなう。

共助金 産業再編成という國家的要請に應じ、轉廃業する人々に対し、國家および残存業者よりなる同業者團体が共助の精神から支拂う金である。大別して実損補償すなわちのれん代の意味において支拂われるものと生活援護の意味において支拂われるものとの二種がある。後者は國庫が三百円を負担し、それと同額のものを同業者團体が支拂う建前になつているが、團体が小さくて資力の貧弱な場合には十分でないこともある。縣によつてはこの足りない分を栄盛産業者が負担しているところもあり、全國的に制度化されることが要望されているが、種々の事情で実現は一寸困難である。

前者については國民更生金庫の資産引受價額と重複することになり、二重取りとなるのではないかとの疑もあつたが、共助金が主として問題となる小賣業の場合は、昭和十八年一月廿六日の企業局長通達で解決、轉廃業の趣旨にかんがみ、できる限り轉廃業者の有利なる如き規定が設けられた。

協定價格 総動員法第十九條にもとづく價格等統制令は九・一八價格停止令として知られているが、その第三條に商工業者などの組合その他これに準ずるもの、閣令の定むるところにより、前條第二項または第三項の額に代るべき額を定め、行政官廳の認可をうけたるときは、その組合その他これに準ずるもの、および構成員については、その額をもつて指定期日（昭和十四年九月十八日）における額とみなすと規定している。すなわち㊀制度によれば、同品質の帽子でも店によつて價格が違う場合がでてくるから不便であるが、この場合帽子組合が組合員の実績を平均し一つの價格をつくつて行政官廳の認可をうければ㊁價格に代つて通用できるわけでこれが㊂である。したがつて協定價格は官廳が認めたものではあるが公定價格ではない。廿一年三月三日公

布の物價統制令によりこの協定價格は正式には認可價格というのに乘り移ることになつたが通称としては矢張り協定價格として通つている。

共同耕作 わが國における共同經營は第一次欧州大戰以後各地で部分的におこなわれるようになつたが、まだ本格的展開をみせていない。第九十議会に提案を予定されている「農業協同組合法案」はこの組織に拍車を加えようとしているが、その根底をなす農地制度が徹底的改革をみないと運営にはかなりの無理がある。すなわち主体はあくまで耕作者中心であることが必要であり、生産農家の相互扶助的團結を要請される半面、家族農業の特色を維持しつつ經営を協同化せんとするところに大きな特色がある。共同耕作（經営）の方法としては大体次の四つの型がある。

一、現在の家族農業はそのままにして、余剰農地または新開墾地を共同的農場として組織したもの。

二、農業者が一團となり、所有地を提供して一農場を組織し、各農業者は出役して労働報酬を受け利益を割り当てるもの。

三、耕作のみを共同とするもの。

四、社会主義制の下における土地および農具の國有にもとづく農業共同經営としての共同耕作。

共同融資 銀行や信託会社、保険会社などで金融機関が同一の事業会社に融資する場合に各自が個別的に融資せずに、いわゆる同業連帯の精神をもつて融資團(シンジケート)を結成し共同の責任において貸出すという形勢が共同融資である。すなわち同一企業に対して共同融資をする主体が共同融資團あるいはシンジケートといわれ、このシンジケートが融資をする行爲を共同融資というのである。共同融資の趣旨は金融機関相互の無用の貸出競爭または無用の回收競爭を抑え、その集中せられた資力によつて事業金融を安定させることにある。もし金融機関が相互になんの連絡もなく個別的に融資をすると、相互の融資額が不明なところからややもすれば貸出の競爭となり、その結果は不健全

な過当の貸出に陷いる懸念がないといわれない。また何等か異変が認められた場合には、自己防衛上貸出の回收を焦り、金融界に不測の混乱を招くおそれがある。共同融資はこれらの弊を除去して同業連帯の精神に立つて金融を円滑に遂行しようとするのである。戰爭中軍需産業の振興のため、この方法が非常に多く利用された。

今後金融機関の規模が縮小され資力が薄弱となると國策的な大産業に対する強資は到底一銀行のみでは引受けることができない。この場合は矢張りシンジケート（共同融資團）を作つて共同融資をするということになるがこの傾向は今後多くなるであろう。昭和廿一年三月興銀、勧銀、農林中央、帝國、三菱、住友、安田、三和の八金融機関が戰後初の肥料シンジケートを作り肥料の生産資金六億七千万円の社債の引受をおこなつたのは前述の傾向を示すものである。

供　出 現在食糧管理法によれば、市町村長は他の長官の指示する所により、米麥、芋類等につき、政府に賣渡すべき数量を生産者または地主につき定めることになつている。これにもとづいて政府に賣渡す米麥、芋がすなわちいわゆる供出である。供出という言葉は戰爭中に生まれた言葉であるが、実際的には強制出荷命令といつた方がわかりがよい訳である。供出の量については、國で一般の消費者への配給のための必要量と、農家の自家消費の必要量、生産高等をいろいろと考慮して府縣別に供出量を割当て、府縣は同様にしてこれを郡に郡はこれを市町村に、市町村は個々人について同様な計算にもとづいて供出量を定めるのである。

業務管理 生産活動をおこなう企業ではなく、官廳や役所、公共團体等でおこなわれる爭議手段で、その目的は生産管理と全く同様である。（「生産管理」の項参照）

漁業会 従來の漁業組合（出資責任制度をとるものは漁業協同組合という）が、昭和十八年公布の水産業團体法にもとづき、生れ代つたものである。市町

村または市町村内の部落を区域とし、例外的には二市町村以上を区域とする場合もある團体で、法人格を有する。從來の漁業組合と同樣、出資制をとるものと、然らざるものとがあり、その數は全國で約二、九〇〇を算する。

漁業会は、漁業權や入漁權を取得し、または漁業權の貸附をうけ、会員の漁業および經済の発達に必要な事業をおこなうことを目的とするものであるから、一般的に指導統制事業や經済事業をおこなうほか、預金の受入などのような信用事業をもおこない得る。またこれらに附帶した、たとえば福利厚生の事業などもおこない得るから、漁村における經済的、文化的な中枢團体ということが出來る。

漁業会の会員は、漁業者、漁業權者、入漁權者などのいわゆる業者であることもち論であるが、当然加入制をとるから、地区内のこれらの人々は、当然に会員となり、また会員の漁業に密接な関係を有する者、たとえば、漁船所有者や製造加工業者は任意会員として、漁業会の会員たり得る。そのほか、一年以上地区内に住所を有する者も任意に会員となることができる。

右のほか、特別漁業会と称するものがある。これは命令をもつて定められた漁業に係る漁業会で、一般的に地区内において当該漁業をなすものをもつて会員とし、現在、命令をもつて定められたものは、都道府縣を地区とする池中養殖特別漁業会のみである。現在それは、二十七道府縣に設立されている。

切羽　（きりは）石炭採掘の現場のことを切羽という。石炭は切羽で採炭しこれを切羽運搬、二次運搬、主要運搬の三段階の運搬樣式を經て選炭工場に運ぶのである。採掘の方法に炭柱式と長壁式とがある。前者は炭層内に縦横の坑道を掘進し、これによつて形づくられる方形または長方形の炭柱を残しながら予定採炭区域の限界線に向つて発展し（掘進）限界線に達したのち炭柱を拂いつつ後退する（炭柱拂）。後者は最初から炭柱を残さず五十米

から百米位の幅で全部を採掘するものである。長壁法は多数の坑夫が一列に採炭面に立並んで作業でき、炭柱式より有利とされているので、わが國でも大部分の炭鉱はこれによつている。切羽の壁面の延長を面長というが九州では面長一ぱいに採炭夫が充実しているが北海道は採炭夫不足で切羽が五十％も遊んでいる。先山を北海道に充足することによつて北海道の出炭は倍に達するといわれている。

ギルド　（ツンフト）（Guild Zunft）中世のヨーロッパ諸都市に発達した商人および手工業者の特權的同業組合をいう。

中世都市は最初の間こそ封建領主の擁護を必要としたが、成長するにつれて領主の干渉をむしろ無用と感ずるにいたつた。殊に貨幣經済発達の結果、領主の貨幣需要が増大するとともに、貨幣を掌握している商人階級の領主に対する対抗力は著しく強固になつた。

このように商人階級を領主の独裁的支配から自由にしたものがこのギルド組織であり、それはまず商人ギルドとして生れた。これは商業の独占權を通じて商品の管理、商品の検査をなすとともに、組合員間の金融、調停、共済等にも盡した。一方金力により領主の支配權を縮小しその積極的地位を守つていた。

併し中世都市における商人ギルドの支配的地位はやがてこれに続いて発生した手工業ギルドによつて侵されていつた。手工業ギルドは対外的には領主の權力に対抗し、また商人階級に対して自己の利益を護るとともに、対内的には生産の独占をおこない同業者間の競爭を防止するという二重の目的をもつていた。もともとギルドは經済團体として生れたが。その強固な團結力を通じて市会議員や市長を選出し政治上にも大きな勢力を占めると同時に、各ギルドは裁判所を有しさらに一たん有事の際には軍事組織さえももつにいたつた、また冠婚葬祭や老弱病死を扶助する友愛團体としての活動も行つていた。このように廣大なギルドの活動も歴史の流れには抗することはできない。新大陸の発見を契機とする販路の拡

大、豊富な原料は益々生産力の増大を刺激し、ついにギルドのような特権的独占制度はこの増加された生産力の桎梏となり、ギルド崩壊の徴候があらわれるにいたつた。またその崩壊は資本主義確立のための必須條件でもあつた。

勤労所得 財産所得に対して用いられる言葉であり、財産によらず主として自分の勤労によつて生活する社会層の所得をいう。そのような社会層は近代的工場労働者はもちろんのこと給料生活者、官公吏、文筆業者、小商人、耕作農民、手工業の親方、徒弟など相互に相対立せる階級を含んだ雑多なものである。したがつて勤労所得と総称していわれる所得も何等統一した経済的性質を有するものではない。

キロワット 一ボルトの電圧が一アンペア流れる場合を一ワットといい、一ワットの千倍が一キロワットである。この一キロワットの電流を一時間使用した場合これをキロワット時という。

電力の不足などという場合水力では渇水、火力では石炭不足が原因をなすのであるが、そのあらわれてくる結果は発電力即ちキロワットの不足と、発電量すなわちキロワット時の不足となつて示される。なお電力の需要は一日のうちでも時間によつて相違するが、その一番需要の多い日暮時などをピーク（せん頭負荷）といい、発電、送電ともこの時には能力一ぱいに働く。

舊円、新円 正確には旧日本銀行券、新日本銀行券というべきであろうが、簡單明りようを愛する大衆は略して旧円、新円と呼ぶ。旧円というのは昭和廿一年二月十六日施行の日本銀行券預入令にもとづき三月七日までに金融機関に預けられた十円札、廿円札、百円札、二百円札、千円札のこと。新円というのはそれ以後に出た新しい十円札や百円札のこと。新しいといつても印刷が間にあわなかつたため相当の部分は旧円に十円、百円の証紙をはつて用いた。五円札は流通の額が大したことはないというので当初新円の切換えを予定していなかつたが、財産税の関係で、退蔵はな

はだしくすつかり流通面から姿を消してしまつたので後から新しい札をだして、旧札は一定期日以後無効ということになつた。

今日新円経済一本にせよとしきりにいわれているのは、旧日本銀行券が今日になお有効に通用するというのではもちろんなく、金融緊急措置令でがんじがらめにされた円貨を解放して封鎖預金とか封鎖支拂とかの繁雑なことをやめ、もとのような自由な通貨の状態に返せということである。

舊封鎖預金 封鎖預金のうち、昭和廿一年六月廿一日附実施の金融緊急措置令施行規則改正以前の封鎖預金をいう。以後のものは新封鎖預金である。

廿一日の改正にはいろいろのねらいがあつたが、そのうちの有力な一つは有価証券の買入資金を抑制しその不正売買を防ぐことおよび事業資金の供給は原則として金融機関からの資金融通主義を採り、金融面から生産の再開を促進するというにあつた。

これがため取られた措置は、（一）國債、地方債、社債および株式の買入資金は一般的な封鎖預金からの封鎖支拂許可を廃止し個別的に許可する、（二）事業資金として融通した金の回収は自由支拂によるか、または封鎖支拂による場合は融通の日以後新たに收入した封鎖支拂による、ということであつた。ところがこの措置の実施に伴い、その裏をかく種々な弊害があらわれたので、新たに事業者の封鎖預金を廿一日を境として新旧にわかち、旧の方は当分の間預け換えを許さないこととする等各種の方策が講じられた。何れにせよはなはだ手の込んだややこしい制度であり、これによつて果してどの程度「金融面からする生産再開促進」がおこなわれるか疑問だ。これも新円経済一本になればケシ飛んでしまう名称であるが、しかし戰後経済の收拾途上にあらわれた一つの現象である。（封鎖預金の項参照）

休閑耕地 農業経営において肥培や自然の風化作用によつて地力の回復をはかり、また連作の收穫減を阻止するため、耕作を交替に休止させる耕地をいう。土

地の休閑には全然耕地を裸地として放置する場合と根菜類等を栽培する場合とがある。また戰時中のように中枢労力がほとんど直接戰爭に参加してやむを得ず休閑地として放置せざるを得なかつた場合もあるが、今日のように一粒の米でもとらねばならぬ場合にはいわゆる休閑地なるものは存しない。しかし作付、休閑を意識的に輪換して三年に一度休閑をなすいわゆる三ぼ式農業においては裸地休閑、小麦、えん豆またはえん麦作附をなし四ぼ式では根菜類（または裸地休閑）大麦、クローバー、小麦の順序で四年に一回休閑地ができる。休閑作物としては豆類など適当である。

給與局 廿一年六月、大藏省に新設された一局、各省官吏の給與問題を統一的に取扱うことになつている。敗戰後、インフレが惡性インフレの段階に入り、生活必需物資、特に主要食糧の値段は昇騰して、官吏も容赦なく生活難にまき込まれた。各省には各省別職員組合が結成され、働けるだけ食わせろ、食えるだけ給與をくれろという叫びが強くなつた。当然の要求であるが、ここに困難なことは、官吏のほう給はすべて予算に束縛され、議会の承認を得なければならず、したがつて機動的な措置が困難である。また緊縮財政が建前であり、かつ從來官吏のほう給は一般会社の給與の標準となつていたことを考えればそううかつに要求通り給與を引上げることもできない。さらに官吏の給與という以上各省が支給の方式や引上類においてバラバラであつてもいけない。そこでこれを統一的に取扱い、かつ前記の諸問題について專門的に考究するために設けられたのがこの局である。

休養権 労働者が休養している間も賃金や手当を請求することのできる権利のことで、労働者の基本権の一つである。この休養権はすでに労働協約で有給休暇、病氣欠勤中の有給制などの形で具体化されている。

斤先掘 （きんさきぼり）間先掘（けんさきぼり）ともいう。鉱山といつても主として炭鉱、殊に九州の炭鉱でさかんにおこなわれている採掘の一種の請負制度である。

る。語源的には請負つた鉱区を先掘した結果鉱石が何斤とれたとか、あるいは先掘を何間したとかいう採掘の出來高によつて報酬が支拂われたところから生じた言葉のようである。

元來鉱山の採掘は嚴密にいえば鉱業法によつて認められた鉱業権者またはその代理人がなすべきことであるが、斤先掘はそうでないものが会社との自由契約で鉱区の採掘を請負うものであつて、大てい鉱山出身の熟練労働者が主となり近所の出稼人数名と一團になつてやつている。

難しくいえば鉱業権の賃貸借であつて現行法では無效であり当局でも整理しつつある。

金融緊急措置令 惡性インフレーションの破局化を防止するために、昭和廿一年二月十七日、日本銀行券預入金臨時財産調査令、戰後物價対策基本要綱、食糧緊急措置令、隠匿物資等緊急措置令、緊急対策要綱等のいわゆる五百円生活を実現せんとする総合インフレ対策の一環として購買力を抑制するために公布された緊急勅令で、その骨子は預金の支拂制限を目的としている。大体次の如くである。

（一）、既存預貯金等の封鎖―昭和廿一年二月十七日現在における各金融機関のあらゆる預貯金は一切封鎖預とする。（封鎖預金の項参照）

（二）、舊日銀券預入金の封鎖―旧日銀券の強制通用力を同年三月二日までとし一切の旧日銀券を同年三月七日までに各金融機関に預入せしめこれを既存の預金等と同様封鎖預金とした。

（三）、同年二月十七日以後封鎖支拂にもとづいて生じた金融機関の預金をも前項同様封鎖とした。

封鎖預金は原則として預金引出しを禁止するということであるが、これを徹底的におこなつては國民生活を維持することができないので、特例として封鎖預金からの預金引出方法として封鎖支拂と自由支拂との二方法を認めた。（封鎖支拂、自由支拂の項参照）

この措置により同年二月十八日現在六百十八億円の最高記錄を示現した日銀券発行高は、ぜんじ減少して同年三月十二日には百五十二億円に收縮を見た。しかし同措置令の内容がずさんであつたことや他のインフレ対策が強力に実施されなくて、物價が一向に下らず五百円生活の維持は極めて困難で、許された範囲内における預貯金の引出しはおう盛で通貨はまたしても増勢の一途をたどつた。そのため同措置令は同年四月一日と六月廿一日に改正され更に封鎖預金の支拂制限を強化した。

四月一日―(イ) 個人の生産資金について、給料等の收入ある者と、そうでない者との間の不均衡を是正するため、前者の生活資金引出しを從來一ヵ月世帶主三百円、世帶員一人当り百円の割であつたのを、世帶主、世帶員一律に一ヵ月百円とした。(生活資金の項参照)

(ロ) 小賣業、交通業、娯樂興行、農業、漁業組合等收入の多い事業を営む者に対しては生活資金、使用人の給與、事業用維費等の預金引出しを禁止した。(指定事業者の項参照)

(ハ) 從來戰災者に対し衣料、家具その他の生活必需品購入資金として一人千円(一世帶五百円)までの現金拂もどしを認めていたがこれを中止した。

六月廿一日―(イ) 個人の生活資金についてはガス、電氣料金等の封鎖支拂を認めた。

(ロ) 有價証券の買入れ資金および封鎖預金からの封鎖支拂を無制限に認めていたが、今後はこれを禁止し、個別的に許可することにした。

(ハ) 事業資金は一切封鎖預金を利用できないことにし、今後の所用事業資金は原則として金融機関からの借入金で賄うことになつた。

以上が改正の主なる点であるが、金融緊急措置令は実施以來インフレこう進を多少緩慢にした点では貢献があつたが、いまやこれの根本的な改正を必要とする情勢に立ちいたつている。

金錢信託 金錢信託とは信託を申込む際金錢を交附し、信託を引出す際も金錢で交附を受ける信託のことで、普通には信託預金といわれるものである。委託者が一定の金錢(一口五百円)の運用を委託すると、委託を受けた信託会社がこれを運用して、一定期間の後、委託元金と運用利益(会社の手数料を差引いたもの)とを受益者に返還する仕組のものである。金錢信託には三つの種類がある。(一)特定金錢信託(二)指定金錢信託(三)無指定金錢信託、この区別は金錢を信託するにあたり、委託者がその運用を指図するかどうかによつて類別したものである。即ち國債を買えとか、何の某に貸附けよとか、信託預金の運用を特定したものが特定金錢信託である。何等の特定も指図もせず運用を信託会社に一任するのが無指定金錢信託である。指定金錢信託とは、特定と無指定との中間にあるもので運用を指図するが、特定信託の如く局限しないものである。例えば貸付けに向けるとか、有價証券に放資せよとかいつたように大きな範囲で運用を指定した信託である。今日信託会社が取扱つているのは大部分がこの指定金錢信託である。

金融通帳 金融通帳には個人用と会社用との二種類ある。個人の場合も会社の場合も封鎖預金から現金拂や封鎖支拂を受けるときは必ず金融通帳と預金通帳と一緒に銀行に提示しなければならない。銀行はこれに封鎖支拂または現金拂をする金額と共にその使途を記入し銀行名を捺印する。これは封鎖預金(会社の場合は六月廿一日以後の新封鎖預金)からの預金の引出しは金融緊急措置令によつて制限されているので生活資金や、事業資金をAの銀行から引出しまたBの銀行からも引出すという二重拂を防止するためである。

金融恐慌 銀行の支拂停止にもとづく信用の破壊によつて物質的または心理的に起る経済社会の急激なる混乱状態をいう。近年における金融恐慌としては一九三一年の世界金融恐慌が有名である。この世界金融恐慌の発端をなしたものは一九二九年秋ニューヨーク株式市場の

墨落から始つた世界恐慌で、一九三一年五月オーストリヤの最大銀行クレヂット・アンシュタルト破綻するや、同國と密接な政治經濟關係にあるドイツの金流出激化して信用危機にみちびき、六月のフーヴァ・モラトリアム（三一年六月廿日フーヴァ米國大統領は賠償金および諸國間の債務支拂いを向う一年間猶予する案を提唱、七月三日、米佛協定を經て實質的に成立）の實施にもかかわらず、七月十三日にはドイツ三大銀行の一つダナード銀行の破綻をみ、ついでドイツの全金融機關が閉鎖休業する大動乱に陷つてしまつた。ドイツの金融動乱は直ちに「世界の銀行」たるロンドンの金融市場に波及し英國政府はついに九月廿一日世界の主要國にさきがけその金本位制を停止した。英國の金本位停止は、全世界の金本位体制を動搖せしめた。英國金本位の停止は、英國の諸銀行がその債務を金で支拂うことを停止したことを意味するのであるから、その影響は世界各國の貨幣体制におよんだ。英國についで一九三一年中に金本位を停止したものは日本はじめ十數ヵ國の多數におよんだ。米國だけは例外的地位を保持すべしというのが当時一般の觀測であつた。ところが英國金本位の沒落後、米國にも金の流出と國內退藏が激化し銀行の破綻するもの相つぐにいたつた。というのは生產、物價、貿易、諸企業など經濟界の各部門に恐慌の波が深化拡大しつつあるのにひとり金融部門だけが安泰でありうるはずはなかつた。果然、一九三三年に入ると共に金の流出退藏は一段と激化し、二月から三月へかけて全國的な銀行恐慌に見舞われ、ついに三月六日ルーズヴェルト新大統領の手で実質上の金本位停止が断行せられ翌年一月には平價切下げ（四割九厘四毛切下げらる）がおこなわれた。フランスを盟主とする欧州金ブロック諸國だけはドルの沒落後もなお金本位の死守につとめていたが、これらも結局その重荷にたえ切れず三五年三月にベルギーが金本位停止と平價切下げを同時断行したのを皮切りに一九三六年秋には盟主フランスはじめ、いずれも金本位停止にいでざるを得なかつた。

以上の如く金融恐慌は銀行の支拂停止に発するものである

から、銀行が資金供給を伸縮自在ならしむることができれば、金融恐慌の発生は著しく緩和される。アメリカが連邦準備制度の創設により恐慌はその跡を絶つたと言る所以は該制度の通貨供給の伸縮性に富んでいるということを意味するにほかならない。

金融資本　銀行資本が單なる金融媒介機能をなすばかりでなく、進んで企業そのものを手に收めたるもの、即ち銀行資本と産業資本との融合せるものをいう。これは資本の最高の独占形態で、かかる金融資本の集中甚だしく一國の政治をも左右し得るにいたる狀態を金融寡頭政治という。かかる金融資本の典型國は、資本主義の祖國たるイギリスよりも、却つて新興資本主義國たるドイツや、アメリカであり、この金融資本とともに独占的産業組織もこれらの國において最も早く発展した。金融資本は必然的に帝國主義となるとの說がある。金融資本の概念をはじめて明かにしたのはヒルファーディングの「金融資本論」で、帝國主義との関係を說いたものにレーニンの「帝國主義論」がある。世上、ファッシズムを定義して「金融資本の予防的反革命」となすものがある。かかる見地にたてばファッシズムの研究には金融資本の本質の究明が不可欠となる。

緊急財政処分　（財政上の緊急處分）旧憲法第七十條の「公共の安全を保持するため、緊急の需要ある場合において、內外の情勢により、政府は帝國議会を召集する能わざる時は、勅令により、財政上必要の処分をなすことを得。前項の場合においては次の会期において帝國議会に提出し承認を求むるを要す」という規定にもとづく財政上の便宜手段で、第一予備金も第二予備金も支出し盡された時または追加予算に拠り得ない時、法律に代る勅令をもつて支出される。財源は臨時税に求めてもいいが、実際には租税では間にあわないから多くは公債による。日露戰爭、関東震災、滿州事変当時、とりあえず経費支弁のためこの方法によつて緊急支出がおこなわれ、財源として公債が発行された。最近の例としては廿年度歳入不足補充のため約十

億円の財政緊急処分支出がおこなわれた。これは平素なら通常議会へ追加予算として提出さるべきものであるが、今回は議会の選挙が四月に延期となつたためやむなく緊急処分によつたのである。内容は一般会計五億千二百万円余、國鉄特別会計四億五千万円、通信事業特別会計九千八百万円余で何れも主として給與ないし待遇改善費である。

しかしこの規定は新憲法の施行とともに、前年度予算の踏襲、責任支出等の規定と併せ廃止の運命にある。將來における專制勢力の出現をこれによる惡用を未然に防ぐためである。

金本位制 財貨としての金に價値標準をおく貨幣制度である。すなわち貨幣價値の單位が金の價値と等價関係を維持するようにつくられた制度である。したがつて金貨の存在は問題とされないが しかるに狹義に解釈すれば、金貨を本位貨幣とするいわゆる金貨本位制でなくてはならないが、第一次大戰後はかかる狹義の解釈に妥当するものはなく、價値單位が金一定量の價値と等價を維持する上から種々の條件が課せられ、制度上からは金貨本位、金塊本位、金爲替本位等に分類せられ、金塊本位、金爲替本位等の金貨の流通しない制度も金本位制度として理解しなければならない。この意味から金本位の停止ということは金貨を引揚げて兌換券のみを流通せしむること（金貨本位の停止）でなく、通貨としての紙幣が全く金と離れた場合をいう。

第一次大戰前は世界主要國は概ね金本位であつたが、戰後相ついで金本位を停止し、主なる國は漸次金本位に復帰したが、日本は最も遲れ浜口内閣の時金解禁を断行して金本位に復した。しかし昭和六年犬養内閣の時に金輸出再禁止、兌換停止が実施され、名実共に金本位を離脱した。同じころに世界各國も次第に離脱し、最後まで金本位の牙城を守り続けた佛國が一九三六年に金本位を離脱し、ここに事実上金本位制は崩壊した。

今次大戰の動向が大体決定した昭和十九年連合國四十四ヵ國によつて採択せられたブレトン・ウッズ協定の中核をなす

國際通貨基金協定は加盟國に対し金兌換および金輸出入の自由を義務づける規定を設け、金本位制の実現を期待していることはあきらかであり、ただ從來の金本位制が通貨自主權にもとづいて平價変更の自由が與えられていたが、これはその自由を失い、基金の統制下にある金本位制という特色を有する。またわが國の参加問題は崩壊した貨幣制度の再建のためにも、將來の健全經済建設の基礎ともなるものとして必要であろうが、そのためには金の蓄積、輸出産業の振興、賠償債務の完済など苦難に充ちた諸條件が充足されねばならないであろう。

金爲替本位制 一國の國内に流通する通貨を銀貨または紙幣とし これを一定の割合において他の金本位國の通貨と間接に結びつけ、準備金を相手國の中心地と自國内とに備え、政府または中央銀行が主として爲替手形の賣買によつて通貨の対外價値を維持する制度である。

この制度は國民經済の発達が遲れまだ金本位制を採用する域に達せぬ國において、自國には銀貨を流通せしむるが、先進金本位國との間に金銀比價の変動より生ずる爲替相場の甚しい動搖を防ぎ、爲替の方法により金を標準として資本の移動貿易を円滑ならしめんとするものであり、かつてメキシコ、比島等で採用していた。併し第一次大戰後は支拂の便宜上、金準備を外國におくものを一般に金爲替本位制と称し、それは二つに分類される。（一）通貨の準備が全部外國爲替からなる制度（二）外國爲替を金準備中に加えるが、準備の一定割合は常に金そのものを以てしなければならぬ、前者の場合は金爲替國が相手の金本位國に全然從属され、一名從属本位制度ともいわれる。併し第一次戰後のドイツの例をみる通り國内的には依然金本位であり、交換は金爲替、金貨、金地金何れでもでき、在外正貨の存在も必要としないという金貨本位制を加味した制度が主流をなしていた。

銀行券発行準備制度 國の法律によつて銀行券の発行に嚴重なる制限を

設け、その発行高に制限を加えると共にまた兌換の確実性を維持する制度である。

銀行券発行準備の方法としては（一）証券準備（二）実物資産準備（三）正貨準備等がある。

証券準備は各種の証券たとえば國債、商業手形等を保証として銀行券を発行する制度であり、実物資産準備とは銀行の財産と一般信用とにもとづいて銀行券を発行する制度であつて、共に銀行券の発行準備としては兌換が不確実であるので各國は何れも正貨準備を採用している。正貨準備は普通正貨のほかに金銀地金、外國爲替等を保証にして銀行券を発行するのであつて、銀行券の兌換が確実であるばかりでなく、銀行券の発行に彈力性をもたせる点において、今日なお最も優れた準備方法とされている。

しかし一國の銀行券発行高全部をこの正貨準備にすることは今日の世界の產金高からみてできないので、多くの國は正貨準備、保証準備の二種を併用している。

一國の經済を安定せしめ堅実な発展をはかるためには銀行券の発行準備をまた厳重なものにしなければならない。

わが國は日本銀行法第卅二條に「日本銀行は銀行券発行高に対し、同額の保証を保有することを要す」と規定し、次の保証物件をあげている。

（一）商業手形、銀行引受手形そのほかの手形（二）第廿條第二項（手形、國債そのほかの有價証券、地金銀または商品を担保とする貸附）または第廿二條第一項（不担保政府貸附）の規定する貸附金（三）國債（四）主務大臣の認可を受けた債権（五）外國爲替（六）地金銀（金銀貨を含む）

銀行券　銀行が特参人の要求あり次第、直ちに表記金額の本位貨幣を支拂う旨を約束して発行した証券で、性質としては約束手形であり、通貨の一種とされている。銀行券は最初は銀行の預金業務の結果たる金銀貨預り証として発行されたものであるが、流通度が高まるにつれて各銀行が自らの信用を基礎として発行するにいたり、さらに政府と特別な約定の下に中央銀行が独占発行権をにぎるようになつた。

わが國では日本銀行が独占発行を担当し、一切の取引に通常支障なく通用し、かつては要求次第正貨と引換えられ、これを兌換券と称していたが、昭和六年十二月十七日以降兌換を停止され、昭和十七年日銀法改正によつて名実共に兌換券としての性質を失い、不換紙幣の性質をもつにいたつた。

現在流通している券種は千円、二百円、百円、十円、五円、一円、十銭、五銭の八種類である。

銀行國営論　銀行は利潤追及の営利企業としての私的性格と國民經済に占める特殊機能にもとづく公共的性格とを併有している。後者を重視して主張される國営論は資本主義經済組織の成立以前にさかのぼり、リカルドは発券銀行は國有にせよと説き、中央銀行の國営化を断行した國もでてきた。その後中央銀行だけでなく貯蓄銀行、庶民銀行など特殊な國家保護を必要とする銀行の國営に進んで、米國でも國営農業金融機関が生れた。しかし銀行國営論の主流は社会主義的立場から主張されるにいたり、英國においては一九四六年労働党内閣によつて英國銀行の國営化がおこなわれ、佛國も中央銀行および四大市中銀行の國営が実施せられた。

わが國においては終戰以來急速調に進展したインフレの奔流の中に國営論が起きた。その論拠は（一）軍需保償打切りと國債元利拂停止といういわゆる擬制資本の拂しよくを可能ならしめる唯一の方策（二）計画經済体制の必然性ないし經済社会主義化の必要を説き、經済の中枢的統制機関たる銀行は当然國営たるべきことの二点にある。インフレ制圧のためには軍需補償の打切や國債元利拂の停止ないし利下げが絶対必要であり、その断行は銀行に当然大きな打撃をあたえるが、その經済秩序維持と大衆預金保護の観点から民営銀行に委せることはできぬ。また民間大銀行は財閥銀行であり財閥解体という点から当然何等かの具体的解決がなされねばならず、その存在が經済民主化を阻害している点など、政治問題と関連して主張された。これに対し市中銀行首脳部をは

じめ、國營反対論者はまず軍閥補償と國債消却は預金大衆の保護であるとし、主として問題の解決を金融技術面にもとめ、強度の現実的國家管理狀況を指摘し、民営による創意と工夫との効率をおう歌し官営経営非能率を実例をあげて説いている。

金核本位制 金の中央銀行集中を極度におこない、國内には紙幣または銀貨を流通せしめ、金を核心とすることによつて貨幣の対内、対外價値を維持せんとする制度で、しばしば金塊本位制度と同意語に解する者もある。確かに金貨を流通せしめない金本位制である点では同じであるが、大きな相違点は金核本位制度は貨幣の対外價値を維持せんとするはするが、対外支拂に対する顧慮をふくまぬことである。中央銀行では対外支拂についてはその銀行券に対し平價をもつて金を交附し、外國の債權者に安心をあたえる点ではむしろ金貨本位制に近い。さらにこの制度は金貨本位制に比して金が專ら中央銀行に集中保有されるため、きん少の金で足りるにもかかわらず準備率は高く、しかも金貨の鑄造および流通上における失費の節約もできる。

この最初の提唱は一八一六年リカードによつてなされ第一次大戰前オーストリヤ、ハンガリーで採用されたことがある。

金貨本位制 金貨の流通する固有の金本位制であり、條件としては（一）名目價値に相当する素材價値を有する金貨を流通せしめ（二）無制限法貨とし（三）自由鑄造および鑄潰しを認め（四）紙幣に対しては金貨兌換を必要とする。第一次大戰前は米、英をはじめ、独佛等には多量の金貨が流通し、伊伯等にも相当流通した。併し金貨本位制の発達の遲れたわが國のごとく、金貨の自由鑄造を許しているにかかわらず実際に金貨の流通しない國もある。いずれにしろ兌換券の流通が增大するとともに、金貨は中央銀行の準備金として貯藏せられる傾向となり、かつ第一次大戰中金が米佛二國に偏在し、一般に金の不足を感ずること甚しく、ついに金と通貨とを関連せしめつつも、國内に

おいて金貨を使用する必要なしとして金塊本位、金爲替本位制などの金貨の流通しない金本位制を生ずるにいたつた。

金塊本位制 金貨を市場に流通せしめず、主として金塊を中央銀行に保有し、專ら対外支拂準備に充てる制度で、金地金本位制ともいう。

この制度は金貨本位制と金爲替本位制の中間に位するもので、金貨の流通しない金本位制である。すなわち実際には金貨を使用しないで金塊のまま保有し國内には紙幣と補助貨幣とを無制限法貨として流通せしめ、中央銀行では対外支拂として大口の兌換にのみ應ずるのである。

歷史的には英國で一八二〇年から一年有余この制度を採用したことがあり、一九二七年デンマークその他でも採用されたが、嚴密な意味において金塊本位制ではなく、金塊だけでなく金貨金爲替の選択を許すところのこの制度を加味した制度は、欧州各國に一九二〇年代にしきりに採用せられたことがある。

金銀複本位制 二種の金属たる金と銀とを本位貨幣としてその間に法定比價を設け、無制限法貨として通用させる制度である。理論的に複本位制有利性として指摘せられる点は次のとおりである。すなわち一方いずれかが騰貴すれば他は相対的に價値が下落する。かかる時支拂は当然低價値貨幣をもつておこなわれるから、その需要は增大し、ついに再び價値が騰貴する。その結果騰貴した貨幣の需要はそれだけ減少して、價値を低落せしむる作用を起し、かかる交互作用（補整作用）は複本位のみの有する特色であり、物價安定におよぼす力は絶大であるとしていた。ところが久しくこの制度を実施している米佛等の経驗から銀が暴落してもかかる補整作用は起らず、銀の自由鑄造を禁止して完全なる本位貨幣（金）と不完全なる本位貨幣（銀）とからなる、いわゆる跛行本位制へ移行した。これは他の多数國は金本位で多量の銀を世界市場に放出したから銀價の下落を促進し、補整作用の働く余地がなかつたことに原因する。いわゆる國際複本位学説はこの点から「すべての國が

複本位制を採用すれば、たとえ銀が下落して金が騰貴し、その金が外國に輸出せられても、各國皆同率に取扱うから補整作用は完全におこなわれる」という。

く

区畫漁業 区画漁業とは、水面の一定区域を区画しておこなう漁業で、やなをたてて養殖をおこなうかき養殖、のり養殖、または眞珠養殖、囲障を設けておこなう魚類の養殖、一定区域にておこなうあさり、はまぐり等貝類養殖等はこの区画漁業である。このように一定の水面において魚介、海藻類の水産養殖業をおこなう場合には地方長官の免許を必要とする。

苦汗制度 （スウェッチング・システム）不当に安い賃金、著しく長い労働時間、作業場の不衛生などを特徴とする。この制度は主として衣服、造花、帽子製本その他の安い手工業につきものである。その初期において、この制度は下請制度とほとんど同一であつたが、次第にその性格が変つて大体つぎの三つの形をとつている。第一は労働者が、その家族の者だけを助手として自宅で労働する。これは苦汗労働の最低の型である。第二は労働者が一定の作業のために助手をやとつて自宅で働く。これはその代表的な型で、居室は工場にかえられ、助手は往々同居している。この場合主人は請負人であると同時に「親方」である。第三は特に作業室を設けている場合。これは主人の居室ととなりあつている時もあり、住いとは別の建物にある場合もある。わが國雑品工業の低賃金、低コストは実にこの苦汗制度を支柱にして発展した典型的な産業であつた。

屑鐵 建築物や機械のとりこわし鉄材、古レール、古船の解体したもの、その他万般の鉄の古屑を屑鉄（スクラップ）といつて製鋼原料に使用される。かつて戰時中は屑鉄回收運動が高揚されていたが、從來わが國の製鋼法は屑鉄法が中心で多量の屑鉄を米國から輸入していた。昭和十五年十月に米國が屑鉄の対日輸出を禁止した。そこで製鋼法を屑鉄の使用が少い、いわゆる銑鋼一貫作業に轉換したが、なお屑鉄に不足したため、この運動となつたのである。屑鉄

は銑鉄に比し早くとけ、燃料と作業時間を節約できる利益がある。普通の平炉作業では銑鉄三に屑鉄七ぐらいの割合である。わずかではあるが日本独得の技術として屑鉄をとかさずそのままのばして鋼材を仕立てる伸鉄業者というのがある。また製鋼工場でも鋼材の切れつばしが鋼材製品の一割位でるが、これは循環屑鉄（リターン・スクラップ）といつてそのままその工場で屑鉄として使用している。

クーデター　クーデターとは支配者が、非合法的手段で國家権力を獲得することをいう。その場合行爲者が支配者であるときをクーデターといい、行爲者が被支配者の場合は革命という。クーデターは支配者すなわち権力をもつ一派がその野心を満足させるための非合法手段である。この非合法な、突然の行爲で自己の地位を維持し、拡大し、民衆の反対と自由を抑圧するのである。クーデターの例は歴史上数多く、典型的なものはナポレオン一世およびナポレオン三世の場合であろう。ナポレオン一世は一七九九年上下両院を強制的に解散して新しい憲法をつくり、自ら首席統領となつた。ナポレオン三世は一八五一年クーデターを起し、憲法を改変して事実上の皇帝になつた。しかしこれはフランスのみではなく、最近の例をあげれば、イタリーにおけるムッソリーニ、スペインのプリモ・デ・リヴェラ、トルコのケマル・パシヤの各政権獲得はみなクーデターによつたもので、これによつてブルジョアの独裁権が樹立されたのである。わが國でも参本ロシヤ班長橋本欣五郎中佐らの一派が昭和六年三月宇垣陸相を擁し、クーデターによつて一挙に國家改造をおこなわんとしたことは、いわゆる三月事件としてしられている。

クラフト紙　クラフト、独語で「力」を意味する。クラフト紙は俗にハトロン紙という。封筒包装用紙に使う。強く耐水性にすぐれ、印刷に附した場合、インクの乾きが早く、色が変わらぬという特質を生命としている。材料はパルプの皮、それに雑物を加えるために漂白ができない。スエーデンで偶然のことから発明された紙で

わが國での寸法は三尺（九〇九ミリ）と四尺（一二一二ミリ）が普通の大きさとされている。

組合銀行　一定区域内にあるいくつかの銀行が、ある目的のために組合を結成した場合、その参加メンバーを組合銀行という。わが國の代表的なものとしては手形交換所組合銀行、銀行協会組合銀行などがあり、前者は諸銀行の手形交換の便宜をはかるものであり、後者は銀行経営その他諸種の問題を研究し、また親ぼくのための社交クラブとして組織せられたものである。社員銀行とよぶこともある。

米國でメンバー・バンク(Member Bank)というのは連邦準備銀行加盟銀行をいい、單に加盟銀行とか、あるいは組合銀行とか訳されている。これは連邦準備銀行の株主たる銀行で國法銀行の全部と特定の條件を準備した州法銀行、信託会社および相互貯蓄銀行等からなり、主たる義務としては連邦準備局および準備銀行の監督統制に服し、法定準備金を準備銀行に預入しなくてはならないことなどがあげられるが、機能としては適格手形の割引をうけ得ること、準備銀行から小切手の取立、電信による資金の移送を許されることなどがある。昭和廿一年二月大蔵省金融制度調査会の手による日銀改正案は新日銀の資本金は全額金融機関の出資とすることをはじめ、米國のメンバー・バンクの思想を多分に注入している。

繰上償還　債券の期限前償還のことである。債券は据置期間を経過すると、特に償還方法を定めていない限り発行者の都合で、その債券は随時償還ができる。元來債券の発行によつて成立する借金は、償還期間が五年、十年、廿年またはそれ以上の長期にわたるものであるから、その間には金融上の変動もあり、また発行者の側にも変化がおこる。即ち債券を発行したときは金利の水準が高かつたために、発行者はなくなく高金利を負担したけれど、何年後になつてみたら金利水準がグッと低下し新規の債券は思いがけぬ低利で発行できるようになることもあるし、また資金がほしくて社債を発行したが、何年か後にはその会社に差向き不

必要な金ができぬものでもない。こうした場合に債券の発行者がみすみす高金利を忍び、また余計な利息を負担するのは愚の骨頂である。そこで発行者はまた債券の償還終期はこないけれど据置期間が経過したら、高金利を負担する債券は償還して低金利のものに借換えるとか一足飛びに現金償還をやつてしまう。この期限前償還がいわゆる繰上償還である。しかし、こうして借主の都合ばかりを考えられたのでは貸す方も資金運用の安定をかくので、如何なる事情があつても一定期間は返さない規定を設けるのが通例でこの期間をいわゆる据置期間という。

クリンビル (Clean Bill) 手形面に担保も條件も明記されていない為替手形で、いわゆる裸手形はこの手形である。この種の手形の流通は振出人、引受人、裏書人等の信用に依存する。クリンビルは商業クリンビル、銀行クリンビル、信用状によるクリンビルと三種あり、この中商業クリンビルは極めてまれであり、銀行クリンビルは多く為替銀行が海外の支店に振出すもので、その用途は一時の過金や為替取組上のカバーや、その他一時的支拂に充当するものは銀行一覧拂手形で拂出し、長期の貸附または金融のために拂出すものには銀行長期手形または金融手形の方法による。信用状によるクリンビルの多くは銀行信用状の下に旅客がその旅行先において振出す手形である。

倉敷料 倉敷または保管料ともいい、倉庫業者が貨物保管の代償として利用者より受ける料金である。倉庫業収益の主なもので、保管経費と保管料負担力との範囲で倉敷料は決定されるが、これには従價率、従量率(容積率、重量率、個數率)等の形式がある。すなわち従價率は保管する貨物の價格を標準にして料金を計算するものであり、従量率は貨物の重量や容積、個數を標準にして保管料を計算するのである。いずれも長所と短所とがある。従價率の場合は價格は低いが容積の大きいものは得である。従量率でいくとこの場合は貨物の保管料負担力からして損である。普通は従量率で扱い、特に重量や容積は少いが價格の高い貴重品には従

價率を併用されている。

クレジットの設定 クレジットの設定というのは銀行だとか、金融業者だとか、中央銀行だとかが、個人や為替銀行や、中央銀行や政府などに一ヵ年、六ヵ月あるいは更にそれよりも短期の信用をあたえることである。中央銀行あるいは政府のクレジット設定は、金輸出禁止の解除に備えるため、ないしは金本位維持のために、中央銀行または政府が、外國の中央銀行あるいは金融業者との間に短期資金の借入契約をするのである。例としては日本が昭和五年に金解禁の準備として、外貨資金を充実するために横浜正金銀行をしてニューヨークのモルガン商会に対し期限一ヵ年、総額一億円のクレジットを設定させたのや、一九三一年九月のイギリスの金本位離脱の直前に、ニューヨークおよびパリにおいてまず英蘭銀行が三ヵ月期限五千万㍀のクレジットを、ついでイギリス政府が同じく八千万㍀のクレジットを設定したのがある。かかるクレジット設定には担保を提供するものと、しないものがあり、また総額に対して一定の設定料を支拂つた上、使用した額について一定の利子を支拂うことになつている。

グレシャムの法則 「惡貨は良貨を驅逐す」という簡潔な表現で古來人にいいはやされている。この経済学上の不滅の法則は十六世紀の初葉エリザベス王朝華やかなりしころのイギリス財務官でロンドン株式取引所の創設者であるサー・トーマス・グレシャムによつて唱えられたものである。意味は素材價値の劣惡な貨幣と優良な貨幣とがともにならんで流通する場合には漸次後者は流通過程から姿を消してしまうということをうたつたものであるが、どうしてそうなるかというと、よい貨幣の市價が惡い貨幣との関係において法定價格より上つたとすると前者は退藏されて鑄貨であれば鑄つぶされて商品として賣られる。つまり貨幣として流通させるよりも商品として賣る方が利潤が多いからである。

クレートン法 米國のアンチトラスト法、つまり独占禁圧法としてのシャーマン法（オハイオ州選出上院議員シャーマン氏の提出したもの）は「協定」を禁ずる建前をとつたために、むしろカルテル禁止的性格をもつたが、それは産業状態の進展あるいは産業秩序維持の立場から実情にそぐわぬものであつたこと、またシャーマン法は協定、結合、契約のみを対象としたので、企業合同または持株会社の如く單一の企業となつたものは抑えられなかつたことなどのために失敗したので、その対策として一九一四年、民主党のウィルソン大統領がでるにおよんで（1）Cleyton Actおよび（2）Federal Trade Commission Actとなつてあらわれた。このクレートン法はシャーマン法の不備を補い、正面よりトラスト、コンツェルンを禁止するため各方面よりこれを制止せんとするものでその内容は（一）差別價格の禁止（二）拘束取引の禁止（三）持株会社および資本乗加の禁止（四）会社重役兼任の禁止などである。

クレートン法は徹底的独占禁圧法ではあつたが（一）將來の新コンツェルンの形成は阻止するが既存の権利にはふれない建前であつたこと（二）垂直的結合即ち「競爭関係なき」企業間については自由な立場をみとめていることにおいて実際上の効果としてはシャーマン法と大差がないことを指摘されている。

しかし米國のトラスト政策は第一次欧州大戰後、あきらかに轉向を余儀なくされ、從來の禁圧の態度は緩和せられ、経済秩序維持のためには、これを容認するところより進んで、むしろこれを助長するにいたつた。しかし根本的な精神としては不正競爭の防止、労働者および消費者の利益保護があくまで一貫されていることは注目される。

クローズド・ショップ クローズド・ショップというのは、はじめストライキ、ボイコットまたは雇主側の工場締出し等のために、労働者の就業を禁ぜられた工場のことであつた。ところがこの意味はだんだん変つてきて、今日では労働組合員に限り就業

を許される工場を指していう。このクローズド・ショップは一定の工場と地方における仕事の独占権を維持するため、時には爭議中資本家の罷業破りを防止するために役立つだけで終戰後わが國においても、このクローズド・ショップが一般化した。

軍需補償 戰爭中政府が法律にもとづいて命令を発したり、または契約したことによつて生じた軍需会社の損失を政府が支拂うことをいう。

しかし軍需補償打切り問題として一般にいわれている軍需補償の言葉の範囲は非常にひろく、戰爭によつて生じた損失で政府が補償しなければならないもの一切がふくんでいる。これを根拠法にもとづいて分類すると次の如くである。

（一） 一般軍需補償

（イ） 國家総動員法関係―主として事業の設備拡充あるいは廃休止命令によるもので、同法十三條、十六條、十六條の三、廿五條、その他各種命令にもとづくもの

（ロ） 軍需会社法関係―生産命令（八條）技術改良または試験研究命令（九條）事業の廃止命令（十二條）

（ハ） 防空法関係―疎開命令及び右による物件人員移轉費（三條の七）地下工場建設命令（五條の七）

（ニ） 兵器製造事業特別助成法関係―國庫負担建設立替（四條）政府買上げ條件の設備命令（五條）

（ホ） 工作機械製造事業法関係―設備拡充命令

（ヘ） 法定によらざるもの―政府または政府からの権限委任にもとづき統制團体の命じたる命令の示達指令に因るもの、経理特別要綱によるもの。

（二） 契約打切補償（同項参照）

（三） 命令融資―銀行等資金運用令第七條による命令融資

（四） 戰爭保険金（同項参照）

（五） 政府保証社債―臨時資金調整法第十條の九関係、預金の期限前拂もどしによる損失、その他各種特殊法人法によるもの

（六） 賠償関係―在外資産並に國内賠償による撤去設備に

対する損失補償

以上のうち一般軍需補償、契約打切、戰爭保險金關係で民間からの補償請求額はつぎの通りである。(昭和廿一年四月一日現在、大藏省推計、單位百万円)

一、軍需産業からの請求額

A、戰時損害保險金	二三、七五二
B、契約打切補償金	一〇、六二〇
C、徵用船舶直接補償金	三、〇〇七
D、産業設備営團補償金	九〇〇
E、その他一般産業補償金	一五、六四一
計	五三、九二〇

二、一般民間よりの請求額

A、戰時損害保險金	一九、〇四六
B、疎開補償金	一、九八八
計	二二、〇三四
總計	七四、九五四

これのみで總計七百四十九億円に達するが、これにさらに賠償關係、その他を併せるとその額は多大なものであつて、これを政府が全面的に補償するか、また打切るかは日本経済再建上極めて重大な問題である。

け

経営管理 意識的に生産サボタージュをやつている資本家に対し、労働者側が要求貫徹のために採用する建設的な爭議手段で、その目的、方法は生産管理と同じだが、ただ労働者側の意思によつて管理される範囲が、生産をふくめひろく経営一般におよぶときは経営管理とよばれる。(「生産管理」の項参照)

経営参加 経済の民主化は敗戰後のわが國民主主義の重要な一環であるが、この経済の民主化を進める主体は、いままでの資本家から農民・労働者・俸給生活者などの手に移りつつある。経営参加とは、このように従業員が資本家と対等の權利をもつて企業の経営に参加する方法である。従業員の経営参加は賃金その他の労働條件、福利施設等についておこなわれるが、時には企業経営の面に深くはいることもある。いずれにせよ経営参加は、経営協議会の運営によつておこなわれるのが普通である。従業員の経営参加は米・英ではほとんどみられないが、ドイツでは第一次大戰後の革命を経て労働者使用人の経営参加は積極的にみとめられた。一九二〇年の経営協議会法は、あらゆる企業に従業員の経営参加を強制したのである。(経営協議会の項参照)

計畫輸送 海上輸送にしろ、また陸上輸送にしろ、その計画的運営如何は直ちに食糧問題、復興問題その他万般の戰後経済再建計画の成否を左右する。それで政府は一定期間内に一定量の物資を計画的に輸送するため海運、陸運両方面においてそれぞれ輸送計画をたてその実施にあたつている。これを計画輸送という。

海運については、運輸省海運総局が中心となつて農林、商工など物資官廳の関係官吏、日鉄その他大口荷主團体の代表、船舶運営会の代表などによつて海上輸送協議会をつくり、この協議会で要輸送量と船腹量とをにらみあわせて、年度、四半期、各月毎の配船計画をたて、その計画にもとづいて船舶

運営会に一元的に輸送を実施させている。陸運については昭和十七年五月鉄道輸送協議会が設けられ計画の策定にあたつている。終戦後は海上輸送力は過剰傾向を示し荷動きは輸送力の半分程度にすぎないが、陸運は急迫しているので石炭、主食、復興資材、輸出入物資に重点輸送をおこなつている。

計畫資本　企業家が仕事を計画し、これを実行する時、必要とする資本である。これは新設、増資の場合に計画された全資本額を意味し、拂込資本、即ち既に拂込んだだけの資本と区別される。また個人が他人から金を借りたり、自己の現在もつている資財をだして事業を計画する時の資本もひろい意味の計画資本である。これを分類してみると新設資本、増加資本、社債および借入金の三種になるが、このうち借入金は正確な調査が困難なので、これをのぞき、社債に限つている。また社債中には外國で発行されたもの、旧社債その他借換のため発行されたものおよび銀行債は除外してある。しかし日銀も昭和十七年六月よりこの発表を禁止した。十七年の一月以降五月までの累計では四十三億円に達し、前年同期に比し廿二億円増でほとんど二倍になつている。

契約打切　ひろい意味の軍需補助の一項目で、戰時中政府は軍需会社その他に、航空機やその他の軍需品の製造を注文していたが、終戰とともにこれらの軍需品は不用となり、注文契約は打切られた。そこでこれら注文品の半製品や仕掛品に対しては、それぞれの契約に基いて政府は注文の相手に工程拂をしなければならない。契約打切補償金にはこの注文の契約を打切つたことにより政府が軍需会社やその他に支拂わなければならない代金のことをいうのである。他の軍需補償と異なる点は法令にもとづく公約によつて生じた損失を補償するのではなく、私法上の單なる契約の破棄によつて生じた損失に対する政府の支拂いである。

これに該当する民間からの補償請求額は約百六億二千万円であるがこのうち、前渡金、概算拂、官の無償支給材料の評價額の形で戰時中に支拂われたものと差引できるものは約六

十億円あるから、もし今後これを全面的に支拂う場合は残り四十六億二千万円ということになる。（軍需補償の項参照）

経済團體連合会　昭和廿一年八月十六日、日本産業協議会（旧重要産業協議会）、全國金融團体協議会、日本商工経済会、商工協同組合中央会、日本貿易團体協議会の五團体を構成團体として設立。前記五團体を第一種会員、第一種会員である五團体さん下の團体および法人会員を第二種会員とする経済界の中枢機関である。設立当初における加盟團体数は、日産協関係六一團体、金融関係一三團体、商工経済会関係一四團体、商組中央会関係二〇團体、貿易関係四團体、このほか日産協関係の法人会員七〇〇社、金融関係の法人会員五〇〇社が賛助会員となつている。会長は石川一郎氏である。なおこの他に経営者團体連合会がある。

経済安定本部　「経済の安定をはかるため重要施策の基本に関する立案、これにもとづく各種事務の総合調整」を目的とするもので、その機構は総裁（総理大臣）総務長官（國務大臣）の下に副長官、官房、次長がおかれ、生産、建設、貿易、運輸、動力、財政金融、物價、労働、通信、生活物資、監査の局からなり、また本部長の参與機関として顧問がおかれている。また本部とならんで物價廳をおき、その長官は國務大臣で物價政策の実施部門となる。経済安定本部の性格は次の如くである。

官廳割據主義の克服　從來は商工、農林、大藏等は自分の管轄分野にのみ特別の関心を有し、他の分野を犠牲とするような傾向があつたが、これを是正し健全なる計画経済をたてる。

民主的な統制運營　日本の緊急の要求に應ずるため國民にもつとも必要な商品を生産し配給するために創設された機関だから、非民主的な目的に行使されるのを防ぐため、さしあたり権限は一年間に限定される。その後の存否は議会できめる。

各省との關係　各省は安定本部の各部に情報や援助を與え

るに過ぎぬ。本部の各部はそれを基礎にして全体的計画をたてる。

政変と安定本部＿政府は安定本部の行動、陣容について全責任をもつ。したがつて安定本部の運営の失敗は政府の失敗である内閣が変れば総理大臣である総裁は変るが、安定本部の陣容や根本政策は変更されない。

経済同友会 経済界の民主化をそく進する目的で、昭和廿一年五月金融および産業界の中堅人が中心となつて設立。経営技能人をして政治に対してはあくまで白紙でいくという方針を堅持しようとしている。その思想的立場の是非は別として、この中堅人のグループは保守勢力の根づよい財界に、一脈の清風を送つている。重なるメンバーは諸井貫一（秩父セメント）、寺田甚吉（寺田合名）森暁（昭和電工）、鈴木三千代、同治雄（昭和電工）、櫻田武（日清紡績）、大塚万丈（日本製鉄）、藤井丙午（鉄鋼協議会）、堀田庄三（住友銀行）、磯村乙巳（保土ケ谷化学）、清水康雄（清水組）、野田信夫（三菱重工業）等である。

経済表 これは一七五八年フランスの老医ケネーによつて図解された社会的総資本の循環過程である。ケネーはこの表によつて、血えきの循環が動物体に生命をあたえるように、富の循環が社会に生命をあたえることを証明しようとした。彼はこの表で國民を三つの階級にわけている。第一は生産的階級であり、これは農業者である。したがつて彼によれば農業者のみ唯一の生産的階級になる。彼等は全生産物をもつて必要な前貸資本を補償し、その残余は純生産物として地主階級に支拂う。第二はすなわちこの地主階級であり、前階級から純生産物をうけとつてこれを自らの收入とする。第三の階級は不生産的階級であり、農業以外の工業、商業、自由業に従事する人々をふくんでいる。彼等は前の二階級との間に等價の交換をなすだけでなんら純生産物を生産しない。

その当時一般的であつた貨幣即富の思想はこの表によつて見事に打破せられた。富は農村から、という重農学派の思想

はこの表の中にゆるぎない基礎を見出した。ミラボー伯は世界の三大発明の一つに、貨幣の発明、文字発明とならんで経済表をあげている。この表によつては資本主義経済体制それ自体の未熟さから、この表によつては単純再生産の過程しか考えられていないし、生産的階級として労働者階級の存在がみとめられていないという欠点はあるにしても、ともかく資本の全生産過程を再生産過程として敍述し、貨幣流通をただ資本の流通の一契機として敍述したこころみは、このミラボーのさん辞が示すとおり当時にあつてはたしかに画期的なものであつた。

経済外的強制 封建遺制の存在は資本主義的原則の貫徹を妨げる。たとえば半封建的土地所有の上にたつている地主が、全余剰價値ばかりでなく、必要労働からの控除部分までを生産物の形態で小作人から收取する関係は、「自由なる」経済関係ではない。このように資本主義的法則が封建遺制によつてゆがめられることを経済外的強制という。形式的には自由契約によつてふん装されていようとも、半封建的要素をとどめた社会においては、このような外からの強制をともなうことがつねである。（半封建的の項参照）

経常費（臨時費） 予算の歳出即ち経費を、支出される期間を標準として区分すれば経常費と臨時費とに分たれる。経常費とは、その経費の支出が毎年規則的に恒久的に必要とされるものをいい、臨時費とは経費を必要とする原因が一時的、偶発的で、その支出は一年度ないし数年度を限つて必要とされるものである。前者としては皇室費、公債利子、俸給等があげられ、後者としては復員費、各種経済処理費（價格並に補償金等）終戰処理費等があげられる。

予算編成上、経常費は経常收入（租税收入、官業および官有財産收入、日銀納附金等）で賄うべきであるとされている。恒久経費が、恒久財源で充当されなければ、國家の財政は非常に不安定なものとなり、歳分の遂行に支障をきたす虞れが

あるからである。これに反し臨時費は一時的支出であるから財源も一時的なものでいいわけである。

継続費 國家経費の使途は、予算によつて、毎年その年だけの分について議会の協賛をもとめるのが原則だが、道路、港湾、水道の工事等で將來数年にわたつて完成をきすべき事業に対しては継続予算であらかじめ数年にわたる歳出の協賛をうることができる。これがつまり継続費である。継続費は、これに似た予算外契約とならんで数年度の財政を束縛し、弾力性を尊う危険性をもつている。

新憲法では現行憲法第六十八條に規定された如き継続費的支出に関する規定は一切ふくまれていない。これはいずれ別途考慮されるのであろうと思われる。

経営協議会 労働者が企業経営に参加するためにつくられる日常闘爭の機関である。すなわち経営協議会は生産管理によつて爭議の目的を貫徹し、資本家との間に團体協約をとりむすぶことにより、労働者の日常闘爭の機関として組織されるのが普通である。日常闘爭の舞台である経営協議会は多くの場合労資同数で構成され、労働協約の実行を監視するとともに、すすんで企業経営に対する労働者の創意を発揮し、生産能率を向上させる任務をもつている。協議事項は企業の特性や規模によつてことなるが、つぎのような問題が一般にとり上げられている。

一、生産計画に関する事項、製品の種類・規格・設備・資材・資金等事業計画の主体となる問題。

二、作業工程に関する事項、労務配置・作業組織・作業能率・その他作業條件の合理化等。

三、労働條件に関する事項、労働時間・賃銀の支拂形態・昇給昇格等。

四、作業環境に関する事項、労働衛生・危険防止・設備保全・作業施設の改善等

五、労働力の保全・確保および労働能率に関する事項、作業および技術の改善又は公開・工程計画の樹立・就労條件の調整等。

六、厚生福利に関する事項。

七、人事に関する事項、採用・轉勤・退職・解雇等。

最近政府は労働爭議を予防解決するために経営協議会の設置をすすめ、中央労働委員会ではそのひな型をつくつている。（「経営参加」の項参照）

決算 決算は一会計年度間における歳入歳出の結果である。すなわち、その会計年度に用いられる経費は、予算によつて定まるが、決算は実際にこの経費が用いられた確定的計算なのである。歳計は、予算にはじまり決算におわるといわれる所以である。決算は、予算が國会の協賛を経る必要があるのに相対して、同様に会計検査院の検査報告書と共に國会に提出する。もつとも決算は、議会の財政監督権を有効ならしめるために、事後におけるその事実上の結果を監視させる必要から、國会に提出されるが、國会の協賛、承諾を求めるものではなく、ただ提出すればよいのである。

経費の膨脹 國家経費の膨脹は各國共通の現象である。その昔、自由主義経済はなやかなりしころには、國家の支出は少ければ少い程よしとされた。（いわゆるチープ・ガバーメントの思想）緊縮政策は財政政策の金科玉條であつた。経済的、文化的活動は公的たると私的たるとを問わず、すべて個人ないし民間の自由な活動に委ねられ、國家は唯個人の生命財産の保護その他二、三の活動に任ずればいいとされた。「爲すに任せよ」とはブルジョア経済の最も大きな発條の一つであつた。だが資本主義の成熟にともなつて発展した社会思想は國家のもつ公的機能を漸次明確にし、資本の次に意的活動に統制を加え、これを公的な目的に奉仕させんとする一方、教育、学術、保健、衛生その他の文化的施設への補助、交通、通信等公的事業の公営、社会政策的施設の増加を促した。さらに資本主義に内包される矛盾の激化はたえず各國を軍備の拡張へと駆りたて、その結果は軍事費の累増、公債の増発にともなう國債費の増加となつた。かくて國家の活動領域は日に日に拡大され、それは必然的に

國家經費の膨脹をともなつた。

この傾向は今日もなお進行してやまないし、今後も進行し続けるであろう。英佛兩國も今度の大戰を契機として漸次計画經濟に移行しようとしているし、その他の國々にもこれにならうところは多い。計画經濟の進展はつまり經費膨脹の過程であるといえる。民主主義の二つの極端をなす米ソ兩國の經費もまた膨脹を続けている。國家經費の膨脹は所せん國家の社会性と國際性の発展の裏づけであるというべきであろうか。

檢見(毛見) 封建時代において稻作の豊凶を実地檢査して課税率を定める方式で、主として坪刈り(一坪を刈る)によつていた。この方法は今日までもつづいており、小作料において地主と小作とが立合いで坪刈りをおこなつて小作料決定の資料にしていたが、供出制度確立以來は正確な実收高把握の一方法としておこなわれている。さらに全刈りと称して田んぼ一枚を全部刈りとつてこれを脫穀調整して実收をみる場合にもこの方法が利用される。

兼業農家(けんぎようのうか) 農業のみに從事する專業農家に対して、農業以外にも職業をもつている農家を兼業農家という。そのうち農業を主として他業を副業的におこなつている兼業農家を第一種兼業農家、他業を主とし農業を從とする農家を第二種兼業農家という。昭和廿一年四月廿六日現在の農家戸数は五、六九七、九四八戸であるが、そのうち專業農家が三、〇五六、四二五戸(五三・六%)であるに対し、兼業農家は第一種が一、六六七、三八二戸(二九・三%)、第二種が九七四、一四一戸(一七・一%)となつている。総農家中に兼業農家の占める割合を累年比較してみれば、昭和十六年五八・一%、同十七年六一・五%、同十八年六五・一%、同十九年六二・七%となつており、いずれの年をとつてみても過半が兼業農家であつたのだが、廿一年にはこの関係が逆轉し專業農家の増大となつた。これは戰災をはじめ各種の事情で農業の外的條件に大なる変化をみ、工鉱業およびその他産業の崩壊にともない

兼業すべき対象の消失せるため、相対的に專業農家が拡大したものとみられる。兼業農家の兼業の種類は各種各様である。兼業農家の經営規模は五反未満が多く、ついで一町未満、二町未満となり、經営規模の拡大にともない兼業農家の比率が減少する。昭和十六年八月一日の調査によると兼業農家の經営規模は、北海道をのぞく全國平均第一種が九反一畝、第二種が四反五畝で、專業農家の一町一反九畝よりはるかに低い。北海道でも第一種五町六畝、第二種九反で、專業農家の六町八反七畝に対し同様の傾向を示している。兼業農家の生産性が專業農家と比較して低いことはいうまでもない。

權利株 会社の設立または増資の場合割当が確定した株式でまだ株券の発行されないもの。このような權利株の売買は会社の設立または増資の登記以前において法律上無效である。

源泉課税 課税方法の一で賦課課税、総合課税に対するものである。即ちこれは所得の流れでる源泉において課税するものであつて、所得をうける人から直接とらないで、その人に所得(給金とか配当)をあたえる会社からとつていく方法である。

換言すれば会社銀行等が税金だけを天引して政府に納めるわけだ。理論的には租税主体の人的事情を参酌し、その人の担税力に應じて課税するという一般所得税の本質に反するが、虚偽の申告による脫税を防止し得るし徵税の手続も簡略となるので、この方法がわが國では分類所得税中甲種の勤労所得、丙種事業所得、甲種退職所得及び甲種配当利子所得(株式の配当、公社債、銀行預金利子、合同運用信託の利益等に対する所得)に対して適用されているのである。これに反し賦課課税というのは各納税者が各自その所得を税務署に申告し、これにもとづいて税務署で調査し、その金額を決定して、その決定によつて税金を算出し納期毎に納税告知書を納税者に送附し、納税者はその告知書によつて税金を納附する仕組みのものである。

減債基金 公債または社債の償還を容易ならしめ、かつ確実ならしめるために、元利支拂に必要な金額を一定の方法によつて積立てる資金である。公債の場合は、わが國では「國債整理基金」とよばれ、國債整理基金特別会計法によつて設けられ、國債の元利支拂などに充当される資金が、一般会計または特別会計から、毎年繰入れられ積立られている。社債については、企業が発達し社債制度がひろまるにつれ、社債の元利支拂を容易にし、また確実にするために、決済期毎に一定限度の基金が積立てられるようになつた。減債基金附社債は、この基金設定が條件となつているもので、利益金中から積立てる基金額などがさだめられている。このような社債は、元利支拂が確実視されるため、発行が有利であり、また實行も良好だという点がねらいである。またこの減債基金の管理は、通常一定の受託者がおこなうこととなつている。

限界效用 客觀的價値学說、すなわちマルクスをその完成者とする労働價値說と対立する價値学說に主觀的價値学說すなわち限界効用說がある。

労働價値說が財の内にふくまれる労働量をもつて財の價値の基準とするに対し、限界効用学說は人間の欲望充足というところに價値判断をおく。財が人間の欲望を充足することを効用という。ところですべての財は人間の欲望を充足するから、すべての財には効用があるということができる。しかし効用があるからといつてすべての財は價値物ではない。價値は一定の效用の限界点おにいてはじめてあらわれてくるものである。この限界点における效用を限界效用という。たとえばここに三石の米がある。これは人間の欲望の強さからいつてまず食用の一石に百の效用があり、つぎに醸造用の效用に八十、さらに家畜用に六十の效用がある場合、この三石の米の價値は三つの效用の和の二百四十ではなくて限界效用である。六〇によつて決定せられる。したがつて米三石の價値は六十の三倍、即ち百八十であるというが如きである。この学說を唱えた学者にはカール・メンガーその他オーストリヤ

の学者が多かつたため、俗にオーストリヤ学派とよばれている。

現物出資 会社を新設したり、会社が増資する場合に株式を現金で拂込まないで、設備、資材、その他原材料で拂込むことで現金出資に対していわれる言葉である。

たとえば個人経営の事業を会社などの法人経営に改組せんとするような場合は必ずこの現物出資がついてくる。そしてこの現物出資の評價如何は会社の内容に大きな影響をおよぼすことになる。臨時資金調整法ができて勝手に会社を設立することができなくなつたから、いわゆる会社屋などという会社創立を商賣にするものも少くなり、以前会社の創立が自由にできた時代、殊に好景氣の時代にはしきりにこの会社屋が活躍したものである。すなわち会社を新設するに当り、実際は百万円しか値うちのない現物（設備や資材）を二百万円と評價し、それに百万円の現金出資で三百万円の会社を設立すれば、その会社は百万円の水盛りがおこなわれたこととなる。したがつて現金出資の発起人は百万円はただ儲けである。世間の景氣がよくてこの水盛の株が額面若しくはそれ以上で賣れたら、こんなボロい儲けはない。

原始的蓄積 資本主義経済体制成立の條件は如何にしてつくりだされたか。すなわち一方において無数の賃金労働者と他方において生産手段と貨幣とをにぎつた少数の資本家とはいかにして作りだされたか。これが原始的蓄積の問題である。賃金労働者と資本家とがこの世に突然とあらわれたのではない。

封建制度の崩壊から資本主義の誕生ーこの過渡期の混とんのなかにすべてはふくまれている。封建的土地所有の解体は土地から解放された無数の「自由」な労働者を產みだした。一方封建制度のうちに徐々に蓄積せられた商業資本高利貸資本は新大陸の発見を機会に絶好の收奪の機会をあたえられた。

マルクスの言葉を借れば「アメリカにおける金銀産地の発見土着民の衰滅その奴隷化並に鉱山内への埋沒、東インドに

対する征服の開始アフリカを商業的な黒人狩猟場に轉化せしめた事実およそこれらの事実こそ資本制生産時代のあけぼのを示すものである。この牧歌的な諸行程こそ原始的蓄積の主なる要素である。

減價償却 固定資產の磨滅、損耗、新式設備との代替に対する用意等のために、その固定資產ー建物、工場、機械器具等、土地等ーの耐久年数、廃物價格等を計算して毎期の決算期において利益金のなかから一定の方法をもつて實却する決算処理をいう。その方法には毎期一定額の償却率または償却額をきめて償却していく方法と、固定資產の性質並にその事業の種類、経営者の経済情勢に対する見透しの如何等によつては初年度の償却を大きくして、漸次年數を経るにしたがつて漸減していく方法等がある。わが國には固定資產減價償却規則があつて事業の種類によつては一定の方法が規定されている。減價償却は企業の安全性を維持する上から絶対に必要なのでこれに対しては一定率の範囲内では、これを当期の利益金としてみない等の税法上の利便があたえられることもある。

原始共產體 人類最初の社会形態は原始共產体である。そこでは、血縁関係（氏族）生産手段の共有、共同労働を基調とした共同生活が営まれる。しかも狩猟、漁ろうの放浪的生活から漸次農耕に基礎をおく定住生活に移ると共に、氏族の中には次第に大家族(戸)への分解がはじまる。これと共に土地の用益権は各戸に移り、その收穫は各戸の所有となるが、土地所有は依然として大家族の集成体で氏族にある。また村落の共同事務は全員よりなる村落集会がこれをおこない、村落の首長や戰爭の指揮者はこの集会によつてえらばれ、しかもこれらの公職員は一定の任期終了後は他の成員と同様の平成員となり、その間なんらの階級的差別もない。

このように農耕を主要な生産手段とした共產体は特に農業共產体とよばれ、原始共產制の最後のかつ最高の形態であり、既にそこには私有財產制度へと移行するほう芽があらわれて

いる。即ち大家族(戸)はその家に附属する土地を私有し、血縁的紐帯も自らゆるめられるにいたる。

ドイツのマルク共產体、ロシアのミール、インカ帝國のマルカ等は農業共產体の顯著な例である。

原價計算 生産過程において商品の原價である原料費、労力費その他の費用を正確に計算することをいう。商事経営にも採用されているが主として工場経営において用いられている。即ち製造原價は原料費、賃金諸費用の三者にわかれ、この三者についておのおの直接的なものと間接的なものとある。たとえば原料費についていえば直接に商品形態を構成するものと、間接にそれを助ける動力用材料、荷造用材料、機械消耗品とがあり、前者を直接材料費、後者を間接材料費という。また間接費は右の如き製造に関連するもの以外に販賣に関するものもある。

こ

光学工業　光学工業とは写眞機、双眼鏡、顯微鏡、望遠鏡、距離測定機等一般に精密な光学的測定および観測のための機械装置に関する製造工業をいうのであるが、これらの装置の生命は何といつても、ひとえにそのレンズ並にプリズムにあるところから必きようするに光学工業とは、光学用ガラス工業のことであるといつて差支えない。

わが國の光学工業の水準は特に低く、そのため戰時中は望遠鏡、砲隊鏡等測定兵器に支障をきたしたのであるが、それは結局レンズの製造技術が発達していないためである。大規模な重化学工業が当然認められなくなつた今後のわが國工業界では、斯業の方向、特に現在既に見返物資として認められている写眞機工業の発達などに大いに意を用うべきであろう。有力な業者としては日本光学、東京光学、津上安宅製作所、島津製作所、富士光学、六櫻社等がある。

合成工業　合成工業の主流は有機合成工業である。無機の方には硫酸とアンモニアの合成になる硫安工業がある。政府は昭和十五年有機合成事業法を公布したが、これによると同法の適用を受ける有機合成品には、クロロプレン系ゴム、ブタヂエン系ゴム、トルオール、ベンゾール、トリクロルエチレン、クロルヒドリン、アセトアルデヒド、醋酸、アセトン、メタノール、フォルマリン、ブタノール、重合纖維、ビニール系重合物、アクソール系重合物、スチロール系重合物、ブチレン系重合物、かわ剤等がある、ビニール系重合物以下は合成樹脂の一種であるが以上の品名でもわかるように相当軍需物資がふくまれているので、今度は原料関係はもとより、賠償関係からその存在を許されないか、または許されても極めて嚴重な制約下に置かれるであろうことは当然予測されるところである。

國庫現計　これを平たくいうと、國家が現在どれだけの収入を得たか、またどれだけの支出をし

たかという國家の懐具合を示す表である。

これは毎月大蔵省主計局から発表されることとなつているが、一ヵ年の締くくりは七月卅一日現在でおこなわれることになつている。これによつて決算とは別個に一ヵ年を通じての國の収入と経費の出し入れの具合がわかるわけである。

会計規則第百五十二條に

「大蔵省は歳入歳出の主計簿を備え、歳入主計簿には歳入の予算額、調定済額、収入済額、不納欠損額及び収入未済額を登記し、歳出主計簿には歳出の予算額、予算決定後増加額、支出済額、翌年度繰越額及び残額を登記すべし」とあり

第百六十條には

「大蔵大臣は会計検査官立会の上で毎年七月卅一日前年度の主計簿を締切るべし」とあり、この主計簿にもとづいて國庫の現計が計算発表されるわけである。

國庫剰余金　会計法第廿六條に「各年度において歳計に剰余ありたるときはその翌年度の歳入に繰入るべし」との規定があり、各年の決算において剰余金がでた場合は、これを翌年度の歳入の部へ「前年度剰余金繰入」を行う項目を設けて繰入れることになつている。これをもつとくわしくいうと、歳計剰余金から使途確定の金額即ち（イ）その年度に繰越された予算定額の財源（ロ）その年度の歳入不足補塡のため充当した金額（ハ）その年度の責任支出の財源に充当した金額（ニ）その年度の追加予算財源に充てた金額（ホ）國債整理基金として繰入れた金額等を差引いた残額のことで、一名自由財源ともいう。

國庫豫備金　予算が不足した場合の準備金として予め総予算および一部の特別会計に計上された金額。第一予備金と第二予備金がある。

第一予備金は予算に決められた金額が不足する場合すなわち予算超過の支出に充てられる予備金で、費目は毎年予め勅令で定められる。一般会計所属の第一予備は各省大臣が大蔵大臣の承認を経て支出し、特別会計所属のものはその特別会計所属の所管大臣が支出し、大蔵大臣に通知する。

第二予備金は予算に定めなかつた新しい事項のため、即ち予算外の支出に充てる。予算外支出だから手続も愼重で、これも必要とする所管大臣の要求により大蔵大臣が勅裁を経て支出する。なお両予備金にも議会が直接協賛しない支出だから、議会の事後承諾を求めなければならない。

これは旧憲法第六十九條および会計法第九條の規定にもとづくものであるが、戰時中は「不測の」政府支出増大のために殊に第二予備金が逐年飛躍的に増額され、軍閥・官僚政府專政の有力な物的基礎となつたことは爭うべからざる事実だ。しかし國家の経費という大きな台所を賄うにはどうしてもある程度の予備金は必要である。そこで新憲法でも第八十七條に予備費に関する規定が設けられている。

國家資本 國が資金的または物的に会社、営團等の資本に参加した場合に、その國家の拂込んだ資金または拂込んだ現物を称して國家資本という。わが國では明治初年以來、殖産興業の見地から國家資本は常に出動してきたが、満州事変以後生産拡充上、國民生活安定上、また特殊な公益的目的をもつ各種企業を振興する必要上、國家資本は急激に膨脹した。この膨脹は諸般の経済法規の発動とあいまつて統制経済の一特徴をなし、また國家資本活動の新しい形態として営團、金庫等が設立されたが、敗戰によつてかかる國家資本の動員は終止符を打たれた。しかし今後國民生活上また平和國家として再建されるためには、やはり國家資本の企業に対する出動が必要視されてくる。既に復興金融会社案などには國家資本の動員が考慮されている。

國債整理基金特別会計 國債整理基金特別会計法にもとづいて設けられた特別会計である。この特別会計は、國債の元金償還、利子支拂または借換をおこなう会計であつて、その基金を國債整理基金といつている。國債整理基金は、毎年度一般会計または特別会計からこの特別会計に繰入れられるもので、繰入額は同会計法第二條の規定によつて前年度の当初における國債総額の万分の百十六以上で、三千万円を下ることをえない

また元金償還にあてるためとして特に前年度に生じた剰余金の四分の一以上を繰入れることとなつていたが、昭和七年度この繰入額を改正して、万分の百十六に相当する金額の三分の一以上を繰入れることとし、剰余金は繰入れぬこととなつた。これは昭和七年以來赤字公債の発行を必要とする財政状態となつたため、國債整理金の繰入を制限した。しかしその後も毎年度予算で、昭和七年の改正による前年度はじめの國債総額の万分の百十六に相当する金額の三分の一以上を繰入れている。しかして繰入れられた基金は、その年度内に國債の元金償還にあてられている。

國際貸借 國と國との間に生ずる收支関係を示すもので國際收支ともいい、貿易上の貸借と貿易外の貸借とにわかたれる。貿易上の貸借においては輸出は收入（貸勘定）輸入は支出（借勘定）となる。貿易外の貸借は多種多様であるが、大別すると、輸送労務、商業利潤、資本の取引（外債等）金融的労務による利子、利潤、手数料の入手等、海外出稼人の送金、持帰金、外人旅行者の観光收入、政府関係の賠償金などの費用、保険料などで貸方に受取勘定、借方に支拂勘定となつてあらわれる。

國際貸借の貸方過程は受取勘定となり、その國の貨幣価値は高騰し、支拂超過は貨幣価値の下落を招來したことは從來の例にみた通りである。これらの貸借は概ね外國爲替により振替決済されるが、爲替決済尻は正貨の輸送によつておこなわれ、正貨欠乏の際は外債を発行したりする。

國際連合 國際連合はくわしくは連合國機構（ユナイテッド・ネーションズ・オーガニゼーション）略してUNO（ユノー）といい、第二次大戰後の産物で世界の安全保障と平和維持を目的としている。第一次大戰後もこのような目的のため國際連盟が創設されたが、UNOは同連盟の失敗にかんがみこれよりはるかに強力なものにつくりあげられようとしている。たとえば國際連盟には武力的背景がなかつたのに対し、UNOには主要國の軍隊よりなる強力な警察力が賦與されることになつている。UNOが國際連盟の

機構を引つぐべきか、どうか桑港会議で問題になつたが結局、絶縁と決定、もつて各國の意氣込みを知るに足るが、UNOが國際連盟より強力なものと予想されるもう一つの点は國際連盟に参加しなかつた米國が本腰を入れていることである。

UNQの骨子は昭和十九年十月ワシントン郊外ダンバートン・オークスにおける米英ソおよび米英華の会議で決定され、この決定を基礎に昭和廿年四月廿五日から六月廿六日まで約二ヵ月間、桑港会議が開かれ、米英ソ佛華以下四十九ヵ國、各國代表百九十名が参加した、この会議の結果。発表されたのが世界人類の新憲法ともいうべき「國際憲章」（原文では連合國憲章）である、憲章は全文十九條一千語に達せんとする廣大なものである。その要旨は次の通りである。

UNOは参加各國の主権ならびに平等の原則を基礎とするその目的は國際平和と安全保障を維持しこの目的に対し有效かつ集團的方策をとるとともに國際的協力によつて経済上、文化上なしい人類福祉に関する世界問題を解決することにある。

UNOの機構の構成および職能は次のごとくである。

一、総会は参加全國により構成され審議ならびに勧告權を有する

二、安全理事会は十一ヵ國をもつて構成され、そのうち米英ソ佛華五大國は常任理事國に、六ヵ國は非常任理事國として後者は総会により選出される

三、経済社会理事会は総会により選ばるべき十八ヵ國をもつて構成され、國際経済、社会、文化、教育、保健問題を検討するとともに右問題に関して総会に勧告をおこなう

四、信託統治理事会は信託地域管理國と総会によつて選ばるべき同數の國家により構成される、同理事会は信託地域を定期的に視察する權限を有する

五、ヘーグ國際常設司法裁判所に代る國際司法裁判所を設置する

六、書記局は安全理事会の勧告により総会が任命する書記長の管轄下におかれる、しかして書記長は関係國家の政府

でなく新機構から命令を接受する。

いまUNOの機構を図解すれば左のごとくで総会よりも安全理事会の活動如何が重要視される。なお第一回総会は昭和廿一年一月十日からロンドンで世界五十一ヵ國代表参集のもとに開かれた。

國際連合の機構

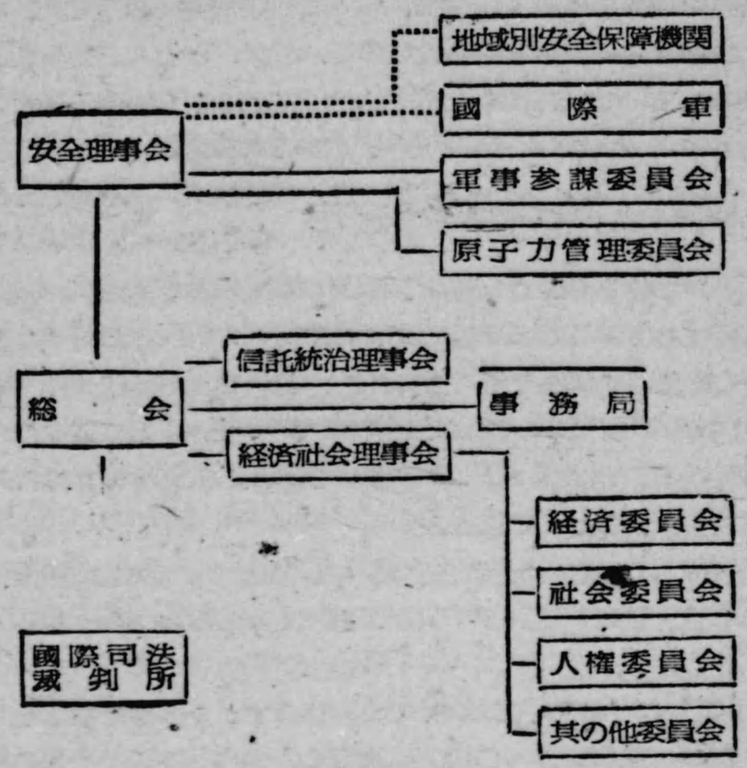

（註）一線は國際連合憲章により規定される関係を示す
…線は特別協定により規定される関係を示す

國際労働会議

第一次大戰の結果、世界平和の確保と人類文化の促進を目的として國際連盟が生れたが、この連盟に附随する常設の國際労働機関がそれと同時に誕生した。國際労働会議はこの機関の最高決議機関であり、年一回開かれその構成は各連盟加盟國家から送られた四名ずつの代表者よりなつている。その四名の内容は二名が政府代表、各一名が使用者、労働者の代表となつている。

國際労働会議の目的は、ヴェルサイユ平和会議で調印された國際労働法の規約にもとづいて世界平和をみだすような劣悪な労働條件を改善することにあつたが、このメンバーの構成にも明らかなとおり、出発の当初から政府と資本家との機関であつた。

事務局はジュネーブにあり、労働者の生活狀態および労働條件に関する情報のしう集、配布その他会議によつて委託された事務の執行などをおこなつているが、ほとんど大した活動をしていない。日本も國際連盟加盟中は毎年会議に代表をおくり、また理事会の構成メンバーであつた。

國際復興開発銀行協定

國際通貨基金協定とともにブレトンウッズ協定といわれるものである。この銀行は戦後の世界経済を再建、復興せんとするもので株式資本総額は一九四四年七月一日現在の重量および純分で百億〝ルとし、これを十万株に分割するが各加盟國の資本金割当額総計は九十一億〝ルとし、残余の九億〝ルは未加盟國分として留保されている。同銀行業務の特徴は大体次のごとくである。

（一）資本金は自己資金と借入金よりなり、拂込資本金は二十パーセントに止め残りは不履行債務弁済用資金として保留する。

（二）取引の相手方は政府のみならず、一般私企業にもおよぶが、政府以外への貸附は政府か中央銀行等による保証を必要とする。

（三）貸附、保証に当つては復興と開発は均等の考慮を受ける建前で、各國の出資額とは無関係である。

（四）銀行のクレジット事務の残高総計は自己資産の二倍を限度とする。

（五）債務不履行の時は未拂込資本金を各國より比例的に金または〝ルまたは当該債務関係通貨で徴収し、これを充てる。

主要各國の出資額は米三十一億七千五百万〝ル、英十三億〝ル、ソ連十二億〝ル、中國六億〝ル、佛四億五千万〝ルで

ある。

國際労働組合連合

（I・F・T・U）アムステルダム・インターナショナルともいう。

一九〇一年國際労働組合書記局としてコペンハーゲンに組織され、ベルリンに本部をおいて隔年に國際大会を開き、統計の蒐集と発表、情報交換、労働立法の促進などに関する國際的中心にすぎなかつたが、一九一三年に現在の名称に改められた。

第一次大戦に際してほとんど潰滅したが、一九一九年ドイツ、オーストリヤを含めた十四ヵ國の組織労働者約一千八百万を代表する代議員によりアムステルダムに再建された。以來アムステルダムに本部をおき、赤色労働組合の中心――プロフィンテルンに対抗する一大勢力となり、また國際連盟の労働事務局に幹部をおくりこれと密接な関係を結んでいた。

しかし世界で最大の労働組合員を擁するソ連はもとより、アメリカ合衆國を代表して加入していたA・F・Lも一九二〇年脱退したため、真に世界的な労働組合の中心とはなりえなかつた。

第二次大戦の経験はファッショ勢力に対抗するため、世界的労働戦線の統一を要請し、このアムステルダム・インターナショナルを中核として世界労働組合連盟が一九四五年秋ついに結成された。

國際通貨基金協定

正しくは連合國國際通貨基金協定といい、國際復興開発銀行協定と共にブレトン・ウッズ協定といわれるものである。

通貨基金は國際的為替相場の混乱を阻止しまた必要あればこれを修正するための機関である。為替相場の安定はすべての國家を酷烈な競争なく世界通商に参加させることができる。戦前の酷烈な通商競争はダンピング、資金の凍結、輸入割当、多辺的な通貨および通商特惠といつた形式であらわれた、諸國は隣國の破滅的犠牲において自國を救わんと試み、その結果すべての國が相当に傷ついたのである。このような戦争

悲劇の再演を防止するために通貨基金が採択されたわけである。その基本構想は各國のきよ出する金および國際通貨をもつて共同爲替基金を創設し、これを各國に利用せしめて爲替相場の安定を図り、爲替制限措置の撤廃とあいまつて國際的自由爲替機構を再建するにある。つまり金を中軸とする基金の創設や爲替相場の安定、爲替制限の撤廃をすることを三大眼目にしている。

基金の取引は各國の大蔵省や中央銀行等の中央機関を相手方とし、一般旅客との取引はおこなわない。從つて各國内の爲替市場は基金により重大な制限を受けるが、その存在には変りはない。この基金は各國の資金によるが、ブレトン・ウッズ案では基本総額八十八億米〝ドル〟で、うち米國廿七億五千万〝ドル〟(総額の三一パーセント)英國十三億〝ドル〟(印度、自治領を加えれば廿三億五千万〝ドル〟、二六パーセント)ソ連十二億〝ドル〟、中國五億五千万〝ドル〟、佛國四億五千万〝ドル〟となつていて、この五ヵ國合計七十三億〝ドル〟(総額の八三パーセント)である。常時業務執行の任に当る常務理事十二名のうち五名は最大持分國たる米、英、ソ、中國、佛國の五ヵ國から任命され、少額の持分國はそれぞれ政治的、地理的條件にもとづいて集團を構成し、一名づつの理事を任命することができる。

國内賠償

ポーレー米國対日賠償委員長が廿年十二月トルーマン大統領に発した中間報告によると、日本から賠償物件として取上げらるべきものは大別すると、(一)國内の工場および諸施設と(二)在外資産、金および貴金属となつている。このうち(一)の國内の工場および諸施設のうち賠償物件として撤去または破壊されるものを便宜上國内賠償と呼んでいる。從つて國内賠償というきまつた用語があるわけではない。

右の中間報告が撤去すべきものとして指定しているのは次のごとくである。

工作機械ー(一)工作機械製作能力の半分 (二)日本陸海軍の全兵器廠における全設備並に全航空機工業、ボール・ベアリングおよびロール・ベアリング製作の全工場。航空機用発

動機製造の全工場の全施設。これで除去される工作機械は卅五万乃至四十万と見積られる。

造船所ー(三)廿造船所の施設、備品で日本占領に必要な船舶修理のためのもの以外全部。

鋼鐵ー(四)年産二百五十万トン以上の製鉄所全部。

電力ー(五)火力発電所の半数。

化學工業ー(六)亜鉛、鉛、銅およびその他の重金属、鎔鉱炉から生ずる廃物ガス再生に必要な精錬所を除くすべての触媒硫酸工場。日本の四大ソルヴェー法曹達工場の最も近代的なものならびに最も近代化された苛性曹達生産の大工場四十二工場のうちの廿工場。

輕金属ー(七)スクラップ処理工場を除くマグネシウム、アルミニュームの生産およびアルミナをアルミニュームに還元する全能力ならびにマグネシウムとアルミニュームの仕上げのために使用されたすべての切断工場、伸展工場、圧出法工場。

右の中間報告の後、廿一年一月廿日、マ総司令官は約四百の日本航空機工場、陸海軍工廠および軍需物資試験所を賠償用として連合國最高司令部に接收すべき旨の指令を発した。これは連合國最高司令部およびポーレー賠償委員会が賠償物件として「第一順位の資材」と考えたものであるといわれる。撤去は工場別、施設別におこなわれ、期間は二ヵ年、費用は四百億円は必要だとみられている。

コークス炉

コークスは石炭を高温度で乾溜して揮発分を蒸発させ、固定炭素を残したものであつて、この石炭乾溜に用いる炉がコークス炉である。

コークス炉は製鉄会社とガス会社にあり、前者は製鉄用のコークス製造を主目的とし、後者はコークス製造の際発生するガスの採取を主目的としている、その構造も近年はかなり複雑多岐にわたつているが、原理は極めて簡單である。

石炭を乾溜する窯は炭化室と呼ばれ、耐火レンガで作られた密閉室で、大いさは幅三十ー五十㌢長さ十ー十三㍍、高さ三ー十㍍程度である。これが三十ー百窯並んで一團の炉をな

している。二つの炭化室の間にはガス燃焼室があつて、ここで加熱用ガスと空氣が混和して燃焼し、壁を通して裝入炭を加熱する。また最近の炉には大抵蓄熱室というものがあつて、燃焼した廃ガスの残熱を蓄え新に入る空氣を（時にはガスも）予熱する仕組になつている。

石炭を乾溜する際にはガスが発生し、これより硫安、ベンゾール、タール等の副産物が回收される。これらは染料、薬品、肥料等の化学工業に極めて重要なものである。副産物を回收した残りのガスを「コークスガス」と称し、コークス炉加熱用ガスに使用するほかガス会社では市販ガスとし、製鉄会社では鎔鉱炉の送風機用ガス機関、製鋼、圧延等に利用する。

コークス炉は最近の石炭不足により多大な打撃をうけ、特にこのため製鉄界は深刻な危機におちいつている。

なお從來コークス炉は一度火を落すとれんがが破損し、將來の復活は絶望視されていたが、最近の研究により、除冷、除熱すれば能率、寿命の低下は免れぬが、ともかく復活しうることが認められ、業界に大きな朗報をあたえた。

國有財産　國有財産とは大正十一年制定の國有財産法によると「國有の不動産並びに勅令によつて定める國有の動産及び權利」と規定されている。この國有財産の増減状況は、國有財産法にもとづく台帳を基礎として毎年発表されるが、これについては五年毎に価格評価の改定をもおこなつた上で、國有財産現在類総計算書によつて國有財産総額が発表される。

廿年三月末現在の國有財産の総額は（單位百万円）

公用財産（官廳等で使用しているもの）一七、〇二四

営林財産（営林局で管理するもの）三、五二一

雑種財産（その他の財産）三、五三二

合計二四、〇七八

となつている。これらの外に公共用財産（道路、河川、港湾堤塘等）があるが、これは國有財産法の台帳から除外されているので、その額は判明しない。

國庫債券　國債のうちで、期限が中期のものを國庫債券と称する。わが國の例でいえば、公債は、卅年以上の期限で、しかもすえ置期間五年ないし十年のものを公債と称し、期限卅年以内ですえ置期間のないものを國庫債券という。ただし期限卅年以内といつても、一年とか二年とかいう國債は、短期債であつて國庫債券とはいわない。現在発行される國債は大部分國庫債券で、近來公債が発行されたことはない。從つて廿一年六月末現在の國債中、國庫債券は千四百三億六千八百五十七万六千円に達するが、公債はわずかに四十二億二千百五万七千円に過ぎないのである。しかし、國庫債券といい、公債といい、共に國家の負債であつて、一括して公債と呼びならされている。なお、國庫債券の発行が増大したのは、主として同債券によつて歳入補てんをおこなつてきたため、その消化（實行）を考慮し、償還期限の短い國庫債券を発行したのである。

國鐵労組　國鉄労組の組織については、それを單一体にするか、連合体にするか相当活発に論議せられたが、その職場が余りに廣範囲にわたつているために單一体をとることは実際上不可能とされ、連合体で進むことになり、昭和廿一年三月十五日全國鉄労組総連合会が結成せられた。

総連合会の下部組織は、札幌、東京の二地区單一組合と、仙台、新潟、名古屋、大阪、廣島、四國、門司および地方施設所の八地方連合組合からなり、組合員総計五十一万名。

総連合結成準備を急いでいた二月下旬、東京省電組合が待遇改善の要求で爭議を起し、いわゆる安全運轉と称して必要以上の除行運轉をやり、ついに中央労働委員会にまで提訴され、発足早々世論の批判をうけ、六月末には、総連の執行部が民主戰線促進会に單独で加入したことが問題となり、委員長以下全執行委員の更迭がおこなわれるなど國鉄労組の進路について種々の曲折があつたが、結局國鉄労組も他の官公職員労組と歩調をあわせて進むことになつた。

労働協約についてはすでに原案に関し、交渉が成立し八月

中旬に正式調印をおこなつた。

國土計畫 これの一般的な概念はいわゆる國土の拡がりにおいて土地の秩序をつけること。すなわち國家の総合的な見地から産業、人口等の計画的な配分をおこない國土の最効率的活用を図らんとするものである。戰爭中はこの「國家の総合的な見地」というのはいうまでもなく國防國家の建設にあつたがために昭和十五年八月、近衛内閣のときわが國で初めてできた「國土計画建設要綱」も專らこの線に沿うたものであつたが、敗戰の今日問題となる國土計画は日清戰爭以前に縮小された領土のうえに日清戰爭当時のほぼ三倍に近い人口を今後如何にして生存せしめてゆくかという点がそのねらいでなければならぬ。このような「國家の総合的な見地」から武裝を自発的に放棄したことから生ずる産業の構造変化をも考慮にいれてその配分なり立地計画なりを一日も早く決めてかからねばならぬ。平和國家としての再生にはまず國土計画の決定が前提をなす。

國家管理 國家権力を発動して、國民経済を構成するもののうちの主要なものを、國家の手によつて指導監督することをいう。戰爭中は國家総動員法にもとづいて「工場事業場管理令」やそのほかの管理令、統制令等で航空機、兵器、造船そのほかの主要産業を國家の管理下においたが、これは專ら物的戰力の確保、増強を主としたものであつた。戰後の今日は同じ國家管理ということが問題になつてもその意義は大に異つてきた。生産を確保し、増強するという点では同じであつても、なおそれ以外に重要な点は國の生産力の基礎をなす主要産業、たとえば石炭、肥料、製鉄、電力、金融等を資本家の随意的な運営から切離し、これを社会化するという建前からこれらの事業についての國営または強力な國家管理の実施が必然的となつてきたのである。そしてそれはポツダム宣言に規定せられたわが國の民主主義化をはかるという点からほとんど絶対的な課題といわねばならないのである。

黑鉛 黑鉛すなわち石墨は炭素の同素体の一であつて、外観上結晶の大なるものを「鱗状黑鉛」非結晶に近いものを「土状黑鉛」と呼んでいるが、その中間程度のもの或いは無煙炭に近いものもある。「鱗状」は結晶そのものの純度は高いが、一般に母岩等の不純物が多いため精錬して用う、産地は主にセイロン、マダガスカル島および朝鮮等である。土状は品位は「鱗状」に劣るが、均質低廉に産出され主な産地は朝鮮である。また人工的には低灰分コークス、ピッチコークス或いは無煙炭等を原料とし添加剤(触媒、結晶核等)を配合し、電氣抵抗炉で二、二〇〇度以上に加熱して人造黑鉛を造るが天然黑鉛に比し高價である。黑鉛は熱および電氣の良導体で熱膨脹率小かつ熱衝撃に耐え、化学的抵抗が大なるため、カーバイドおよび金属よう解用電氣炉、塩素電解、カーボランダム、アランダムの製造炉等の電極、照明用、医療用、よう接用、乾電池用炭素棒、電刷子、水銀整流器、真空管陽極、抵抗発熱体、炭素充電体、黑鉛ルツボ、耐火れんが、乾電池合剤、電氣炉内張用等に使用され、また柔軟かつ潤滑性に富み、特に加圧下にて流動性を増すため減摩潤滑用として軸受、オイルレスメタル、鋼管引抜、タイス用、パッキング、鑄物、電鍍用、塗料、鉛筆しん製造用等にも用いられる、炭素製品のわが國今後の需要は平和産業の基礎工業として相当な数量に上るべく、特に電氣炉用電極は重要であつて、その原料たる黑鉛の需要も今後とも年間「りん状」約一万キロ、土状約五万キロ程度に達するであろう、しかるにわが國内産黑鉛は極めて低利位かつ出鉱量も少量のため、その大部分は國外よりの輸入に仰がねばならぬ状況である。

告示 告示とは、内閣総理大臣または各省大臣が、その所管事項について一定の事実を公示する必要がある場合に、官報に掲載して右の公示をする形式である。内閣告示、内務省告示といつたものがこれであるが、例外的には二省以上の共同告示の形式を採る場合がある。告示をする場合は、法律または勅令に「何々に関する事項はこれを告示す」とあるのにもとづいておこなうを普通とするが、右のよ

うな法律または勅令の規定にもとづかないでなされることもある。

告示は一般國民にある事実を公示するだけの効力を持つにすぎないので、法律や命令とは違い、それ自身拘束力を持つているものではない。

小作制度 地主の土地を一定期限をもつて分借小作し、小作人は土地を借りた代償として小作料を支拂う農業制度をいう。從來の小作料は多く現物で支拂う苛酷な小作料、すなわち全生産物から小作人の最低生活費を除いた全部というほどのものであつたが、第一次、第二次農地制度の改革によつて、小作料は全面的に金納化され、その額も田畑ともに相当低く抑えられることになつた。從前の観念からいえば、小作制度とは解放された農奴制度の同義語に他ならなかつたが、今後は前述の改革に加えて小作權の確立によつて、小作人の経済的立場も相当程度の向上をみることになる。(小作權、小作料、小作爭議の項参照)

小作料 土地私有制度の下において耕地を有せざる農民が土地所有者から土地を賃借し、その土地を占有使用耕作收益する代償として、その地主に支拂う一定の借地料である。この借地料決定に当つては英國その他近代諸國ではいわゆる「経済的地代」の原則によつて合理的解決がはかられているに反し、わが國のごとき過少農経営に加えて封建的遺習を多分に残存する小作制度の國では、小作料決定について何しろ理論的根拠なく、德川以來の慣習ないしは權力関係によつて常に高率小作料が維持されてきた。すなわち總收穫高の五割となつており、世界で最も高い國であり、これが小作爭議の大半の原因をなしている。水田農業の特徴として、田にあつては現物小作料、畑にあつては金納小作料が普通となつているが、これを細分すれば大体次の四種となる。一、現物小作料——通常稻田におこなわれ一定の小作料高を米納する。二、金納小作料——最も進歩した支拂方法で主として都会地附近に多く現物小作料を貨幣に換算しておこなわれる。三、分益または刈分小作契約——当初小作料額を

定めず、毎年その年の總收穫を見た上で小作人と地主の分前をきめる。四、見取小作料——当初前者同様定額せず毎年の作柄を大体取つた上で決定するが、主として水害の多い地方でおこなう(三)と異る点は、收穫が終つてからでなく大体の收穫見込みによる推算で地主と小作人の分前を決定するところにある。なお昭和十四年以來小作料統制令が施行されているが、まだ適正化の域には達していない。そこで政府は今度の農地制度の徹底的改革法案で物納小作料を禁止して全面的低率金納小作料の確立を目指してこれが法案を第九十一議会に提案された。

腰だめ経済 蘭原元商相の発明した言葉だと傳えられるがさだかではない。意味するところは中途半端で徹底性を欠いだ過渡的で暫定的な経済施策とその施策から生れた経済状態にある。例えば物價の安定はインフレの根本的防遏なくしては不可能だが、それは大仕事でとても早急の間にはあわないから、さしずめ物價安定資金か何かを出して一時的安定を図るというがごときがそれである。

五大銀行 英國におけるビッグ・ファイブに倣い、わが國では帝國、三菱、住友、安田および三和の五普通銀行を五大銀行と呼んでいる。これらの銀行は増資と合同によつて銀行資本の強烈な集中化をおこない、拡大した経営規模を有し、金融中心地に本拠をおき、全國に巨大な支店網をはつてわが國の金融市場に独占的地位を占め、ひいて産業界にも大きな役割を演じてきた。すなわち昭和廿一年三月末現在の普通銀行数は六十一行、預金總額一千一百六十九億円、貸出總額七百九十七億円、所有有價証券四百八十一億円で、この内五大銀行だけで預金六百卅億円(五割四分弱)、貸出金六百廿六億円(七割八分強)、所有有價証券百五十二億円(三割一分強)を占めている。

世人は一概にこれら五大銀行が他の群小銀行に比して内容的にも優れているかのように考えがちであるが軍需補償打切り、國債処理等いわゆる擬制資本の拂拭が緊迫した問題として現実化している今日、五大銀行の直面している事態

は重大で正にばく大な不良資産の重圧下に苦んでいる現状であり、なにらかの形で再出発の方途を懸命に考慮中である。

なおこの五大銀行に野村、東海、神戸の三行を加えて八大銀行という言葉もある。

固定給 時間給は時間を單位として支拂われる賃金であり、出來高拂いは生産高や努力を基準にして支拂われる賃金の形態であるとすれば、固定給とは労働時間や出來高や努力に直接関係なく支給される賃金のことで、月給は固定給のいちばん普通の形である。

固定資金と流動資金 固定資金とは工場や事業場の事業設備に要する資金、すなわち事業設備の新設拡張または改良のために使用される資金をいい、流動資金とは固定資金以外の資金、すなわち工場や事業場の原料購入や賃金支拂等に要する取引資金をいうのである。したがつて固定資金は長期固定的なものであり、流動資金は短期流動的なものであろう。固定資金については昭和十二年九月政府は臨時資金調整法を制定して、その使途を制限し、不急不要の事業を抑制した。すなわち金融機関が事業設備の新設や拡張もしくは改良に資金を貸出したり、または有價証券の應募引受をなす場合一口の金融が五万円以上のときは政府の許可を必要とすることにしたのである。

流動資金については昭和十五年十月國家総動員法にもとづいて、銀行等資金運用令を制定して、金融機関の資金運用計画を統制指導し、流動資金の貸出を調整するとともに、必要な場合は政府が金融機関に対して融資命令を発しうることとした。

臨時資金調整法ならびに銀行等資金運用令はいずれも戰時立法であつて、戰後の今日当然改廃しなければならないものである。

固定資本 マルキシズムでは生産資本を（労働力を購買する）可変資本と生産手段の購買にあてられる不変資本に分け、この不変資本をさらに固定資本と流動資本に区別している。このさい流動資本というのは、生産

過程にのせられて一巡することにより、その價値の全部が生産物の上に移轉されてしまう不変資本を意味するが、固定資本というのは何回もの生産過程にわたり、部分的にその價値を移轉する不変資本のことである。前者は原材料たる鉄とか石炭のごときものであり、後者は機械、設備等のことをさす。

コプラ ココ椰子の果物の核の脂肪質を乾燥したもので五十八瓩ないし六十五瓩の油分を含んでいる。コプラから搾つた油が椰子油で、石けんや人造バターの原料に使用されるほか潤滑油の代用品としても研究されている。東洋におけるコプラの生産高は約百七十五万㌧で、世界生産高の九十五瓩以上を占めている。生産地は年産七十四万㌧、全人口の三分の一がココ椰子の栽培によつて生計を維持しているといわれるフィリッピンを初めとしてマレー、ジャワ、スマトラ、ボルネオ、セレベス等南方全地域におよんでいる。從來、フィリッピンのごときは生産されたコプラの半分を輸出し、残りの半分を現地で搾油し、さらにその大部分を輸出してきたものであり、他の地域でも多少の差こそあれそれぞれコプラまたは椰子油として輸出してきた。終戰後椰子林の荒廃は全地域にわたつてかなりのものであるが、これが処理は民生上極めて重要な課題となつている。

コミンテルン （第三インターナショナルの略称）第三インターナショナルは欧米各國の社会民主党の國際的同盟体である第二インターナショナルが、第一次大戰の起つたのを契機に、その革命的國際主義を放棄して分裂して終つたあとをうけロシヤ革命の成功によつて、一九一九年三月ロシヤ共産党を中心に各國の社会民主党から分裂した左派によつて、モスクワに創立されたものである。以來、モスクワを本部に各國の共産党と密接な連絡をたもち、プロレタリア革命の参謀本部として國際情勢の変化に應じてそれぞれの任務を各國の共産党にあたえるから強力な指導にあたつていたが、一九四三年五月新情勢に対應して「ナチズムに対するすべての自由愛好國民の共同の攻勢を組

織することを容易ならしめる」ために解散した。すなわちコミンテルンの存在がファッシストたちによつて逆用され、國内のあらゆる進歩的勢力を結集してあたるべき反ファッシズム闘爭の妨害となつていることを知つたからである。

米騒動 第一次欧州大戰の結果、いわゆる成金時代を現出し、物價の騰貴はとどまるところを知らず、米價もまたこれに伴つて急騰した。にわか成金のぜいたくな生活が展開される一方、勤労階級の生活はますます窮迫し深刻な階級的対立がかもしだされるにいたつた。

大正七年八月五日夜、富山縣滑川町の漁婦五十人はついに思い余つて地主に対し、米の廉賣を要求した。これを契機に九日には和歌山縣湯浅町、名古屋市、廣島縣三次町、吉市町、八次町、十日には京都市、十一日には大阪市、廣島市、十二日には神戸市、東京市等にたちまちひろがり、米價問題にからんで、米問屋はおそわれ放火、りやく奪がおこなわれるにいたつた。

政府は新聞紙の発行を停止し、軍隊を出動して鎮圧に努めたが、この自然発生的大衆運動は燎原の火のように燃えさかり、南は九州北部から北は北海道にいたる一道二十四府縣百三市町村におよび、特殊部落民の参加を一特徴とした。

二十一日寺内内閣は引責辞職し、事件は比較的短時日に解決をみたが、その深甚なる影響はやがて社会問題ぼつ興の導火線となつたことはいなめない。

湖面低下 渇水時に湖面の低下をもかまわず、湖の貯水を流出させ河川の流量を調整補給し、豊水時に湖に貯水しておくことをいい、補給された流量は下流の水力発電所で電力化され、渇水補給のため必要な火力発電量を減らし、発電用石炭の消費量を節約することとなる。

湖面低下をおこなうためには流出口の改良工事を要することも多いが、一般に石炭消費の節約の利は優にこれを償つて余あり、また、かんがい、観光等の関係が問題となることも多いが、本邦では一般に渇水期は冬に多く電力需要の最盛期も冬でこれらとは時期的にずれており、その他相互にその利

害を調整することができる。

御用組合 労働組合というのは、労働者が主体となつて自主的に労働條件の維持と改善をはかるためにつくられる闘爭の組織であるにもかかわらず、事業主に対してすこしも自主性をもたない労働組合がある。このような労働組合を指して御用組合という。御用組合は大抵天降り的につくられたもので、その主体は一應労働者であつても労働者が「自主的」につくつたものでないから、ほんとうの労働組合ではない。労働組合法の第二條では「使用者またはその利益を代表すと認むべき者」が参加した組合は御用組合なりとしている。すなわち会社の支配人、労務課長、鉄道の駅長、船長等は一面使用者に対しては労働者であろうが、従業員に対しては実際上使用者の立場に立つている。だからたとえば船長が一般船員の組合に加入することになると、その組合は御用組合化するわけである。また「主たる経費を使用者の補助に仰いでいる組合」も御用組合だとしているが、これは組合が会社から補助金をもらつているために労働者が卑屈になり、闘爭組織であることを忘れて、使用者のいうなりになつてしまう場合である。たとえば組合の役員が会社から給料をもらいながら組合の仕事をするのは当然のことのように考える傾きがあるが、いやしくも組合が自主性を生命とするかぎり、役員の給料は組合費から支拂うべきもので、会社から給料をもらつて組合の仕事をするがごときは、ややもすると組合を御用組合化することになる。

コルホーズ コルホーズはソ連農村における社会主義の縮図である。ソ連の農村は歴史的におくれた特質をもつているので、この点を考慮にいれた特殊な社会主義的経営形態がコルホーズである。小所有者兼耕作者として農民の歴史的慣行を考慮にいれて個人の利益と社会の利益を融合して特殊な内容を盛つている点にコルホーズの特色がある。地方的特殊性や民族的特殊性なども十分とりいれられている。コルホーズには、その内容的充実の程度、生産手段社会化の程度にしたがつて、トオズ（共同耕作組合）、

アルテリ、コンムーナ（農業共產組合）の三つの形態（発展段階）がある。トオズはコルホーズのもつとも低度の段階で、各組合員がコルホーズを結成する以前に所有していた生產手段は、依然として個人的所有にゆだねられ、農事作業のときにかぎつて共同利用に供することを建前とする。すなわち、各組合員が農場の合併等をおこなわず各自の農場を各自が耕作する個人經営を原則とするが、耕作、播種、收穫等の作業のみを共同におこなわんとする部分的共同耕作團体である。ただし共同所得によつて購入した生產手段は当然共有財產となる。アルテリはトオズより一歩を進め、コルホーズ結成までに農民が私有していた基本的生產手段はすべてコルホーズの共有財產となる。つまり各人の農場を合併して集團農場を設置し、農業經営の全部を共同におこなうが、その收益のみは各人の出資に應じて分配する。換言すれば、生產部面の全部を共同でおこない、その消費部面のみを個人的におこなわんとする團体である。コンムーナは、一切の生產手段が社会化されるのみならず、組合員の消費生活上の諸手段（住宅、炊事場、浴場など）までが社会化されるもつとも高度のコルホーズ形態である。すなわち各組合員がすべての財產を組合に提供し、集團農場を共同耕作し、その收益をもつて共同生活をおこなう、いわば生產、消費の全的共同をおこなう團体である。（アルテリの項参照）

コレスポンデンス（Correspondence）英語つづりの発音の誤りから明治時代よりわが國ではコルレスポンデラスと一般には称されている。

隔地者間における金銭貸借の決済に現金を使用することはほとんどなく、多くの場合郵便爲替や小切手ないし爲替手形が使用される。たとえば東京の甲が大阪の乙に一万円の債務があつて、これを決済する場合、東京の甲は同地のA銀行に現金一万円を持参してA銀行振出一覽拂の送金爲替と引換え、この爲替を大阪の乙に送届ける。これを受取つた乙は同手形をその名記人たる東京A銀行の大阪支店、または東京A

銀行の支店が大阪にない場合にはその銀行と平常爲替取引契約を結んでいる大阪B銀行に提示し、その手形を現金に引換え、東京の甲との貸借関係を決済する。この爲替取引契約先をコレスポンデンス、またはコレス銀行という。しかしこの種の爲替取引には限度がある。その限度は爲替取引契約書に明記するが、この限度を越していずれか一方のコレスポンデンスがその一方に対し貸勘定、いわゆる片爲替となる場合にはその超過部分に対し貸越契約にもとづく既定の日歩を附する。日銀金利中コレスポンデンス貸越利子とあるのはこの種の利子をいう。最近は内國爲替の集中をおこなつているのでコレスポンデンスの利用が多い。

耕作地主（自作地主）所有地の一部を自家耕作し、他を小作に附しているものを耕作（自作）地主といい、これに対して所有地の全部を小作に附しているものを不耕作（遊食）地主といつている。地主の分類にはまた別の見方もある。すなわち法律上の用語としては土地所有者とその居住関係から在村地主（同一市町村内に生活の本拠を有するもの）としからざる不在地主とがある。また最も大切な經済的分類として大中小地主にわけることもできる。地主の分類ないし地主が今日まで演じきたつた役割の功罪を論ずるに当つては、何といつても大中小地主に分類して考慮することが一番大切であり、この中でもわが國地主の九割を占めてきた中小地主が農家の近代化を阻み、それが一つの封建的勢力を持続して社会組織に大きな害毒を流し続けてきた事実は、この際大いに検討されてしかるべきである。今回の徹底的農地制度の改革で（第一次改革を含む）不在地主の所有地は全部小作人に解放され、しかも在村地主中耕作地主は三町歩迄、不耕作地主は小作地一町歩までに保有面積を制限され（全國平均で）残余はあげて小作人に解放され自作農地されることとなり、地主なるものの性格は全く一変せんとする形勢にある。

公債　國家または公共團体の債務で、國家の債務が國債、地方公共團体の債務を地方債という。公債は收入

を得る目的の下に発行されるのが普通であるが、収入を目的とせぬ鉄道買收のための交附公債や、國家が賜金として交付するいわゆる交付公債などもある。また内地で発行するものは内國債、外國で起債されたものは外國債といい、発行の方法によつて強制的に引受けせしむる強制公債、任意に引受けさせる任意公債等にわけられるが、わが國ではまだ強制公債は発行されたことがない。また期限の長短によつて確定公債流動公債にわけられるが、確定公債は償還期まで長い期間をおくのを通例とし流動公債はたとえば大藏省証券、食糧証券、蚕糸証券等のごとく、その期限を三ヵ月ないし一ヵ年の短期限のものを指していわれている。公債はすべて償還期まで確定利率を附されるが、その利子は年利として定期的に支拂われるものと、日歩計算により発行の際に利子を前拂するいわゆる割引公債などもあり、流動公債は概ねこの形式で発行される。

公益法人 法人の分類において営利法人に対する意味で公益法人という、この法人は祭祀、宗教、慈善、学術、技藝その他公益に関する事項を目的とし、営利を目的としない私法人である。営利を目的とする私法人を営利法人という。私法人と公法人との関係は公法人が國家および國家が統治権の作用として認むる事業をなすことを目的とする法人、たとえば地方團体、公共組合等をいうのに対し、その他の法人を一般に私法人というのである。したがつて株式会社等の組織に営利を目的とする法人も私法人であれば公益を目的として営利を営まない公益法人もまた私法人である。

公益事業 公衆の日常生活に直接関係をもつ事業のことで、たとえば運輸事業、郵便、電信または電話の事業、水道、電氣、ガス供給の事業、医療、公衆衛生の事業等が主なる公益事業である。最近公益事業が問題となつたのは、電氣、鉄道などの事業において労働爭議が発生しているためで、労働関係調整法では、特に公益事業に爭議がおこつて公衆に迷惑をかけることを防ぐために、いろいろ

の調停方法を規定している。すなわち労働関係調整法の第三章、調停の中で「公益事業に関する事件につき、関係当事者の一方から、労働委員会に対して調停の申請がなされ、労働委員会が調停をおこなう必要があると決議したとき」「公益事業に関する事件につき、労働委員会が職権にもとづいて調停をおこなう必要があると決議したとき」「公益事業に関する事件またはその事件が規模が大きいためもしくは特別の性質の事業に関するものであるために、公益に著しい障害をおよぼす件につき、行政官廳から労働委員会に対して調停の請求があつたとき」の三つの場合に、労働委員会は強制調停をおこなうことになつている。

工業金融 工業に必要な資金の調達および融通を担当する金融がある。すなわち工業に要する資金は設備資金と経営資金（運轉資金）の二つにわかれ、前者は工業の創設、拡張ないし改良に要する資金であり、後者は日常業務運轉に要する資金である。

両者の割合は企業の種類および規模の大小によつて異るが、一般的には工業は商業に比して設備資金需要が多く、國家資金たる相当長期の資金が融通される。これに反して運轉資金には流動的な短期のものが多い。

資金調達方法には株式による拂込、社債の発行、借入金に仰ぐ方法などがあるが、概して大工業は如何なる方法をとるにせよ確実性と信用とによつて比較的調達も容易であるが、中小工業はその信用程度が低いため、経済政策的見地から多少救済的意味を加味した金融方法がおこなわれ、これを特に中小工業金融と呼んでいる。

興業債券 勧業銀行の発行する小口の割増金附勧業債券は大衆になじみの深いものであるが、興業銀行でも興業債券を発行する特権を與えられている。ただ小口勧業債券は割増金附で大衆から零細資金を吸收する力をもつているが興業債券にはその魅力がない。

ちと興業債券は日本銀行や預金部の引受で発行し、一般大衆はもちろん、銀行からもあまり歓迎されていなかつたが、

低金利時代の展開につれて銀行は遊資の処分に窮し、ようやく各銀行の注意をひき、人気も上昇の一途をたどり、ことに日華事変の動機により生産拡充資金需要が急激に増加し、臨時資金調整法により従来拂込資本金の十倍に限られていた発行限度の制限は外され、増加発行分については政府が元利拂の補償をなし、資金調達と事業資金調達の供給に便ならしめた。その傾向は工業金融における興銀のしめる地位の強化拡充とあいまつて太平洋戰争中はいわゆる軍需融資調達に極めて大きな役割を興業債券は担当し昭和廿一年三月末現在発行高は七十七億円に達している。

終戰後は産業、金融界のち緩から起債市場は極めて不振の状態を持続したが、二月十六日実施せられた金融緊急措置令により地方銀行、農業会等の資金が増加し、ようやく新規ものの発行の目途もつき一般公募物として三月下旬終戰後の最初の興業債券三千万円が発行され買入気も盛んで好成績を收めている、今回の発行條件は四分二厘パー、八年であり、政府補償のない点が戰時中と異る。

工場委員会 資本と労働との間の諸関係を規制するために、第一次大戰中、あるいは戰後に諸國で設けられた機関である。この代表的なものはアメリカの私設的工場委員会、イギリスのホイットレー工場委員会、ナチ独乙以前の経営協議会および革命前後のロシヤにおける工場委員会がある。これ等の委員会は労働組合とどのような関連をもつかによつて三大別される。(一)は主として組合員によつて労働者側代表は選出されるが、公式に労働組合の機関と連絡をもたないもの、(二)は労働組合と組織的連関を有するもの、(三)は全く一方的に雇主によつて制定され、労働組合と関連を有しないもの、その取扱う範囲は千差万別であるが、大体賃金、労働時間、労働條件ー(安全、衞生、保健等)および賃金の支拂い方法に関する交渉協定である点はいずれも共通していた。

一九一七年イギリスにおいて、復興大臣の指揮下に廣くおこなわれたホイットレー委員会の内容をみるならば、それは

労資双方よりなる七十三の評議会からなり、その総合機関として共同産業評議会があつた。その趣旨は

(一) 労資間の労働條件、(二)労働行程および機械の改善技術教育の問題、産業に関する調査、発明の提案等全産業にわたる問題を議することになつていたが、もち論この機関の討議が決定的なものでなく、調査機関、協調機関としての役割りしかしなかつた。

日本にもかつて工場委員会制度が設けられたことがあるが、全く使用者側の一方的機関であり、労働者の自主性は十分いかされていなかつた。終戰後、経営への参加を要求する労働者の声がもり上り、労働組合はそれぞれ自主的に経営協議会を設置し、労働者自身の創意によつて企業の再建をはかる傾向が顕著となつた。

工場的手工業 (マニュファクチュア)これは資本主義的生産形態すなわち資本家が賃金労働者を雇用して生産させる経営形態の最初の姿である。何故に最初の姿であるかといえば、現在の資本主義的生産形態の典型は、機械を生産手段とする工場であるのに比べて、工場的手工業における生産手段はまだ機械ならざる道具である。すなわち工場的手工業における賃金労働者は道具を使用し、自己の個人的熟練によつて対象物に加工する。

その基本的特質は数人、十数人、さらにそれ以上の労働者が同一の戰場または互に連絡のある場所で協業をなすこと、しかもその協業が賃金労働者の協業であること、この二点である。

したがつて道具の代りに機械や蒸気力がこの協業に使用されるにいたれば、たちまち工場制工業に轉化する。

工場閉鎖 (ロック・アウト) 労働者のストライキ、サボタージュ、生産管理などの爭議手段に対し、資本家が対抗的にとる手段の一つで工場の作業を休止し工場の門をしめて労働者を工場から一時的にしめだすことである。これに対し労働者は資本家のしめだしにかまわず工場に入り戰場を占領して仕事をやることもある。

工場法　工場労働者の幸福を増進させるため工場主と労働者の雇用関係に制限を加え、工場労働者を保護しようとする法律である。わが國では明治卅八年鉱山労働者保護のために鉱山法ができたが、これに続いて一般工場の労働者を対象にした工場法が明治四十四年公布された。この工場法は大正十二年一部改正され、また戰時中は工場法戰時特例が設けられて骨抜きとなつたが、終戰と同時にこの特例は撤廃されて今日におよんでいる。改正工場法は常時十人以上の職工を使用し事業の性質が危険であるか、もしくは衛生上有害な工場に適用されることになつている。女子および満16歳未満の少年は午後十時ないし午前五時まで、いわゆる深夜業は昭和四年七月一日から廃止された。しかし行政官廳の許可を受ければ午後十一時まで就業させることができる。また産婦は産前四週間、産後六週間は休養させることが必要であり生れた子供が満一歳になるまでは労働時間中一日二回三十分以内の授乳時間を與えなければならないことになつている。このほか職工が業務上負傷した時は療養中一日の賃金の六割以上を支給し、もし負傷で一生働くことが出來なくなつた者には賃金三百六十日分以上を與えること、および業務にもとづいて死亡した時は三百六十日分以上の遺族扶助料並びに廿日分以上の葬祭料を支給すること等がきめられている。

工作機械　金属材料を、取附けた工具（刃物）の切削または研磨作業により、所要の形状に加工する機械をいう。すべての機械はこれ等で加工せられた部品からなるので、工作機械はまた「機械を作る機械」といわれている。

工作機械は、回轉運動が直線運動を工具および工作物がなしつつ、工具を工作物の表面に当て一方送り運動をしながら切削作業を継続する。この工具と工作物の運動の組合せにより各種の工作機械が生れる。これ等の種類としては、旋盤、ボール盤、中ぐり盤、平削盤、形削盤、鏨削盤、フライス盤、歯切盤、研磨盤、ブローチ盤がある。以上のように工作機械は皆、盤の如く「盤」がつく。また工作機械の性能から、

單能、多能、專用工作機械と分類することがある。

工作機械は前記の通り「機械を作る機械」であるので、工作機械工業は一般工業なかんずく重工業、兵器工業の基盤たる基礎工業であり、從つて工作機械の質的向上、生産力の拡充はつとに問題となつていた。そこで政府は工作機械製造事業法を制定しこれが育成をはかるとともに、生産力拡充計画を樹立し鋭意生産力の増強を目標とし、量質の飛躍的向上をはかつた。工作機械輸入と絶を期とし、ようやく日本工作機械工業の自主性を確立した。昭和十九年末約六億円の能力をもち、終戰直後は約半額の能力に減少していた。戰終後の問題は「賠償」と「轉換」である。

工　具　機械器具を製作するための工作用具、すなわち工作機械用の切削工具（バイト、フライス、ドリル、リーマ、タップ、ダイス等々）と工場検査物用の測定工具（ゲージ、マイクロメータ、ダイヤルゲージ等々）をいい、工場内の仕上用、組立用、その他雜仕事用の小道具すなわち作業用具（ハンマ、スパナ、ペンチ、万力等々）利器工匠具（ノミ、かんな、はさみ、かみそり等々）、木工機械およびその他機械用の刃物すなわち機械刃物（のこぎり、カッチング・プレード等々）、および、やすりおよび、手引のこぎり類と区別している。

機械工業の基礎は何といつても工作機械、精密測定器および工具の三位一体の基盤にあるのだが、日本機械工業の場合工具への関心は工作機械と同列でなかつた。工具工業の方向は規格の統一と多量生産方式の採用と、優秀なる特殊鋼の確保であつた。また高速度工具以後の新しい工具ータングステン・カーバイド系のいわゆる超硬工具の出現に期待する処が多かつた。

しかしこれ等に対する施策（重要機械事業法の施行等）もその成果を收めることなく終戰となつた。

工具は機械工業の運轉のための消費材である。この意味において工具工業の將來は機械工業の今後の動向にかかつているともいえる。

鉱区税 鉱業權者または砂鉱權者に対し、鉱区または砂鉱区を課税対象とする國税である。税率は試掘鉱区面積千坪ごとに一円。採掘鉱区千坪ごとに二円。砂鉱区、河床は延長一町ごとに一円、河床でないものは千坪ごとに一円である。なほ本税法は旧鉱産税法に代るもので、所得税、法人税または営業税は軽減または免除されている。

耕種 土地を耕作して農作物をつくる農行爲で「養畜」(農作物又は草穀によつて動物を飼養しまたこれを利用する農行爲)と相対す、耕種農業とは米作、麦作等の作物農業の意味であつて養蚕、養畜農業に対す。

皇室財産 雲の上のこととして神秘のヴェールに覆われ、それに触れることは全くの禁制となつていた皇室財産も、連合軍の調査によつて大体においてその全体が國民の眼前に展開され、皇室なるものの、拠つて立つ物質的基礎の大きさは、國民に、いまさらながら驚異のまなこをみはらさるものがあつた。

連合軍渉外局の発表によると、皇室財産は現金および有價証券三億三千六百十五万円余、土地百卅五万二千二百十町歩(推定時價三億六千二百廿九万円余)、株式五億九千二百八十六万円余、建物二億九千九百廿九万円余、總額十五億九千六十一万五千五百円である。これには美術品、宝石、金銀塊の額は含まれず、また皇族十四家の財産も含まれていない。有價証券中の株式は廿九会社のそれであり、單一の株保有として最大なものは銀行関係の持株である。しかるに財産の大部分を占める土地、林材、建物の評價は、宮城用地1エーカー(一、二二四・一三坪)平均價格九万五千円、森林および農地約廿万円、建物敷地約十四万三千円として計算されているが、これは時價からかけ離れること甚しい。もし時價に換算したら一体どれ位になるか見当もつかない位だといわれる。正しく皇室それ自体がわが國における最大の財閥であつたことはこれによつてあきらかである。果然日本経済の民主化運動の発展とともに、皇室財産の解放もまた当然大きな問題となり、およそ土地問題に関心を有する程の者はこぞつてそ

の解放を主張した。そして時代の大きな流れは八・一五以前にはほとんど國民のだれもが夢想だもしなかつたことを可能ならしめ、皇室財産は「國民の象徴」として天皇の威厳を維持するため、その一部を世襲財産として保存する外は國家の所有に移すこととなつた。今後に残された問題はこれが運用の如何である。

なお皇室財産には極めてあいまいな理由によつて従來課税されなかつたが、今後は一般的基準に従つて課税が実施されることとなつている。

硬質繊維 硬質繊維はマニラ麻、サイザル、マゲー等といい、従來衣料用のいわゆる軟質麻(亜麻、大麻、チョマ等)以外の專らロープ、網、袋等にのみ用いられた粗荒なる麻類を総称する。

硬質繊維の白びたるマニラ麻(アバカはほとんど比島の独占的作物で單に繊維が長いばかりでなく白色の光沢あり、比較的軽く強じん、しかも水に浸しても伸縮することが少い、用途はロープを第一にバインダーツワイン、漁網、製紙用パルプ等で一九三九年のマニラ麻生産高は百卅二万八千俵(うちダバオ産が過半数を占む、)戰前は島内消費一ヵ年わずか二万六千余俵位で大部分を米、英、日へ輸出していた。マゲーの原産地はメキシコのユカタン地方で中米にも産し、東洋では比島殊にセブ島に多く、主として綿りひもに使用する、サイザルもメキシコを原産地とし東洋ではインド、マライ、佛印、比島、東印度に産しマゲーよりも可撓性に富み敷物、袋、刷子、ハンモック、ひも等に用いられる。

合成ゴム 合成ゴムの歴史は前欧州大戰でドイツがゴムききんに悩み、アセトンから二メチルブタヂェンを作り、重合させてメチルゴムを作つた。また米國ではアセチレン誘導体の研究の結果、一九二三年ヂヴィニルアセチレンを塩化硫黄で処理してゴム状彈性体を得、デュポン会社で一九三一年これが工業化に成功し、これをデュプレンと名附けて發出した。

現在の合成ゴムは(一)ブタヂエン系(二)クロロプレン

系（三）多硫化物系の三種にわけられ（一）で有名なのはドイツのブナ（ブナSブナN等）で品質優秀、合成ゴムの白眉といわれ、またソ連のSKBもこれに属する（二）の最も優秀なのは米國のネオプレン、ソ連のソププレン（三）では米國のチオコール、ドイツのペルデュレン日本の合成ゴム等である。

合成ゴムは天然ゴムに比し耐油性、耐老化性、耐熱性、耐寒性、耐摩耗性などが勝つている。

交錯輸送 物を生産地から求める場合にたとい近い距離の所に同じ位のもの、または代用し得るものがあつても、需要者は從來の取引關係から依然遠い生産地から求めようとする。そのために同じ質のものが同じ需要に應じ得るに拘らず、距離を無視し、交通經濟を考慮せずに輸送經路が交錯することが多い。

例をあげると、九州八幡の製鉄所から鋼材が京浜の需要者に向けられ、関東の日本鋼管の鋼材が阪神に送られる場合のごときで、阪神から京浜までは同質の需要に対し、鋼材が交錯輸送をなしているのである。資本主義機構の下における輸送の無計画性による大きな無だである。

更生糸 纖維くずおよび新舊天然纖維たる雜纖維を主原料として製造した糸の総称である。

事変以來、内需向の纖維原料が減少したのと、綿製品に対し製造消費制限が加えられたために、代用品として登場したものであるが、一度その製品が市場にでると、この種の糸および織物の製造消費が無統制であつた上に、比較的一般の需要に應じ得る好條件を備えていたため大いに歓迎され、自然製造量は増加の一途をたどり意想外に、その需要は廣くかつ盛になつた。

ところが何等の統制がなかつたから品質規格はまちまちで、適正價格の維持が困難なばかりでなく、粗惡品の横行をみるにいたつたので、商工省では纖維くず配給統制規則、更生糸製造制限規則を公布しさらに原料の需給調整、更生糸の規格統一品質確保、更生糸消費の計画化につとめた。

交附公債 普通公債は國家または公共團体が収入を得るのを主たる目的としているが、交附公債は直接収入を目的とせず、金銭支弁に代用するため発行されるものを指していう。すなわち國家が私設鉄道を買収するに当つて、その代金に充てるため発行するものや、一時恩給、賜金として発行交附するもの、並に政府が予算外國庫負担の契約によつておこなう損失補償のため発行交附する公債などがそれである。また國策会社や特殊法人の新設に当り政府がこれに出資するために公債を発行し、資本の拂込に充てているものもあり、廣義に解すれば、これも一種の交附公債ということができる。

五百円生活 金融緊急措置令の実施によつて、勤労者の給料は、五百円までが現金で支給されることとなつた。もち論家族一人当り百円までの封鎖預金引出が認められるため、家族の員数と収入のいかんによつては、正確に五百円の現金のみによつて勤労者が生活を営むわけではない。しかし、現金拂の給料が一應五百円と限定されたことからして、金融緊急措置令施行以後の勤労者の生活を五百円生活と称し、さらに廣い意味では、新円生活を五百円生活と称する。五百円と限度を設けた根拠は大藏省物価部が調査研究した当時（廿一年二月ごろ）の物価並に今後の物価の見透しと、主食副食物の配給予定量から割出した生活費によるが、配給予定の見込違い（特に主食の欠配）と物価が依然低落しないため、五百円生活が実際上極めて困難な状態となつた。そこで、政府としても考慮を重ね、財産税徴収後一刻も早く封鎖を解除する旨をあきらかにし、また病氣療養その他の場合は封鎖預金の解除もしくは封鎖支拂の範囲拡大によつて、五百円生活の困難を緩和した。五百円生活が勤労者の生活であるに対して、現金収入のある商人等は、無制限の生活を営み、ここに極めて不合理な現象があらわれていることは、五百円生活を益々困難とする有力な原因である。

鉱業権 明治卅八年三月八日法律第四十五号として公布された鉱業法に規定される鉱業に関する権

利である。同法第四條には「本法において鉱業権と称するは試掘権および採掘権をいう。鉱業権者は鉱区においてその許可を受けたる鉱物を掘採しおよびこれを取得する権利を有す」とありさらに第十五條には「鉱業権は物権とし不動産に関する規定を準用す」とある。試掘権の存続期間は登録の日から二年、採掘権は無制限である。鉱業権の獲得はいわゆる先願主義によつておこなわれるが、これには試掘、採掘の点で無能力でも、先に届出ればそれで権利を獲得し鉱区は何時までも掘らずに放棄されているという弊害がある。そこで昭和十八年六月の重要鉱物増産法の改正で、鉱区使用権の設定をおこない、休眠鉱区を活動させる途をひらいた。目下鉱業法の改正が商工省で研究されているが、その中に使用権の規定を入れることも考慮されている。

厚生施設 勤労者の健康を維持するために國家あるいは会社が出資してつくる施設のことで、國家の厚生施設には國立病院、國立公園、会社のつくる厚生施設には工場の病院、休養室、運動場、プールがある。

購買力平價說 この学説は第一次大戰後の爲替相場が一大混乱期におちいつた際、これを説明するために唱えられたもので爲替理論としては有名な学説である。その唱導者はスエーデンの生んだ近代の大学者グスタフ・カッセルでその論旨は不換紙幣國間の爲替相場は両國間の通貨のそれぞれの國における國内購買力によつて決るというのである。すなわち甲國の通貨が膨脹してその購買力が下落すると、乙國における甲國の通貨の價値は必ずやそれと同じ程度まで下落するであろう、またこれと同時に乙國にも通貨の膨脹が起り、その購買力が下落すれば乙國における甲國の通貨は騰貴するであろう、かくて二國の通貨に膨脹が起つたときは新爲替相場は二國間の通貨膨脹率の比を乘じたものに等しいと、こういう具合に算出される相場は二國間の新しい平價とみなければならぬ故に、これを購買力平價というのである。

效用遞減の法則（欲望遞減の法則） ゴッセンの法則ともいう。ゴッセン、（一八一〇―一八五九）は「人類交易の法則とこれから生ずる人類行爲の原則の発展」と呼ぶ著述によつて「同一享樂の大きさは、その享受を不断に継続していくならば、つぎつぎに減少してゆきついに飽和状態に達する」という法則をうちたてた。これは後にヴィーゼルによつてゴッセンの法則と名づけられ、限界効用学説の礎石となつたものである。

後配株 後配株はその会社の内容の著しく異る二つの会社が合併される時に発行されることがある。たとえば甲の会社は内容、業績共に堂々たる会社。乙の会社は甲の会社に比し内容は劣るが、業績は漸次甲の会社に接近し同一配当をおこない得る素質のある会社、この両者が合併するに当り、乙の会社株主に後配株を割当てるという方法はあり得ることである。

大体、こういう会社が合併する時には甲株八株とか九株に対し、乙株十株の割合で合併するというような方法が普通である。それだけ乙会社の株主は犠牲を出すこととなるわけである。

これを合併條件を対等にし、配当で差をつける。前例によれば甲乙の合併條件は対等とするが、甲会社の株主の配当は八分とし乙会社の株主の配当は六分とし、その替り一年に一分ずつ増配し、二年後に対等の八分配当とする。この場合乙会社の株主は後配株を割当てられたというのである。

会社を新設するに当り出資者の一部がその会社の利益がある程度に達するまで配当を辞退することも後配である。全國株取を統合して生れる日本証券取引所は、政府以外の出資者の拂込出資金額に対し年百分の五の割合を超過しない時は政府出資に対し剰余金の配当をなすを要せず、となつているがこの政府出資は後配に属するものである。

硬貨（Coin） 紙幣や強制通用力をもつ銀行券に対し、金属製の貨幣を硬貨という。金貨、銀貨、銅貨、ニッケル貨、アルミ貨等はすべて硬貨である。

わが國では現在五十錢、十錢から五錢にいたるまですべて紙幣が用いられているが、これは漸次全面的に硬貨に改められることになつている。もつとも一時にこれらの小額紙幣を回收することは不可能なので、第九十議会へ臨時通貨法改正案が提出され小額紙幣の発行を継続し得ることとした。右の法律によると、小額紙幣の発行は終戰後一ヵ年限りということになつているからである。

考課狀 株式会社において取締役が作成して、株主総会の承認をうべき書類である営業報告書、損益計算書等の俗称を考課狀という。営業報告書は前営業年度における会社営業の狀況のこう概を示す報告書であり、損益計算書は前営業年度における収入支出を記載した計算書である。これには通常益金、損金の二欄にわけ各種の収入支出を記し、総益金が総損金より多い時は当期利益金として損金欄に掲げその反対の時には当期損失として益金欄に掲げ、両欄の総計数を一致せしめる。

コール 短期資金のことである。コール・ローンというのは供給者側（出し手）から見ての名で、需要者側（取り手）からいえばコール・マネーと呼ばれる。なぜコールというのかといえば、その名の示すごとく、要求（または通知）あり次第何時でも返済さるべき短期の貸附であるからで、呼べばすぐ還るというような意味である。コール貸附は普通同業者である銀行間で、手形交換じりの決済に関連しておこなわれる。毎日の手形交換で債權超過（受取り超過）の銀行と債務超過（支拂超過）の銀行ができるわけで、この債權、債務の決済をするために、そこに極めて短期の貸借が銀行間におこなわれることになる。他に以前ならば正金が外國爲替を売買する資金として、また証券業者（ビル・ブローカー）が有價証券殊に株式の売買のための資金としてコールを吸收することがある。

コール・ローンには半日物（手形交換前に貸してその日の交換後に返済してもらうもの）、翌日物（今日貸して翌日返済されるもの）、無條件物（今日貸して一日据置き、その後何時

でも予告によつて回收し得るもの）普通物（貸出の日から一週間据置き、その後は前日の予告によつて翌日回收しうるもの）月越物（月を越すことを條件とするもの、越月すれば翌月の第一日から無條件物となるもの）等がある。

功労株 会社の設立または増資に当り会社に功労のあつた人に対して株式を無償または券面額をもつて割当てることをいうが、設立の場合に功労株をだすのは極めて少く、多くの場合は既設会社が増資する場合である。また株式を功労に報ゆる意味で無償で提供することはわが國の商法では無効とされている。

たとえば会社が倍額増資する場合、普通ならば旧株主に旧株一に対して一の割合、または旧株二に対して一の割合で引受けさせ、残りを市場で公募する。しかし功労株をだす場合は、これらに優先して会社に非常に功労のあつた重役や、勤続年限の長い社員に増資株を券面額で與えて、残りを旧株に割当てたり一般に公募するのである。普通増資するような会社は営業成績が良く、配当率も市場の一般金利水準よりも高いから増資株五十円全額拂込みである場合その市價はプレミアムがついて七十円にも八十円にも売買されているから、功労株として券面額で増資株をもらつたものは拂込額と市價との差額だけもうかることになるのである。

港運業 （港灣荷役業）港湾運送業とは、海上輸送に附随して貨物の船積または陸揚げのため荷さばき、積卸またははしけもしくはえい船による運搬をなす事業およびこれらの作業の請負をなす事業をいう—これが港運業（港湾荷役業）の定義であるが、その実体ははしけ船、えい船をもつていて海上貨物の荷揚げをしたり積込みをしたりする事業である。戰時中ワンマン・コントロールの原則にしたがつて一つの港に一つの港運会社を設置し、いわゆる一元運営なるものをやつたが、その法的根拠たる港湾運送業等統制令は本年九月で廃止され一港一社主義は撤廃される。しかし港の顔役たちによつて小規模の経営体が濫立しては困るし、また輸入食糧の荷役などには一應政府の意思が透徹する必要がある

ので、統制令にかわるものとしてポツダム宣言にもとづく勅令をだし、同業開始には運輸大臣の許可を要すること、運輸大臣は必要と認めた場合には設備の相互融通命令（たとえば横浜に食糧が沢山輸入されてきた時、芝浦のはしけ船を横浜に融通して荷役力の増強をはかる）設備の譲渡命令をだし得ること、貨物の取扱い方法もしくは取扱順位を命じ得ることなどを規定するが、右勅令は近い機会に法律化されるはずである。

高炉セメント　高炉にて鉄を製錬する際に、鉱石中の不純物がよう剤と結びついていわゆる鉱滓となつて流出する。これは従来無用のものとして海中その他に捨てていたのであるが、最近ではこれをも利用してレンガ、セメント、バラス等を製造している。よう融状態の鉱滓をノズルより噴出する高圧の水で粉砕急冷したものを水滓と称し、高炉セメントはこの水硬性を利用したものである。水滓を充分乾燥させた後これに石灰石その他を加え、混和粉砕し回転窯中で焼成しクリンカーとする、このクリンカーに乾燥せる水滓を加えて高炉セメントとするのである。これははじめポートランド・セメントより品質が劣るものとされたのであるが、現在ではむしろ次の点で優れていると思われる。すなわち(一)熱的抵抗力が大である。(二)価格がより低廉である。(三)海水に対する抵抗力大である等の利点により利用の範囲は拡大されつつある。石炭事情がセメント製造を制約しつつある現在ポートランドに比し石炭半分にて焼る高炉セメントの活用こそ、かくして待つべきであろう。

小運送業　貨物が鉄道、海運のいずれによつて輸送せられる場合にも積込、荷卸等がある。そこで自動車、馬車、荷車等で荷送人の戸口から駅にいたるまでの運送或いは到着地における駅から荷受人の戸口までの運送を業としているものを小運送業という。小運送業は大運送機関たる鉄道船舶の両端にあつて集貨配達をおこなうから、その良否は直ちに輸送力に影響をおよぼす程の重要な役割を果しているにかかわらず、過去の業界は文字通り小業濫立、摩擦相こくの乱脈状態であつた。よつて業界の整備をはかるた

めこれを免許事業とし、その他國家が監督をおこない得ることを内容とした小運送業法およびこの事業の全國的統轄機関の設立を目的とした日本通運株式会社法が昭和十二年に制定された。かくて昭和十六年九月京浜、大阪、名古屋三大地区における全小運送業者百六十二会社および多数の関係自動車業者に対し日本通運への譲渡、合併を要請し、つづいて神戸、京都においてもこれに準ぜしめ、さらに和十七年一月二日の方針を全國に拡大し日通をして自ら小運送業を直営する國策会社とした。

コンツェルン　コンツェルンはドイツ語のKonzernからきた企業結合の一つの形態で、巨大資本の下に支配される個々の独立した異種企業の集まりをいい、カルテルとか、トラストとかいう企業体と同様、資本主義の成熟期の産物である、第一次欧州大戦後、ドイツの産業が衰微していたので、これを振興するために長足の発達をしたが、ドイツ統計局の定義によると「結合の目的を考慮することなく資本で参加するが、利益の共同契約をするか、ないしは委託契約をなすかいずれの方法でもこれらの目的をもつて結合し、法律上ではおのおの独立した諸企業の結合である」としている。

コンツェルンには大体、特殊会社があつて、これが中心機関となり、さん下に子会社をもつて羽翼を得るようになつている。組織は縦断的の場合も横断的の場合もあるが、いずれも團結の下に偉大な信用をつくり、資金の運用、技術、機械の利用、分業などから生産費の引下げに巧妙な活動をして利潤の増加をはかる。

コンツェルンがカルテルと異なるところは、その方向と手段の点であり、トラストと違うのはコンツェルンはわずかに加盟企業の内部的制限に止まるが、トラストの方は独立性を全般的に否認する点にある。わが國では学識的に組織されたものでないが、三井、三菱、住友などのいわゆる財閥がこれに該当し理研コンツェルンはこの変態的一例である。しかしこれらの財閥は軍閥と結託して帝國主義戦争を起し、また國

民を搾取するものとして、終戰後連合國司令部から解体を命ぜられた。

コンバイン (combine) 動詞としては「結合する、連合させる」という意味であるが名詞になると「企業連合=combination」の意味の経済用語として用いられる。(コンビネーションの項参照)

コンプラドール (comprador) 原語はポルトガル語といわれる。買弁のことである。これを少しく定義めかしていうと「東洋諸國で外國人と原住民との中間に介在し、手数料をとつて商品の賣買を仲だちする人」のことである。主として支那南部で用いられる。

支那の半植民地的性格は買弁の発展を著しく助長した。そして支那における民族資本は買弁資本として蓄積された。その本質は高利貸的高等資本であり、今日の近代化した支那の金融機構もその原來(オリヂン)は買弁高利貸資本の変相である。從つて支那の金融機構は外形的には近代化したが、実質的には一方には金融資本の收奪を援け、その業務の一部を担当して支那の植民地化を促進し、これによつて植民地利潤の分配にあずかるとともに、他方公債および土地不動産の保有を主な業務とすることによつて、大きな利益を挙げるにきゆうきゆうとしている。金融機関のかくのごとき不健全な作用はのびようとする新興民族工業に対して阻止的な役割のみを果すことはあきらかだ。

支那資本の買弁的性格、それは半植民地的支那經済の特殊性の端的な表象であるといわれる。

混合セメント 混合セメントは酸性白土を大体三割程度、普通のポルトランド・セメントに混入したものをいい、珪酸分の混合限度については戰前イタリヤにおいて六割位まで混合したという例もある。これを建築或いは土木の構造体として利用する場合には強度が普通セメントに比較して相当落ちる。

コンビネーション (Cnmbination) 本來の意味は組合せとか結合であるが轉じて

組合、連合、株主連合、同業連合の意味に用いられる。例をあげると combination of companies といえば加盟会社が各自の組織に変更を加えることなく、ある目的の遂行のために協同して行動する会社連合組織を指し combination of production といえば同一種類の商品の生産を調節して市場の販賣操作をおこなう生産連合組織を指し、combination of trade といえば企業連合すなわちカルテルを指す。もつともコンビネーション單独でも企業連合の意味に用いられる場合がある。(カルテル、トラストの項参照)

さ

サイクル

周波数またはサイクルとは交流電氣が1秒間に変化する回数をいう。わが國では現在関西用電氣が60サイクル、関東用電氣が50サイクルで別個の設備の下に発電使用されているので、関東の電氣が不足し、関西の電氣が過剰になつても、原則として互に融通することができない。そこで一たん設備した発電裝置を60サイクルから五十サイクル、またはその逆に変化させるために特別なサイクル設備をしなければならぬが、それには一キロ六十円ないし七十円の費用がかかる。しかるにはじめから両サイクル用の発電設備をするならば、一方のみのものに比し、四，五円位の負担増しで完全に兼用の設備ができるので各地とも次第にこの兼用設備を心掛け、本州中部地方に建設すべき主要発電所は必ず両サイクル用の設備をするようになつていた。おかげで近年の電力不足に際し、関東から関西へ電力を供給して需給の調整を図つたことは、発送電が日本発送電会社の手に收められているためとはいえ、両サイクル並用の大きな事実といえよう。

最高発行額制限制度

銀行券の最高発行高を限定して、みだりにそれ以上の発行を許さないことによつて銀行券濫発の弊害を防止しようとする制度である。

完全な金本位制度の場合は銀行券の発行高は自動的に調節されるが、金本位を離脱した管理通貨制度においては銀行券の調節は全く人爲的におこなわるから銀行券濫発の弊を除くためには是非必要な制度である。わが國は戰爭経済の進展とともに紙幣の発行が著しく増加したので昭和十六年四月一日から最高発行制限制度を採用し、その後昭和十七年五月日本銀行法の実施によつて管理通貨國となり、同法第卅條に『主務大臣は前條第一項(日本銀行の銀行券発行)の銀行券の発行

限度を定むべし、主務大臣前項の発行限度を定めたるときはこれを公示す』と規定して、明確に最高発行額制限制度を取入れた。ところが実際は昭和十六年度の最高発行限度四十七億円、十七年度六十億円と規定したのみで、その後歴代の大蔵大臣は向その制度を活用せず、大東亞戰爭のし烈化とともに制限外発行(同項参照)による銀行券の増発を続け昭和十七年末七十一億四千九百万円、同十八年百二億六千六百万円、同十九年末百七十七億四千五百万円、同廿年末五百五十四億四千万円、同廿一年六月末四百廿七億二千八百万円という巨額の発行高を示した。

最高発行限度を科学的に計算するものとして貨幣数量説、購買力平價説等あるが完全なものでなく、ことにわが國のごとく経済秩序が乱れ、経済統計の不完備な情勢の下においては一層至難である。

最低賃金

法律によつて定められ、法律上それ以下に賃金を減ずることができない一定の標準賃金。この標準は全産業の全労働者、または一定産業の全労働者、または全産業あるいは、一定産業の女工および少年工にのみ適用されるものである。一般に最低賃金は最低の生活水準を基準に算定されるものであり、したがつて一國を数地区にわかち地区毎の生活水準を基礎にそれぞれつくられる場合もある。

最低賃金を法制化していないイギリスでは慣行として「各地方における全職員の賃金をその地方における最良の雇主の標準に平均する」ということがおこなわれたが、日本では最低賃金の法制化はもち論、そのような慣行さえも存しなかつたので、農村に停滯している潜在的失業人口とあいまつて、労働者の生活のきりさげは際限なくおこなわれていたといつてよい。敗戰後、労働者はいつせいに生活費を基準とした最低賃金制の確立を要望し、法制化の気運を下からつくりだす一方、すでに労働協約によつてこの点を使用者と契約し、事実上実現されている場合もある。

劣悪低廉な労働條件を特徴とした問屋制家内工業の廣範的

な存在が、日本資本主義の特殊報道として指摘されてきたが、最低賃金制の確立はこの特殊性そのものを根抵からくつがえす大きな刺激となろう。

再生産過程 人間は歌う前に、說教する前に、考える前に、その肉体を維持するとともに、その社会的な生活に必要な一切の物質的手段をつくり出してゆかねばならない。消費手段と生産手段とが生産され、その生産が繰返されねばならない。社会が存続してゆく過程は、このような物質的手段の再生産の過程であるということができる。この再生産の過程が、現状をそのまま保存してゆく範囲で繰返へされるかぎり、これは單純な再生産と呼ばれる。もし再生産が現在の規模以下に縮小する場合は縮小再生産で、逆に再生産過程がいまの規模よりも拡大する場合には拡張再生産と名づける。では資本主義の下における再生産過程というのはどうしておこなわれるか。資本主義的な再生産の過程は、言葉をかえていえば剰余價値が実現される過程である。剰余價値の全部が資本家の消費にあてられると仮定すれば、ここでは再生産は拡張されないで、單純な再生産を繰返すだけである。だが資本主義社会の生産は競爭の圧力の下におこなわれる。資本家は、他の資本家との闘いに耐え、かつ勝利者としてできるだけたくさんもうけんがためには、自分の生産の規模を拡大することが必要となつてくる。剰余價値の一部はかくて蓄積されて、生産を拡大するために使われる。再生産過程がこう乱されずに続けられてゆくためには、各生産部門の間に、さらに各生産部門と消費部門との間に、一定の比例関係または均衡の関係が存在しなければならぬ。資本主義的再生産過程における各部門間の、このような均衡は、生産が無計画、無秩序におこなわれているにもかかわらず、成立しなければならないというところに、この社会の根本的な矛盾があらわれている。無秩序、無計画な生産によつてこの均衡が破れると、そこから恐慌が始まる。

最惠國條款 最惠國約款とも呼ばれる、國際間に通常條約締結の際、甲國が乙國にあたえた通

商上の利益と同等の利益を乙國の條約國たる第三國にもあたえる約定をいう。國際間に自由に通商がおこなわれるためには特定國間の独占的特殊的優遇條約をうち破る必要があるので、こういうような國際條約の形が発生し、発達したのであるが第二次大戰後の國際通商関係においてこういう條件が如何にとり扱われるかは興味ある問題であるが、わが國が國際的にこういう條款の恩典に浴することのできるのはいつのことか。

財團 ある事業会社が金を借りる場合、その事業を構成する各種の財産、すなわち土地、建物、機械器具、設備品または権利などを一丸として、これを対象に單一の抵当権を設定するときこれらの企業財産の集團を「財團」といい、こうして金を借りられる方法を規定したのが各種の財團抵当法である。わが國では工場財團抵当法をはじめ鉱山、漁業、鉄道、軌道、運河、自動車事業等にそれぞれ財團抵当法がある。事業金融は、事業財産の総合体を対象とし、その收益とか償還能力等を標準とすべきであるから、このような財團金融こそ事業金融の主流をなすものである。

財産税(一) 廿年十二月、政府は「個人財産税」、「法人財産税」、「個人財産増加税」、「法人戰時利得税」の四税法を制定する方針の下に、法案を作成した。これらの法案は、インフレーションを抑制するために、個人および法人の財産を徵收し、かつまた戰爭によつて何人も利益を得ることはできないといつた趣旨から戰時中に個人および法人の得た利益の一切を徵收しようとしたのである。その総收入は約一千億円と見込まれ、これをもつて約一千三百億円の巨額に達している國債を償還し、日銀券の発行を收縮せしめようと計つたのである。その後、廿一年五月、マッカーサー元帥の財政顧問として、レオ・チャアン氏が來朝、財産税に関し種々検討を加えた結果、同税の内容は相当変更された。すなわち、(1)個人財産所有者をA・B・Cの三クラスにわけ、A級は五十万円以上、B級は十万円以上、以下

C級とし、まずA級から徴税し、予定の税収入に達しない場合はB級から徴税し、なお不足の場合はC級の納税によつて予定総額を充たすこととする。(2)、法人関係の財産税は徴収しない。(3)、税率に変更を加えた。(4)、米國の租税制度にならつて密告制を採用する。等の諸点で政府原案に改正を加えた。その後軍需補償の打切りが実施されることとなつたため、財産税はさらに縮少され、個人財産税のみ、となつて、他の三税は制定されないことになつた。その理由は戰時補償の打切によつて法人財産税、法人戰時利得税は、実質的に徴税されたと同様のこととなり、また有價証券等の値下り、預貯金の打切によつて、個人財産増加税の対象が消失または課税困難となつたためである。のみならず、財産税徴収の目的も、インフレ防止、公債償還から轉じて、昭和廿一年度予算の歳入に使用することが最大理由となつた。これは全くの轉換で、不動産等物的財産が物納され、それを担保として大藏証券を発行して廿一年度予算の歳入として使用するのであるから、インフレ防止どころか、政府の手による日銀券の創造であつて、インフレーションにますます拍車をかける原因になる。もちろん、財産税の全額が金納されるか、あるいは金納された額だけを廿一年度に使用するか又は廿一年度に必要な物だけを同年度中に現金売却して、歳入に計上するならば、少くともインフレーションにさして拍車をかけるとはいえないであろうが、物納が相当多額に上ると予想され、封鎖預金からの納税も多額に上るとみられ、しかも財産税徴集見込額四百卅億ないし五百億がすべて廿一年度の歳入として計上されることが必至であるから、財産税はインフレを促進するおそれを多分に有している。

財産税(二)　ある時点、たとえば昭和廿一年三月三日午前零時という時点において個人または法人の所有する財を合計したもの、これが厳密に規定された財産なるものである。この財産に対して課せられる租税が財産税である。

大体租税というものは、どこの國でも法人、個人を問わ

ず、その所得、収益または消費に対して課せられるのが原則で、財産そのものに課税することはほとんどなかつた。ところが予算の膨脹に伴う税源の枯渇や、戰時における多大な戰費、戰後における累積した國債その他の経費の支弁やのために第一次大戰を契機とし財産そのものに対する課税がおこなわれるようになつてきた。ことにそれが今次大戰の後に著しい現象であつたこと、わが國でもついにこの制度を採用するにいたつたことは周知の通りである。(これについては個人財産税、同財産増加税等の項を参照)　財産税一般としてみるときは、左のごとき種類があげられる。

一、財産税(財産所有税)ーこれには臨時財産税と経常財産税があり、いずれも個人または法人の所有するあらゆる財を総合して賦課する人税であつて、財産の所有に対して賦課されるため財産所有税ともいわれる。発生的には臨時財産税の方がさきで、戰時または戰後の非常時に、普通の財政政策では調達不能な経費を得るために課せられる。課税は一回限りで税率も高い。経常財産税は経常的に課せられる財産税で、したがつて税率は財産そのものを手放さなくとも所得で賄い得る程度の低さである。だからこれは実質的には所得税の欠点を補うべき補充税であることが多い。

二、特殊財産税ー右の外、戰時財産増加税のごとく、戰争中に戰争の直接または間接の影響によつて異常にまたは不当に増加した特殊の財産に対して課税する特殊な財産税がある。これは普通には戰時利得税と呼ばれている。しかしそういつた非常税ではなく、平常的な租税としての財産増價税がある。これは財産の所有高でなく、一定年限の間に財産の價値が増加したとき、その増加分に対して課する租税で、まず土地が人口増加、交通機関の発達等に伴つて自然的に價値増加をした場合その増加分に対して課した個別的増加税からはじまり、後この考え方を一般財産にまで拡張して宗合的に財産の増加分に課税する宗合財産増加税が生れた。

なお学者によつては相続税を流通税と解するよりは財産税と解した方が正しいとなし、この項目に入れている人も